

地域 DX 推進体制構築支援 公募要領（事業者向け）

総務省「地域社会 DX 推進パッケージ事業」のうち
「推進体制構築支援」における
伴走支援事業者の公募

【応募受付期間】

令和7年3月7日～同年3月28日

令和7年3月

MRI 三菱総合研究所

（総務省 地域社会 DX 推進パッケージ事業 推進体制構築支援 事務局）

I はじめに

デジタル技術は、人口減少や少子高齢化、産業空洞化等の地方が抱える社会課題を解決するための鍵であり、また、新しい付加価値を生み出す源泉でもあることを踏まえ、政府では、デジタルインフラの整備と、官民で地方におけるデジタル・トランスフォーメーション(DX)を積極的に推進しています。

一方、現状では、少なくない地方公共団体が、地域課題解決のためにデジタル技術の活用に取り組んだことがないと回答しており、その際の課題として、予算・人材・情報・推進体制などを挙げております。

特に、全国的に DX 人材が不足する中、小規模な市区町村の現場では、極めて少人数の職員のみで DX・情報関係業務の全てを担うような状況にあるなど、個別市区町村のみでは人的リソース等が不足していることにより、デジタル技術を活用した地域課題解決に向けて取り組むことができない状況にあります。こうした市区町村においても着実にDXを推進するためには、専門人材を活用して、地域に密着したDX推進支援をすることが求められます。

また、デジタル技術を活用した地域課題解決を推進するためには、地域課題を抱える地方公共団体と、地域課題に関係するステークホルダーが連携して取り組むことが重要となります。特に、都道府県においては、

- ・市区町村における継続的なデジタル人材の確保・育成に関する継続的な支援
- ・個別市区町村へのDX推進支援で得たノウハウを活用した都道府県内でのDX推進

といった役割が求められるところ、都道府県と市区町村が連携して、地域のステークホルダーを巻き込みながら、DXによる地域課題解決に向けた地域推進体制(以下「地域DX推進体制」という。)を構築・拡充していくことが重要です。

このような認識の下、総務省では「地域社会DX推進パッケージ事業」における取組として、地域DX推進体制を構築・拡充し、デジタル技術を活用した地域課題の解決に取り組みたい地方公共団体を対象に、伴走支援事業者による支援を通じて、DX推進体制の構築・拡充、地域DXの取組の推進を支援します。

必要な管理を行う事務局として、株式会社三菱総合研究所を選定するとともに、予定支援地域候補を選定しました。今般、株式会社三菱総合研究所は、地域DX推進体制構築等を支援する伴走支援事業者を公募することとしました。

地域DX推進体制構築等の支援を伴走支援事業者として希望する法人は、本公募要領に従って提案書を提出してください。

II 公募内容等

1. 公募内容

別添1-1~14「希望する伴走支援」の内容を踏まえて、本公募要領及び別添2「伴走支援事業者による実施内容」を実施する伴走支援事業者。

2. 業務委託費限度額

1 支援地域あたり最大 1 億円（税込）

ただし、過去に支援地域として選定採択された地域（県）については、上限 5,000 万円（税込）とします。

※提案書の評価の結果、支出計画書に記載した金額に満たない額を、委託費限度額とする場合がある。

3. 採択件数

7 件程度

Ⅲ 伴走支援事業者等の役割

1. 伴走支援事業者の役割

本業務は、地方公共団体に対し、補助金又は交付金の交付を伴う事業ではありません。

上記Ⅱ 1. の実施のために必要な経費を、株式会社三菱総合研究所と伴走支援事業者との間で別に締結する業務委託契約により支弁します。伴走支援事業者は、シンクタンク、コンサルティング企業、IT ベンダ、通信事業者、地場産業、地方銀行等の事業者を想定しています。経費の主たる部分は、伴走支援事業者の人件費となります。また、本業務においては、総務省及び株式会社三菱総合研究所が必要と認める場合において、応募時点における支出計画額（総額）の 1～2 割程度を具体的な地域社会 DX の取組を実施するための人件費以外の費用（一般管理費等を除く）に充てることも想定しています。

業務委託費は業務委託（請負）契約に基づく対価的性格を有する経費であって、補助金のような助成的性格のものとは異なりますので、この点、十分にご留意ください。

伴走支援事業者は、地方公共団体が自律的にデジタル実装に取り組めることをめざし、地域 DX 推進体制の構築、都道府県内の地域 DX の促進を目指した支援を行います。具体的には、各地域が抱える地域課題や既存の地域 DX 推進体制の構築状況等、地域の状況・ニーズを踏まえつつ、伴走支援事業者が専門家等を派遣し、地域に密着して、①住民のニーズ調査等を通じ、市区町村における地域課題やボトルネックの明確化の補助、②持続可能な DX に向けた具体的な進め方（実証・実装に当たっての課題の解決方法や計画案の作成など）の提案、③地域課題解決に係るステークホルダーとの推進体制の構築支援等を行います。

また、伴走支援を通じて、地方公共団体の担当者の方に、地域 DX 推進に必要な知見・ノウハウを習得いただくこと、特に都道府県の担当者の方には、小規模市区町村を含む管内市区町村への支援ノウハウを習得いただくことも目標とします。本伴走支援事業を通じ、特に都道府県の担当者いかに支援ノウハウを習得して頂くか、の観点は選定にあたり、特に重視しますので、十分留意して提案書を作成して下さい。

【支援メニューの例】

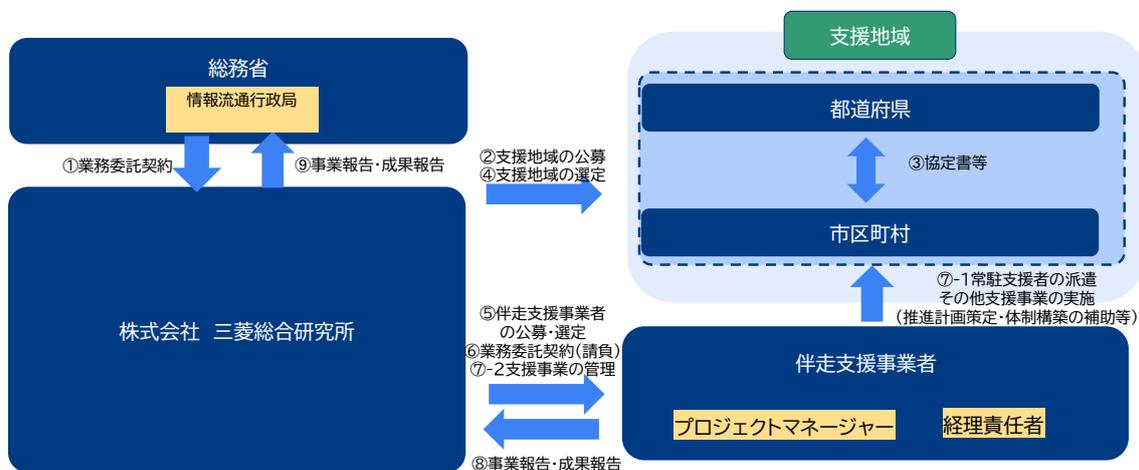
- ・ 地域 DX 推進体制の構築支援【必須】
 - 都道府県・市区町村の連携推進
 - ◇ 都道府県・市区町村における地域 DX の推進体制(庁内の役割分担や実行管理方法)確立のための検討補助
 - ◇ 市区町村の DX 推進を都道府県が支援する方策の検討補助(特に、市区町村における継続的なデジタル人材の確保・育成に係るもの)
 - 地域のステークホルダー(金融機関、企業・団体、教育機関等)との連携体制の検討補助
- ・ 地域 DX の推進支援【支援地域が希望する場合】
 - 地域 DX に係る課題整理や取組方針策定の補助
 - ◇ 都道府県・市区町村による地域課題の抽出・整理の補助
 - ◇ 当該地域課題を踏まえた都道府県・市区町村による取組方針の検討の補助
 - ◇ 地域のステークホルダーの洗い出しの補助
 - ◇ 他地域における好事例の紹介
 - DX 推進人材の育成・連携方策の検討補助
 - ◇ 地域 DX の推進人材の育成・研修(ワークショップを通じたチームビルディング等)
 - ◇ 幹部職員・一般職員に対する研修
 - ソリューション実装計画の策定支援
 - ◇ ソリューションの検討の補助
 - ◇ ネットワーク構成・機器等の要件の検討の補助
 - ◇ 導入・運用コストや費用対効果の検討の補助
 - ◇ 運用モデルや資金計画、マネタイズの仕組みの検討の補助
 - ◇ 実証事業、補助事業等への申請支援
 - ソリューション実装の推進(マネジメント含む)の補助

等

【上記の支援メニューの実施に伴い発生する事務】

- ・ 株式会社三菱総合研究所との業務委託(請負)契約の締結
- ・ 「別添2 伴走支援事業者の実施内容」に定める実施内容
 - 電波法を含む法令等に基づく許認可の取得(必要な場合に限る。)
 - 本業務実施に伴う ICT 設備・機器の調達、運用
 - 広報、研修および現地セミナーの開催
 - 報告書とりまとめ
 - 総務省及び事務局が行う調査研究、広報事業等への協力(中間報告会、最終報告会の参加を含む。)

- ・ 株式会社三菱総合研究所宛の期限内の経理処理伝票提出や提出内容の正確性への責任を持つこと
- ・ 地域 DX 推進体制の構築等に係る費用の支出、支出に係る内容確認、取りまとめ、額の確定、適正な執行管理、コンプライアンスの確保(地域 DX 推進体制の構築等に附帯して行うデジタル技術の導入・試設計・DX 実装に係る調達を含む。)
- ・ 株式会社三菱総合研究所への成果報告書、業務委託契約書に基づく各種報告書及び事前協議書等の提出
- ・ 総務省(総務省により委託された者)および株式会社三菱総合研究所からの依頼に基づく業務の成果の普及・活用状況についての追跡調査に係る報告
- ・ その他株式会社三菱総合研究所と伴走支援事業者の間の業務委託契約に定める実施事項等の実施(サプライチェーンリスク対応、情報セキュリティ対策)



2. 地方公共団体と伴走支援事業者の関係

本業務における地域 DX 推進は、あくまでも地方公共団体の職員が実施主体かつ主導的な役割であることを前提としながら、伴走支援事業者が地方公共団体に対する助言等の伴走支援を実施するものです。地域 DX 推進に必要な「方向性の策定」や「計画の作成」などの実質的な作業の主たる部分を伴走支援事業者のみが行うものではないことに注意してください。

また、伴走支援事業者が常駐派遣する専門家等は、株式会社三菱総合研究所と伴走支援事業者の間の業務委託契約に基づき地方公共団体に常駐派遣されるものであって、地方公共団体と専門家等の間に直接雇用関係はありません。このため、伴走支援事業の期間中は、支援地域である地方公共団体からの作業上の指揮監督および身分上の指揮監督を受けることはできませんので、注意してください。

地方公共団体は、伴走支援を受ける体制を構築します。具体的な内容は、別添1-1~1-14(希望する伴走支援)を参照してください。

3. 株式会社三菱総合研究所(株式会社三菱総合研究所)の役割

株式会社三菱総合研究所は総務省との間の業務委託(請負)契約に基づき、以下の業務を行います。

- ・ 伴走支援事業者が行う支援その他業務の監督・把握全般
- ・ 地域の推進体制構築支援において、十分な知見、能力、経験を有する者で構成される支援チームを構成し、伴走支援事業者が行う支援状況を随時把握するとともに、支援その他業務の実施方針・実施方法・課題解決策に係る指示及び助言を実施します。
- ・ 必要に応じて、地域課題の解決を図るために有益な助言を行うことができる者等の伴走支援事業者以外の専門家(本業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換や検討のために設置する委員会等(シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループ等を含む。)の開催や運営に要する委員等)の斡旋(謝金及び旅費・交通費は本業務の経費とし、その支払は、伴走支援事業者が行います。)

IV 応募等

1. 応募資格等

応募は、一法人の単独、又は複数法人の共同のいずれでも結構です。

(1) 応募者の資格要件

イ. 伴走支援事業者の法人としての経験、能力

伴走支援事業者は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 受託する伴走支援事業について、企画・立案および適切な進行管理を行う能力・体制を有すること
 - ・ 国内官公庁の同種・類似の事業(地域デジタル基盤活用推進事業、デジタル専門人材派遣制度、地方創生人材支援制度等)の実施実績を法人として有すること(コンソーシアムにより共同で応募する場合は、コンソーシアムの構成員のうち少なくとも一法人が当該実施実績を有すること)。
- ② 共同で応募する場合は、株式会社三菱総合研究所と業務委託(請負)を締結するまでの間にすべての参加法人が協定書(【参考】〇〇〇コンソーシアム協定書(例))を取り交わすことが確実であること。また、コンソーシアムを代表する業務執行者として、以下の業務を執行する代表機関を選任して下さい。
 - ・ 株式会社三菱総合研究所との業務委託契約(請負)の締結
 - ・ 株式会社三菱総合研究所へ本業務に係る資金の請求及びその受領
 - ・ コンソーシアムのほかの構成員に対する資金交付
 - ・ 伴走支援事業の企画立案及び進行管理、成果の取りまとめ
 - ・ コンソーシアムにおける本業務に係る費用の支出に係るコンプライアンスの確保、適正な執行管理
 - ・ 知的財産権に関し、コンソーシアムの構成員に特許権等の取得を促すこと
 - ・ 株式会社三菱総合研究所への成果報告書、業務委託(請負)契約書に基づく各種報告書及び事前協議書等の提出

- ・ コンソーシアムの構成員である法人等から提出された実績報告書(収支決算及び成果)の内容確認、取りまとめ、額の確定
 - ・ 総務省、総務省から委託された者及び株式会社三菱総合研究所からの依頼に基づく本業務の成果の普及・活用状況についての追跡調査に係る報告
 - ・ コンソーシアムの業務執行者として、コンソーシアムの事業としての適格請求書を交付すること。また、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 57 条の 6 の規定に違反しないことを宣誓すること
 - ・ その他仕様書に定める実施事項等の実施
- ③ 伴走支援事業の進捗管理等に必要な経験又は同等の能力を有する体制を確保するとともに、本業務規模相当のプロジェクトを統括する等の実績のある者を業務統括責任者(以下「プロジェクトマネージャー」という。)にすること(共同で応募する場合は、コンソーシアムを組織する法人毎に業務責任者を置き、これらの業務を統括する者としての業務統括責任者を代表機関に置くこと)。
- ④ 本業務の実施にふさわしい業務経験・実績がある者を、地方公共団体に常駐派遣させ、常駐支援者として、支援事業の実施全般を行わせること。支援地域の地方公共団体に、常駐支援者 1 名以上が、通年駐在している状態を維持すること。支援事業の期間を通じて、一貫した支援が行えるよう、必要な措置を講じるものであること。
- ⑤ 応募時点において、適格請求書発行事業者(消費税法第 57 条の 2 第 1 項による登録を受けた事業者)であること。コンソーシアムによる共同提案の場合は、コンソーシアムを構成するすべての法人が適格請求書発行事業者であり、代表機関は、コンソーシアムの業務執行者として、コンソーシアムの事業としての適格請求書を交付すること。
- ⑥ 業務実施のバックアップ体制等
- ・ 本業務の遂行に当たり、適切な管理運営を行う能力・体制(法人毎に情報管理責任者を設置することを含む。コンソーシアムにより共同で応募する場合は、代表機関に情報管理統括責任者を設置することを含む。)を構築すること
 - ・ 「経理責任者」を1名設置し、株式会社三菱総合研究所宛の期限内の経理処理伝票提出や提出内容の正確性への責任を持つこと。コンソーシアムにより共同で応募する場合は、代表機関に経理責任者の業務を統括する経理統括責任者を設置すること。
 - ・ 関係機関との相互調整を円滑に実施できる能力・体制を有すること
 - ・ 資料や報告書の作成体制(校正の質を確保するための体制)が確保されること
- ロ. 業務従事者の経験・能力
- a. プロジェクトマネージャーの経験・能力
- ・ 本業務の進捗管理等、本業務を統括するとともに、株式会社三菱総合研究所並びに総務省の求めに応じて事業の内容の説明等を行う責任を持つこと。
 - ・ 伴走支援事業者に正社員・正職員として所属しており、国内に在住していること
 - ・ 本業務の遂行に際し、必要かつ十分な時間が確保できること

- ・ 本業務の遂行に際し、必要な高い見識、本業務全体の企画調整・進行管理能力、および、本業務規模相当のプロジェクトを統括する等の実績を有していること(長期出張、人事異動、定年退職等により応募者を離れることが見込まれる場合は、プロジェクトマネージャーになることを避けてください)。
- ・ 特に、都道府県現場における DX 関連業務の推進または支援を統括した経験を有することが望ましい。

b. 常駐支援者の経験・能力

- ・ 常駐支援者は伴走支援事業者には正社員・正職員として、または、それ以外の場合であっても常勤的に所属していること
- ・ 支援地域の地方公共団体に、常駐支援者 1 名以上が、通年駐在している状態を維持し、個人又はチームで一貫した支援を行えること
- ・ 地方公共団体に常駐する間は、本業務に専念すること
- ・ 常駐支援者全員で本業務を総合的に推進すること
- ・ 常駐支援者全員が、シンクタンク、コンサルティング企業、IT ベンダ、通信事業者、地場産業、地方銀行等における関連する業務の経験・実績を有すること。
- ・ 地域課題の解決に資する知見・経験を兼ね備えた個人またはチーム総体として、支援地域が希望する支援内容に応じて、例えば、以下の領域に係る知見・実績を網羅していること。

<p><コンサルティング></p> <ul style="list-style-type: none"> - 該当領域におけるシステムインテグレーション等の PMO の経験・実績 - 事業課題や組織課題の分析、及び解決策の立案業務に関わった経験・実績 - 官公庁・企業等におけるデジタル化構想立案・推進の経験・実績 - 検討会の準備・リード・合意形成および関連するドキュメント作成やプレゼンテーションの実施およびメンバーへの指導の経験・実績
<p><事業開発・企画></p> <ul style="list-style-type: none"> - 共創型事業開発等のビジネスアーキテクト、ビジネスデザインの経験・実績 - PPP/PFI などを見据えた事業モデル(プロジェクトファイナンス、座組組成検討)、サービスモデル検討の経験・実績
<p><SE></p> <ul style="list-style-type: none"> - ネットワーク・セキュリティ・SaaS 系システムエンジニアの経験・実績 - 業務アプリケーションスペシャリストの経験・実績 - インフラエンジニアの経験・実績

- ・ 特に、都道府県現場における DX 関連業務の推進または支援をした経験を有することが望ましい。

ハ. その他業務従事者の経験・能力

研修、ワークショップ、広報活動等の支援については、推進体制構築等の進捗状況にあわせ、地方公共団体にスポット的に滞在させること、あるいは、常駐支援者をバックアップさせること等により対応させることも可とします。

業務統括責任者及び常駐支援者以外の業務従事者に係る人件費を計上する場合は、各業務従事者の業務分担及び経歴(氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、専門的知識その他の知見等が分かる資料)を、提案時に提出して下さい。

二. 伴走支援事業者としての適格性

上記のほか、伴走支援事業者としての適格性に係る要件は以下の通りです。欠格となる応募者による提案は、無効とします(採択後に判明した場合、採択を取り消します。)

- ① 民間企業、技術研究組合、公益又は一般法人、国立研究開発法人、大学、地方公共団体、NPO 法人、協同組合等の法人格を有する機関等であること
- ② 国内に設置された法人格を有する機関のうち、本支援事業を行うための体制、設備等を有すること
- ③ 総務省の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと
- ④ 業務委託契約の締結に当たっては、株式会社三菱総合研究所から提示する業務委託(請負)契約書に合意できること
- ⑤ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者
- ⑥ 以下の暴力団排除対象者に該当しない者
 - ・ 契約の相手方として不適当な者
 - 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑦ 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - 暴力的な要求行為を行う者。

- 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
 - 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
 - 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者。
 - その他前各号に準ずる行為を行う者。
- ⑧ 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。
- ⑨ 『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』(ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議)を踏まえた人権尊重に取り組むよう努めること。

※『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100449993.pdf>

2. 応募から業務委託契約までの流れ



※伴走支援期間、契約期間は、令和8年3月中旬頃まで。

3. 応募手続等

(1) 応募方法

株式会社三菱総合研究所ホームページ (<https://pubpjt.mri.co.jp/publicoffer/20250307.html>)

から応募様式をダウンロードの上、必要事項を記入して、以下の方法によりご提出ください。

【提出先】

■株式会社三菱総合研究所

〒100-8141 東京都千代田区永田町二丁目 10 番 3 号

公共イノベーション部門 モビリティ・通信事業本部

「総務省 地域社会 DX 推進パッケージ事業 推進体制構築支援」事務局

担当:井上、後藤、村松、矢間

(2) 応募書類と提出方法

応募書類の種類	提出方法
提案書本体 別紙1:支出計画書	下記メールアドレス宛に提出(令和7年3月26日(水)~令和7年3月28日(金)15時の間に提出) dxrlp-info_atmark_ml.mri.co.jp ※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。 件名 :「推進体制構築支援の応募書類の提出(●●、支援地域候補:●●県)」 ※括弧内は応募者の社名を記載してください。 ※提案毎に別メールとすること。
別紙2:業務統括責任者・業務責任者経歴書	提出期限は、令和7年3月28日(金)15時まで。
別紙3:情報管理経歴書	当社が提案毎に個別に発行するクラウド型ファイル送受信サービス(SECURE DELIVER)により、提案書本体と別に提出。アップロード先URLの発行を下記メールアドレス宛依頼してください(SECURE DELIVERの発行依頼は、令和7年3月27日(木)正午まで) dxrlp-info_atmark_ml.mri.co.jp ※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。 件名 :「推進体制構築に係るSECURE DELIVER 発行依頼(●●、支援地域候補:●●県)」
別紙4:常駐支援者経歴書	
別紙5:業務従事者名簿(常駐派遣者以外)	

(3) 募集期間

令和7年3月7日(金)～同年3月28日(金)15時

(4) 応募に当たっての注意事項

- ① 応募に要する一切の費用は、応募者において負担していただきます。
- ② 以下の場合には応募は無効となりますので、御注意ください。
 - ・ 応募資格を有しない者が提案書を提出した場合
 - ・ 提案書に不備があった場合に提案書の修正を依頼したにもかかわらず、期限までに修正できない場合
 - ・ 提案書に虚偽が認められた場合
- ③ 本業務の応募の締切に遅れた場合には、受け付けません。
- ④ 本要領以外の方法による応募書類の提出は受け付けません。
- ⑤ 応募受付期間終了後の提案書その他応募内容に関する修正には応じられません。
- ⑥ 一法人の単独、又は複数法人の共同を問わず、同一の応募主体による異なる支援地域候補に係る複数の応募を認めます。ただし、複数の応募に関し、例えば、常駐支援者の業務従事期間が重複する場合その他要員計画等が不適切と見込まれる提案は欠格としますので、十分注意してください。

(5) 応募書類の取扱い

提案内容に関する秘密は厳守します。また、審査を行う審査委員にも守秘義務を課しています。提案書は、原則として審査以外には使用しませんが、採択された提案書の概要を総務省が指定するホームページにて公表します。また、総務省が実施する追跡調査等でも使用することがあります。

不採択となった応募書類については、株式会社三菱総合研究所において廃棄します。なお、御提出いただいた応募書類は、要件不備の場合を含めて返却しません。

4. 説明会の開催

当該公募に係る内容、契約に係る手続、提案書類等について説明するため、以下のとおり説明会を開催します。説明会への出席は、義務ではありません。ご希望の方は、以下の Web 入力フォームからお申し込みください(<https://forms.office.com/r/v1XH2YrC8C>)。

申込の締切は、令和7年3月13日(木)の正午です。申込者多数の場合は、期限を待たず、応募を締め切る場合があります。参加申込された方には Web 会議への接続方法等を、同年3月13日(木)20時を目途にご登録いただいたメールアドレス宛に別途ご連絡します(公募説明会の参加資格がない方、申込に不備があった方には、連絡等の送付ができずご参加いただけません)。1つの申し込みにより同時接続可能なアカウントに制限がありますので、参加を希望される方ごとに申し込みをお願い致します。

【説明会開催要領】

- (1) 日時 令和7年3月14日(金) 10:00～11:45(最大)

(2)開催方法 Microsoft Teams を予定

(3)対象者

- 公募説明会は公募に応じる可能性がある法人(シンクタンク、コンサルティング企業、IT ベンダ、通信事業者、地場産業、地方銀行等)の社員等及び関係行政機関又は地方公共団体の職員を対象としています。それ以外の方の参加はご遠慮ください。

(4)注意事項

- 公募説明会への参加申込をした時点で、以下に掲げる事項に同意されたものとみなしますので、ご了承の上、お申し込みください。
 - プロバイダメールアドレス又はフリーアドレスで登録された場合、公募説明会の参加はいたしかねます。所属先のビジネス用個人メールアドレスをご登録ください。
 - 接続に関して技術的なお問い合わせには対応いたしかねます。
 - 公募説明会の録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロード、また資料の無断転用は固くお断りいたします。
 - 株式会社三菱総合研究所は、公募説明会の模様及び内容を録音及び録画し、その記録を保存することができるものとします。公募説明会の参加にあたりましては、株式会社三菱総合研究所の動画録画及び記録の保存に同意いただく必要があります。
 - 質問事項は、「Q&A」を使用して送信ボタンを押してください。その際、所属・氏名を明記ください。所属・氏名を明らかにしない質問に対しては回答しません。なお、質問は本公募に関する内容に限らせて頂きます。質問事項及び当社の回答は、ホームページで別途公開します。
 - 時間の都合上、全ての質問に回答できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

5. 質問について

本公募に関する質問を受け付けます。ホームページに掲載した質問票を記入し、以下のメールアドレスに送付してください。いただいたご質問に対する回答は、ホームページで随時公開・更新しますので、適宜ご参照ください。

【質問票提出要領】

(1)提出方法 ホームページにある様式の質問票を dxrlp-info_atmark_ml.mri.co.jp に送付してください。

(※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。件名 :「推進体制構築支援質問票(●●、支援地域候補:●●県)」※括弧内は応募者の社名を記載してください。)

(2)提出期限 令和7年3月21日(金)17時

(3)質問の回答 公募ページに掲載します。質問者は公開しません。個別の回答はしません。

(4) 注意事項

- 本公募に係る質問のみ受け付けます。
- 審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。
- お電話でのお問い合わせは受け付けかねますのであらかじめご了承ください。

6. 応募に関する相談

2024年3月7日(金)14:00～3月25日(火)正午までの間に限り、応募書類の記載等に関する相談に応じます。希望される方は、以下により、メールにより連絡ください。

送付先: dxrlp-info_atmark_ml.mri.co.jp

件名: 「推進体制構築支援の応募相談(●●、支援地域候補:●●県)」

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

※括弧内は応募者の社名を記載してください。

※提案毎に別メールとすること。

7. 応募情報に係る秘密の保持

本業務に係る応募書類その他提出された資料に含まれる個人情報は、本業務の採択の採否の連絡、契約手続、評価の実施への情報提供等、総務省および株式会社三菱総合研究所が業務のために利用・提供する場合を除き、応募者に無断で使用することはありません(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)。なお、採択された提案に関する情報(支援事業名、支援事業概要、伴走支援事業者名、支援事業実施期間等)は、行政機関が保有する情報として公開されることがあります。以上のことをあらかじめ御了解の上、応募書類への御記入をお願いします。

8. 情報等の提供(公開)

採択された個々の支援事業に関する情報(支援事業名、支援事業の概要、支援事業者の名称、支援事業の実施期間等)および報告書は、一般に公開しますので、あらかじめご了承ください。

V 伴走支援事業者の選定

1. 伴走支援事業としての委託予定先の選定

(1) 審査について

伴走支援事業としての委託予定先(以下「委託予定先」)の選定は、外部有識者等で組織する審査委員会において、(2)の審査基準に基づいて行います。審査に当たっては、プレゼンテーション(提案内容に関するヒアリングを含む。以下同じ。)を実施します(4月9日(水)午後を予定、オンライン会議)。プレゼンテーションは、業務統括責任者 及び 常駐支援者により行うものとしますので、全員参加するよう予め承知願います。なお、プレゼンテーションの時間

等実施要領は提案書提出締切後、別途担当者より御連絡いたします。また、プレゼンテーション資料の提出は別途求めます。提案書・プレゼンテーション資料等に記載された個人情報、知的財産に係る情報等を保護する観点から、審査内容は公表しません。

(2) 審査基準

イ. 評価点

以下に基づき提案書及びプレゼンテーションを 100 点満点で評価・採点します。

評価項目 (提案書該当箇所)	評価・採点方法 (100点満点)					評価・採点の視点
	S	A	B	C	D	
1. 伴走支援事業者の法人としての経験、能力						
(1)類似業務の実績	10	8	6	3	0	<類似業務の実績> ・同種・類似の事業(地域デジタル基盤活用推進事業、デジタル専門人材派遣制度、地方創生人材支援制度等、地域のデジタル化に資する事業)の実績実績を法人として有すること。(発注元の官民の種別は問わない) ・評価対象となる業務は、その受注形態が元請であることを原則とし、下請負はこれらより下位に評価します。 <バックアップ体制> ・社内及び社外の具体的支援体制・能力・内容について、効果的効率的な業務遂行に資するものか評価します。(名称のみの記載で具体的な体制・能力・内容についての記載がない場合は評価しません。) ・資料や報告書の作成体制(校正の質を確保するための体制)についても評価します。 ・精算に係るバックアップ体制も確認します。
(2)業務実施上のバックアップ体制等						
(3)支援地域候補に密着した事業活動等の実績	15	12	9	4	0	・当該支援地域候補近傍に本店または相当規模の支店を構える等、地域課題に密着した事業活動等が展開されているか。 ・支援地域候補における DX による地域課題の解決に向けた関係する活動・事業等の実績及び具体的な成果(アウトカム)を有していることを高く評価します(プロダクト販売や SI の実績を除く。)
2. 業務の実施方針等						
(1)業務実施の基本方針	35	28	21	10	0	・アウトカム目標が重要な地域課題の解決に資するものか。アウトカムを達成するための達成条件としての目標が十分に高いものか。 ・当該アウトカム目標を達成するためのアウトプット、アクティビティの具体性及び実現性、アクティビティの効果を定量的に計測する方法の提案の具体性 ・現地の事情等を考慮した実現性の高い計画となっているかを評価します。 ・都道府県の申請内容を踏まえ、地方公共団体が希望する支援の内容に十分応えるものになっているか、地域課題の解決に資するものであるかを確認します。本業務における達成目標の具体性および適切性を特に注意して確認します。 ・また、都道府県の申請内容の都道府県側の責任者、作成者等へのヒアリングを踏まえた実情を十分に反映させた支援の内容である場合には、特に、高く評価します(対面での実施、かつ、現地見学等を行った場合)。 ・支援地域候補の実情や希望する支援の内容を踏まえ、地方公共団体の要望を単になぞらえるだけでなく、地域の課題や実情を踏まえ、伴走支援事業をより
(2)業務実施の方法、作業計画、要員計画等						

						<p>効果的に実施するための追加の取組に関する提案が、多面的に検討され提案されているかを特に重視して確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伴走支援事業実施後において、同様の取組が同一都道府県内において横展開される、あるいは、支援地域候補における取組の拡充がなされる等に特に配慮し、地方公共団体の担当者の方に、地域 DX 推進に必要な知見・ノウハウを習得いただくこと、特に都道府県の担当者の方には、小規模市区町村を含む管内市区町村への支援ノウハウを習得いただく実施方法・体制になっているかを特に重視して確認します。 ・地域 DX の機運を醸成する観点、および、地方公共団体の担当者が地域 DX に係る知見・ノウハウを効果的に獲得してもらう観点等から、研修および現地セミナーの開催、支援地域と連携した広報活動の実施、地域 DX を推進するための通信システムその他 ICT 設備・機器の設置等が明確に位置付けられ、効果的に計画されているかを特に重視して確認します。 ・地域 DX 推進に係る都道府県と市区町村、あるいは複数市町村の関係を明確化したうえで、都道府県が本伴走支援事業を通じて、具体的にどのような支援を市区町村に対して行うのか、行えるのかを明確化・具体化した提案を特に高く評価します。 ・作業計画を実施するのに十分な業務従事者が配置されており、担当分野の構成が適切で業務実施上重要な専門性が確保されているかを確認します。 ・各業務従事者の配置期間が作業計画と整合したものであり、作業を適正に実施できる期間が確保されているか確認します。 ・提示された業務方法に見合った業務従事者の構成がなされているか、業務実施上重要な専門性が確保されているかを評価します。 ・支援地域候補の地方公共団体に、常駐支援者 1 名以上が、通年駐在している状態を維持し、個人又はチームで一貫した支援を行えることを要します(違反する場合、欠格とします)。 ・常駐支援者は、常駐中は、本業務に専念することを要します(違反する場合、欠格とする)。 ・伴走支援という事業の趣旨を踏まえ、地方公共団体に常駐支援者として常駐する人数及びその総稼働時間を重視します。 ・その他の業務従事者については、その選定方針・要員構成の全体方針の妥当性を評価します。
(3) 伴走支援事業実施後における支援地域候補における取組の発展性	10	8	6	3	0	<p>< 伴走支援事業実施後における支援地域候補における取組の発展性 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の担当者に対する支援ノウハウの移転のほか、伴走支援事業終了後の支援地域候補における地場の取組の発展性に特に配慮したプログラム等が計画されているか。(令和8年度及びそれ以降における継続的な地域 DX の推進を見据え、伴走支援期間中のリソース確保や産学官によるバックアップ体制構築に関する活動が考えられるので、必ず記載して下さい。また、その他追加提案で有益なものは、特に高く評価します。)
(4) サプライチェーン対応、情報セキュリティ対策	要件を満たさない場合、欠格とする					
(5) 支出計画書の妥当性	著しく不適切な支出計画書は、欠格とする					
3. 業務従事者の経験・能力						
(1) 業務統括責任者(プロジェクトマネージャー)及び業務責任者の経験・能力	10	8	6	3	0	<ul style="list-style-type: none"> ・同種・類似の事業(地域デジタル基盤活用推進事業、デジタル専門人材派遣制度、地方創生人材支援制度等。発注元の官民の種別は問わない。以下同じ)の実績を個人として有すること。
イ. 類似業務の経験・実績						
ロ. 実施責任者としての経験・実績						

ハ.その他業務の経験・実績						・同種・類似の事業における最近 10 年の実施責任者としての経験にプライオリティを置いて評価します。 ・業務統括責任者及び業務責任者の評価に関して、いずれかに特に重点を置いて評価することはありません(業務責任者のなかから業務統括責任者を選ぶ方法により、評価が変わることはありません)。 ・シンクタンク、コンサルティング企業、IT ベンダ、通信事業者、地場産業、地方銀行等における関連する業務の経験・実績を確認する。 ・常駐支援者については、地方公共団体の業務に精通している、支援地域候補の実情に精通している等を特に重視し、地域課題の解決に有効に資する知見・経験を兼ね備えた個人またはチームによることを高く評価します。特に、地方公共団体の一般職員や地域住民の意欲を鼓舞するための工夫や取組、DX 実装のための合意形成が難しい案件を突破した個人の経験・知見を特に高く評価します。 研修、ワークショップ、広報活動等については、直接の経験を有している必要はないが、推進体制構築の進捗に併せ、事業者のバックアップ体制による支援を適切に得る必要があるものとする(当該期間に一時的に滞在すること等を想定している)。 ・伴走支援という事業の趣旨を踏まえ、地方公共団体に常駐支援者として常駐する人数及びその総稼働時間を重視します。
二.学位・資格						
(2)常駐支援者の経験・稼働能力						
イ. 類似業務の経験・実績						
ロ.その他業務の経験・実績						
ハ.学位・資格	20	16	12	6	0	

ロ. 価格点

支出計画書に記載された経費による価格点を算定します。

- ・ (価格点) = $10 \times (\text{応募者全体の最低見積経費}) \div (\text{当該応募者の見積経費})$

ハ. 支援地域の市区町村数に係る評価点

過去に支援地域として選定された地域(都道府県)については、過去に申請した際よりも 1 以上多くの市町村と連携して申請することを必要としています(支援地域に係る公募要領参照)。当該地域に関しては、令和 6 年度事業の成果を同一都道府県管内で広く横展開・発展させることを推奨する観点から、支援地域の市区町村数に係る評価点を算定します。

- ・ (支援地域の市区町村数に係る評価点) = $10 \times (\text{本応募に係る支援地域に含まれる市町村及び特別区の数}) \div (\text{都道府県管内の市町村及び特別区の総数})$

なお、過去に支援地域として選定されたことがない地域(都道府県)は、一律で 5 点とします。

(3) 委託予定先の選定方法

以上のイの評価点にロの価格点及びハの支援地域の市区町村数に係る評価点を合算したものを総合評価点とし、その上位から委託予定先として選定します(ただし、1つの支援地域候補に対する選定は1つに限ります)。当該順位は、支援地域候補別の順位ではなく、応募者全体での順位とします。従って、支援地域候補に対する提案がただ1つとなる場合であっても、その提案が必ず選定されるわけではありません。また、応募者の評価点が低い場合は、総合評価点の順位にかかわらず選定しません。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により採択件数を減じる場合があります。

提案書を作成する際に、審査基準の項目の判断基準となる記載を盛り込んでください。形式的な不備のほか、必須項目を満たしていない提案は、他項目の評価にかかわらず委託予定先としません。

選定の際、委託予定先に対し、必要に応じて、支援事業の実施に当たり、提案内容の修正を求める等、留保条件を付す場合があります。留保条件の全部又は一部が実行できないと総務省または株式会社三菱総合研究所が判断したときは、委託予定先としないことがあります。

(4) 委託予定先との契約締結が不可になった場合等の対応

委託予定先の選定後、留意事項の全部又は一部が実行できない場合等、委託予定先との契約締結が不可になった場合は、(3)の選定方法に基づいて、当初の委託予定先の提案書以外の提案書から委託予定先を改めて選定します。

2. 選定結果

(1) 選定結果等の通知

選定結果は、審査委員会終了後に応募者に通知します。委託予定先として選定する場合は、必要に応じて、支援事業の実施に当たっての留意事項を付す場合があります。留意事項の全部又は一部が実行できないと総務省または株式会社三菱総合研究所が判断したときは、委託予定先としないことがあります。また、委託予定先名を総務省および株式会社三菱総合研究所のホームページで公表します。なお、応募者の企業秘密、知的財産等に係る情報等を保護する観点から、審査内容等に関する照会には応じません。

VI 業務委託契約の締結

1. 業務委託契約の締結

(1) 実施計画書の作成

委託予定先は、支援事業の業務実施の方針・内容・スケジュール・要員計画・支出計画書等から構成される実施計画書を、支援地域候補と協議・調整を行いつつ作成します。実施計画書は、実施内容、支出計画書、スケジュール、再委託内容等、提案書の内容を、留意事項並びに有識者による提案書の評価結果及び支出計画書の妥当性を踏まえ、総務省及び株式会社三菱総合研究所からの指示に基づき修正するものです。その際、支援地域候補と協議及び調整が整うことを必須とします。この修正は、提案書内容及び都道府県が申請した希望支援内容を本公募の応募者又は支援地域候補の申請者都合により行うものではありません。従って、選定後における、申請者都合の支援内容の追加・削除、特に常駐支援者の増員・削除等は認められませんので、提案書作成の際には特に留意して下さい。

当該実施計画書は、業務委託(請負)契約書の一部とします。実施計画書の全部又は一部の遂行が困難と判断される場合は、採択を取り消します。

業務委託(請負)の委託額(上限)は、有識者による提案書の評価結果、伴走支援事業者が提出する支出計画書の妥当性なども踏まえて、総務省と株式会社三菱総合研究所との間

で協議の上、決定します。なお、支出計画書に記載した金額に満たない額を、委託費限度額とする場合があります。

実施計画書は、株式会社三菱総合研究所並びに総務省のレビュー及び反映を行ったのち、株式会社三菱総合研究所を通じて総務省の承認を得て確定します。

こうして作成された実施計画書は、業務委託(請負)契約書の一部とします。なお、委託予定先が提案書の内容を基礎に実施計画書を作成するに際し、委託予定先の都合による内容の変更は一切認めないものとします。委託予定先の都合により実施計画書の全部または一部の遂行が困難と判断される場合は、採択を取り消します。

実施計画書は、株式会社三菱総合研究所並びに総務省のレビュー及び反映を行ったのち、株式会社三菱総合研究所を通じて総務省の承認を得て確定します。当該レビューには、実施計画の変更とこれに伴う支出計画の変更が含まれます。

(2) 業務委託契約の締結

実施計画書の確定後、株式会社三菱総合研究所が総務省に対して、委託予定先への再委託の承認申請手続を行います。その際、株式会社三菱総合研究所は、委託予定先に対し、必要に応じ追加資料の提出を求めることがあり、追加資料の提出を求められた委託予定先は、これに応じるものとします。総務省から再委託の承認が下りたのち、株式会社三菱総合研究所と委託予定先との契約手続を行います。ただし、実施計画書確定後であっても、委託予定先が、公募要件等を満たさないことが判明し又は満たさないと疑われる場合には、株式会社三菱総合研究所は、委託予定先に対して是正を求めることができるものとします。この場合において、総務省から再委託についての承認が得られない場合又は株式会社三菱総合研究所が相当と判断する場合は、株式会社三菱総合研究所は、何らの負担・責任を負うことなく採択を取り消すことができるものとします。

委託予定先との契約締結が不可になった場合は、Vの選定方法に基づいて、当初の委託予定先の提案書以外の提案書から委託予定先を改めて選定します。

2. 契約上支払対象となる経費

(1) 業務委託経費の対象となる経費

経費計上は、業務に直接必要な経費に限り、実施計画書(計画変更承認申請書とこれに対する承諾書、計画変更に係る通知書を含む)に基づいて行われていることを要します。また、原則、契約期間中に発注し、かつ支払が完了した経費のみが計上できます。支払いを証明できる証憑書類等が整備されていなければ、原則、必要な費用として認められませんので注意してください。

イ. 物品費

a. 設備備品費:本業務の実施に直接必要な設備・物品の製作または購入に係る経費、耐用年数1年以上かつ取得価格が10万円以上の物品とします。ただし、原則、リース・レンタル等で経費が抑えられる場合は、経済性等の観点からリース等で対応してください(借料に計上し

てください)。また、パーソナルコンピュータ、デジタルカメラ等、本業務以外に汎用的に利用可能な設備備品は対象外とします。リースなどで調達できない理由及び継続利用の計画を記した理由書の提出を必須とし、株式会社三菱総合研究所が特に必要があると認める場合に限り、対象経費とします。

b. **借料**: 物品等の借料。本業務の実施に直接必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費(支援事業のために直接必要であって、委託先又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品等の使用料)。リース期間が事業期間を上回り、事業終了後も使用する場合は、業務終了後にかかるリース費用については、自己負担になります。

c. **消耗品費**: 本業務の実施に直接必要な物品(使用可能期間が1年未満のもの)の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。また、文房具等、本業務以外の汎用的に利用可能な消耗品は対象外とします。

ロ. **人件費**: 業務従事者名簿に登録されている、支援事業に直接従事する業務従事者、設計者及び工員等の人件費(原則として、本給、賞与、諸手当(福利厚生に係るものを除く)。

ハ. **謝金**: 本業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換や検討のために設置する委員会等((シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む)の開催や運営に要する委員等(講演等を行う外部講師を含む。))への謝金

ニ. **旅費・交通費**: 本業務の実施に特に必要となる出張等での、業務従事者の旅費(交通費、宿泊費)、学会参加費等。また、本業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等(シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む)の開催や運営に要する委員等旅費。加えて、委員会の委員が本業務の実施に必要な調査に要する旅費(交通費、日当、宿泊費)、学会参加費、その他経費等の委員調査費。業務従事者の出張旅費は、片道100km以上の旅程のものに限り対象とします。専門家等が支援地域に常駐する際の赴任・出張の扱いは、伴走支援事業者における社内規程及び経済性等に基づき、株式会社三菱総合研究所が専門家毎に決定するものとします。海外出張は株式会社三菱総合研究所との事前協議に基づき、その必要性が特に認められたものに限り、経費の対象とします。

ホ. その他

a. **工事費、保守費、改造修理費**: 本業務に直接必要なICT設備・機器の設置に係る工事、装置のメンテナンス、保守費及び改造修理費であって、株式会社三菱総合研究所との事前協議に基づき、その必要性および妥当性が認められた経費のみを対象とします。

b. **印刷製本費**: 本業務の実施に直接必要な資料、成果報告書等の印刷、製本に要した経費。

c. **会議費**: 本業務の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等(シンポジウム、セミナー、ワーキング・グループを含む)の開催や運営に要する会議費、会場借料、消耗品費、資料作成費、その他の経費。

d. **通信運搬費**: 本業務の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料、及び機械装置等運送費等。

e. **光熱水料**: 本業務の実施に直接使用するプラント及び機器等の運転等に要する電気、ガ

ス及び水道等の経費。事業所、オフィス等の光熱水料は対象外。

f. **その他(諸経費)(設備施設料、その他特別費)**:本業務の実施に必要な設備、施設使用等、シンポジウム開催に伴う広告宣伝等に要する経費であって、株式会社三菱総合研究所と事前協議により支出するもの。または、本業務の実施に必要な経費であって他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費であって、株式会社三菱総合研究所と事前協議により支出するもの。

へ. **一般管理費等**:イ～ホの直接経費(消費税及び消費税相当額を除く。)に一般管理費率を乗じた額。一般管理費率は10%、または、伴走支援事業者の構成員における財務諸表から算定した割合のうち低いものとします¹。上記にかかわらず、大学等の場合は、一般管理費率を別途設定する場合があります。

ト. **再委託・外注費**:事業を行うために必要な経費の中で、伴走支援事業者が直接実施することができないもの、又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費(他の経費項目に含まれるものを除く。)をいいます(準委任契約、請負契約の契約形態を問いません。)。株式会社三菱総合研究所との事前協議に基づき、その必要性および妥当性が認められた経費のみを対象とします。

本業務における企画立案・遂行管理等の業務のうちその本質的な部分、ならびに、伴走支援事業者の役割に係る本質的な部分の再委託は認めません。

外注を認める例としては、仕様を具体的に指定した上でのプログラム作成の委託、シンポジウム等の開催に係る集客・議事録作成等を想定しています。

(2) 自社調達を行う場合における利益等排除

業務委託費の中に伴走支援事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、本業務の実績額の中に伴走支援事業者自身の利益等相当分が含まれることは、本業務の実施に要した経費に相当する額を支払うという経理処理の性質上ふさわしくないと考えられます。このため、伴走支援事業者自身から調達を行う場合(100%子会社等²から調達を行う場合、コンソーシアム形式により業務を履行する場合にあっては、コンソーシアムの構成員から調達を行う場合を含む)には、原価(当該調達品の製造原価又は仕入原価であって、見積ではなく支出の実績に基づくものであること)をもって経費に計上できるものとします。

(3) 委託経費の対象とならない経費

¹ コンソーシアム形式により業務を履行する場合にあっては、コンソーシアムの構成員ごとに異なる率を設定します。この場合、「一般管理費率はコンソーシアムごとに算定し、その率は10%、または、コンソーシアムの構成員における財務諸表から算定した割合のうち低いものとします」と読み替えてください。

² 100%出資の考え方:親会社Aが子会社Bに100%出資していない場合でも、親会社Aが別に出資する子会社Cを通じて、実質上100%出資している場合は、利益排除の対象とする。

直接経費は、支援事業に直接必要な経費に限り、例えば、次の経費については、原則、計上の対象外とします。

- ・ 経費の振込に係る手数料
- ・ 経理事務に従事する場合の人件費、及び経理事務のために発生した経費
- ・ 支援事業に直接係わらない事務的な打ち合わせに係る経費
- ・ 株式会社三菱総合研究所の検査を受検するために要する旅費・交通費
- ・ 知的財産の管理に係る経費
- ・ オフィスの賃借料等、維持管理費用(支援事業に直接用いる資機材の保管等に必要十分なスペースを確保するための不動産賃借は経費対象に含めることができる)
- ・ 賃借物件等の保証金、敷金、仲介手数料
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 公租公課、保険料
- ・ 学会登録料、為替差損、特許出願に係わる経費等
- ・ 業務従事者等が事務用品等として間接的に用いる一般事務用品や消耗品の類(例えば、コピー機、コピー機のトナー、プリンタ、プリンタのインクカートリッジ、印刷用紙や文房具等の事務用品、机等の事務機器、一般書籍、新聞、雑誌等。ただし、地方公共団体の常駐場所において、支援事業に直接係わる用途に使用する場合は、コピー機、コピー機のトナー、プリンタ、プリンタのインクカートリッジ、印刷用紙や文房具等の事務用品を対象経費とする場合があります。))
- ・ 事故対応に要する一切の費用(取材行為への対応、現状復旧、補償を含む。)
- ・ 取得財産を滅失又は毀損した場合における、当該取得財産についての補修、部品の取替、製造等に要する一切の費用
- ・ 国や地方公共団体が実施する補助事業又は交付金事業における、当該補助金や交付金以外の自己資金部分への充当

(4) 購入機器等の管理

本業務においては、総務省及び株式会社三菱総合研究所が必要と認める場合において、応募時点における支出計画額(総額)の1～2割を具体的な地域社会 DX の取組を実施するための人件費以外の費用(一般管理費等を除く)に充てることも想定しています。その経費支出の必要性及び概要を提案書に記載してください。その際、本業務で ICT 設備・機器を導入する場合は、設置場所・仕様等も説明してください。

本業務により伴走支援事業者が業務委託契約に基づき取得した物品(設備備品費で購入した機械装置等)の所有権は、本業務の実施期間中は伴走支援事業者に帰属します。伴走支援事業者には本業務の実施期間中、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

管理のため、本業務の購入物品であることを、管理簿に登録するとともに、物品にシールを貼るなどの方法により、明示してください。なお、取得した物品（試作品を含む。）の本業務終了後の取扱いについては、地域 DX 推進に向け有効に活用頂くことを前提に、個別に決定します。

3. 支援事業の運営管理

株式会社三菱総合研究所は、プロジェクトリーダーと密接な関係を維持しつつ、本業務の目標の達成が図られるよう運営管理を実施します。

VII 成果の取扱いと評価

1. 成果の取扱い

(1) 成果報告書等

プロジェクトリーダーは、業務の実施状況を報告書として取りまとめ、株式会社三菱総合研究所が指定する期日までに、提出してください。中間報告（9月頃）、最終報告（3月頃）の2回を想定しています。総務省及び株式会社三菱総合研究所の指示による修正をすべて行う必要があります。総務省および株式会社三菱総合研究所は、成果報告書を総務省が別途指定するホームページに公開することがあります。また、プロジェクトリーダーは、受託に係る費用の支出実績を取りまとめた支出報告書を、契約書に定める時期までに提出するものとします。

(2) 支援事業に係る結果の公表

- ① 伴走支援事業者は、論文、パンフレット、メディア（新聞、テレビ等）において、本支援事業に係る活動又は成果を公表する場合には、事前にその内容を株式会社三菱総合研究所を経由して総務省に連絡していただきます。公表することとなった成果については、事業方針や知的財産権に注意しつつ、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、成果の公開・普及に努めてください。
- ② 公表に当たっては、本業務に係る活動又は成果であることを明記するものとします。
- ③ 本業務の成果については、本業務終了後、総務省（総務省により委託された者）または株式会社三菱総合研究所が、発表会や、冊子等により公表する場合があります。その際、伴走支援事業者に協力を求めることがありますので御承知おきください。

(3) 成果に係る知的財産権の帰属等

本業務においてなされた発明等に係る知的財産権が得られた場合、伴走支援事業者が以下の事項の遵守を約すること（確認書の提出）を条件に、総務省および株式会社三菱総合研究所は発明者等から当該知的財産権を譲り受けないこととする予定です。

※発明等に係る知的財産権とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける地位、著作権、外国におけるこれらの権利に相当する権利及び指定されたノウハウを使用する権利を言います。

- ① 発明者等は、本業務に係る発明等を行った場合には、遅滞なくその旨を株式会社三菱総合研究所を通じて総務省に報告する。
- ② 発明者等は、総務省が本業務に係る知的財産権が公共の利益のために特に必要があるものとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利(総務省又は総務省が指定する者によるアプリケーションの提供等を含む。)を総務省に許諾する。
- ③ 発明者等は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、総務省が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
- ④ 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であって、政令で定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合を除き、あらかじめ総務省の承認を受けることを発明者等が約すること。

2. 支援事業の評価等

(1) 中間評価

本業務においては、中間報告を実施し、外部有識者より伴走支援事業の改善に向けたフィードバックを行います。

【中間報告の内容】

1. 意義・地域 DX 推進に向けた道筋
 - (ア) 本業務の位置づけ・意義
 - (イ) 地域 DX 推進に向けた道筋・戦略
2. 目標及び達成状況
 - (ア) アウトカム及び達成見込み
 - (イ) アウトプット及び達成状況
3. マネジメント
 - (ア) 実施体制
 - (イ) 本業務の実施計画
 - (ウ) 経費支出の妥当性

【評価結果の活用】

中間報告の結果をもとに、本業務の実施方法や計画に役立てます。

(2) 事業後の評価

総務省または総務省により委託された者は、支援事業の評価及び支援事業により得られた成果の追跡調査を実施する予定です。伴走支援事業者には、支援事業の評価及び追跡調査に必要な資料の作成等の協力をお願いいたします。評価結果等は、同種事業における採

択等に反映される予定です。

Ⅷ その他応募にあたっての注意事項

1. 虚偽の申請に対する対応

本業務に係る申請内容において虚偽行為が明らかになった場合、業務委託契約を取り消し、損害賠償等を伴走支援事業者に求める場合があります。

2. 指名停止を受けた場合の取扱い

応募受付期間中に談合等によって総務省から指名停止措置を受けている応募者による応募は受け付けません。なお、応募受付期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

3. 秘密の保持

本業務に関して総務省または株式会社三菱総合研究所から開示された業務上の秘密がある場合、契約期間の内外にかかわらず、これを決して第三者に漏らさないでください。当該秘密を第三者に開示したい場合は、事前に株式会社三菱総合研究所を通じて総務省と協議する必要があります。

4. サプライチェーンのリスクマネジメント

(1) サプライチェーンリスク対応

本業務においては、地域 DX の推進支援の一環として、総務省及び株式会社三菱総合研究所が必要と認める場合において、応募時点における支出計画額(総額)の1～2割を ICT 設備・機器導入等人件費以外に充てることも想定しています(一般管理費等を除く)。

その場合、以下のサプライチェーンリスク対応を要求しますので、あらかじめ了知下さい。

- ・ 本業務に利用する情報システム・機器の提供事業者及びその製品について、機器名、機器の種類、型番、開発供給計画認定実績の有無(特定高度情報通信技術活用システムに該当する場合に限る。)、製造企業(名称及び本店又は主たる事務所の所在地(国))、対象機器の製造国、販売企業(名称及び本店又は主たる事務所の所在地(国))、技術提供企業(ソフトウェア・ライセンス提供を含む。名称及び本店又は主たる事務所の所在地(国))、役務提供企業(名称及び本店又は主たる事務所の所在地(国))を、物品の調達等に際し、株式会社三菱総合研究所は事前確認・承認対象とします。
- ・ 対象とする情報システム・機器は、本業務の実施のために用いる情報システム・機器のうち、通信回線装置、サーバ装置、端末、特定用途機器、ソフトウェア、周辺機器及び外部電磁的記録媒体とします。具体的な定義は、「IT 調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続きに関する申合せ」(2018年12月10日関係省庁申合せ、2023年4月1日一部改正、[24](https://www.nisc.go.jp/pdf/policy/kihon-</div><div data-bbox=)

2/IT_moushiawase.pdf)を参照して下さい。

- ・ 本業務に利用する役務の提供事業者及び役務(システム開発、運用・保守、通信サービス、クラウドサービスの提供、電子証明書、ドメイン、端末等の破棄、データの管理・処理)については、再委託の際の事前承諾の際にサプライチェーン対応について、株式会社三菱総合研究所が確認します。必要な情報提供を求めますので、了知願います(情報システム・機器に準じる)。

イ 要求するサプライチェーンリスク対応

- ① 伴走支援事業者は、本業務に利用する物品(ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。)について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。)が潜在すると伴走支援事業者が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他株式会社三菱総合研究所又は株式会社三菱総合研究所の顧客である総務省の意図せざる変更を行ってはならないものとします。
- ② 伴走支援事業者は、本業務に利用する物品について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他株式会社三菱総合研究所又は株式会社三菱総合研究所の顧客である総務省の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならないものとします。
- ③ 伴走支援事業者は、本業務に利用する物品について、障害等リスクを引き起こすこと等により公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(伴走支援事業者がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとします。
- ④ 上記のほか、伴走支援事業者は、仕様書等の定めるところにより、サプライチェーンリスク(委託業務に利用する物品の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他株式会社三菱総合研究所又は総務省の意図せざる変更が行われるリスクをいう。)に確実に対応しなければならないものとします。

ロ その他本業務において利用する物品の要求機能・性能

- ① 本業務において利用する物品は、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。)が潜在すると伴走支援事業者が知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他総務省

または株式会社三菱総合研究所の意図せざる変更が行われていないものでなければならぬものとします。

- ② 本業務において利用するその他物品は、障害等リスクが潜在すると伴走支援事業者が知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他総務省または株式会社三菱総合研究所の意図せざる変更が行われぬ相応の管理その他の伴走支援事業者(下請負者、再委託先等を含む。)による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものでなければならぬものとします。
- ③ 本業務の実施にあたり、伴走支援事業者(外注先、再委託先等を含む。)は、本業務において利用する物品について、情報の漏えい若しくは破壊又は障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等の埋込み又は組込みその他総務省または株式会社三菱総合研究所の意図せざる変更を行わず、かつ、そのために必要な相応の管理を行うものとします。

(2) 資本関係・役員の情報等に関する情報提供

- ① 伴走支援事業者は、資本関係・役員の情報、本業務の実施場所、業務統括責任者及び情報管理者所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等を含む。)・実績及び国籍に関する情報を提示するものとします。
- ② 本業務の業務従事者を限定するものとします。また、全ての業務従事者の所属、専門性(資格等)、実績及び国籍について掲示するものとします。委託事業の実施期間中に業務従事者を変更する場合は、事前に株式会社三菱総合研究所の確認を得るものとします。
- ③ 外注又は再委託を行う場合、伴走支援事業者は、外注先又は再委託先の資本関係・役員等の情報、業務の実施場所、作業要員の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績・国籍等に関する情報の提供を行うとともに、再委託した事業に対して意図せざる変更が加えられないための十分な管理体制がとられることを株式会社三菱総合研究所に報告し、確認を得るものとします。

(3) 本業務における特定無線設備の利用

- ① 本業務の実施に特定無線設備を利用する際には、技術基準適合証明等を受けた機器を利用するものとします。(特別特定無線設備の場合を除く)。

(4) 事故等のリスクマネジメント

本業務の履行等において発生した「すべての事故」を対象に、委託先及び再委託先(再々委託以降を含む。)の行為に起因する労働災害、死傷公衆災害及び物損公衆災害、ならびに、再委託先(再々委託以降を含む。)が死傷したもらい事故に関する報告を速やかに行う必

要があるものとします。

イ 対象者

委託先(コンソーシアム)の構成員、再委託先(再々委託以降を含む。)に対しても適用します。

ロ 用語の定義

①労働災害(業務作業が起因して、業務関係者が死傷した事故)

- ・業務関係作業が起因して、業務関係者が死亡または負傷した事故
- ・業務用車両(レンタカーを含む。)による機材などの輸送作業が起因して業務関係者が死亡あるいは負傷した事故。

② もらい事故(第三者の行為が起因して、業務関係者が死傷した事故)

- ・当該関係者以外の第三者が起因して業務関係者が死亡あるいは負傷した事故

③ 死傷公衆災害(業務作業が起因して、当該業務関係者以外の第三者が死傷した事故)

- ・業務関係者作業及び輸送作業が起因して当該業務関係者以外の第三者が死傷した事故

④ 物損公衆災害(業務作業が起因して、当該業務関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故)

- ・業務関係者作業及び輸送作業が起因して当該業務関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故

⑤ 輸送作業

- ・(通勤途上での交通事故を除く。)

ハ 処理の流れ

事故が発生した場合は、次に示す「初動対応」、「応急処置」、「事後対策」の各段階に応じて適切に処理するものとする。

■ 初動対応 ■

(1) 委託先(再委託先以降も含む。以下、同じ)は、業務履行中に事故が発生した場合は、直ちに当社担当に通報(報告)しなければならないものとします。(当社に対して、事故発生後(事故の可能性や異変(例:レンタカーの車の傷)をしったときから)1時間以内に第1報を入れる。連絡先は後掲。)

(2) 委託先は代表機関を経由して、随時、事故内容を当社担当に「事故報告(第〇報)」等により、報告しなければならないものとします。

(3) 委託先は代表機関を経由して、事故に係る被害状況・原因等の情報収集に努め、報告内容に変更があった場合は遅滞なく当社担当へ報告しなければならないものとします。

■ 応急措置 ■

(1) 事故の影響に対する危険回避措置

委託先は、事故の重大性、緊急性等を勘案し、適切な措置を執らなければならないものとします。

輸送作業に伴う事故に関しては、運転者は、直ちに運転を中止するとともに、負傷者の救

護、道路における危険を防止する等の必要な措置、警察官への連絡を行わせることを徹底するものとします。

(2) 死亡事故の場合の措置

現状保存対策等を実施するとともに、警察署等に協力しなければならないものとします。

■ 事後対策 ■

当社は委託先に対し、必要に応じて、事故報告書の提出を求める場合があるものとします。また、必要に応じ「事故調査委員会」を開催する場合があるので、委託先は当該委員会に参加しなければならないものとします。

二 その他

業務履行中に事故が発生した場合の被害者対応、報道対応、事故の原因究明等を含む事故対応は、原則として、事故を発生せしめた事故当事者が実施するものとします。

事故発生に関する最初の記者会見、プレスリリース等は、原則として、事故当事者において、実施することとします。ただし、事前に事務局に発表する内容を報告等するものとします。

5. 情報管理の適正化について

(1) 本業務の実施体制

本業務の実施に当たって伴走支援事業者に以下の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に株式会社三菱総合研究所と協議するものとします。

- ① 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括責任者又は情報管理責任者(以下「情報管理責任者等」という。)を確保すること
- ② 情報管理責任者等が、契約の履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学(母語及び外国語能力)、文化的背景(国籍等)、業績等を有すること

(2) 情報セキュリティ等

イ 情報セキュリティを確保するための体制の整備

伴走支援事業者は、情報セキュリティ対策を確実かつ継続的に実施するための責任者を定め(以下、「情報管理責任者」という。)、個別の対策の実施・点検・改善等を行う体制(以下「情報セキュリティを確保するための体制」という。)を整備し、本業務の着手に先立ち、その概要を示す資料を提示してください。契約期間中、整備した情報セキュリティを確保するための体制を維持してください。情報セキュリティを確保するための体制には、情報セキュリティ対策業務を中心とした部門を参加させてください。伴走支援事業者は、株式会社三菱総合研究所からの求めがあった場合に、伴走支援事業者の資本関係・役員等の情報、業務の実施場所に関する情報、業務従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を提供してください。

ロ 対策の履行が不十分な場合の対処

伴走支援事業者は、本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を株式会社三菱総合研究所が認める場合には、株式会社三菱総合研究所の求めに応じこれと協議を行い、合意した対応を取るものとします。

ハ 情報の機密保持

伴走支援事業者は、本業務の実施のために株式会社三菱総合研究所から提供する情報及び当該業務の実施において知り得た情報について、以下の事項を遵守するものとします。ただし、既に公知である情報については、この限りではありません。

- ・ 本業務にのみ使用し、他の目的には使用しないこと。
- ・ 本業務を行う者以外には機密とすること。

ニ 情報の保護(情報保護・管理要領)

伴走支援事業者は、本業務の実施のために株式会社三菱総合研究所から提供する情報について、「情報保護・管理要領」(別添3)に従い、十分な管理を行うものとします。なお、伴走支援事業者は、約款による外部サービスの利用で株式会社三菱総合研究所から提供する個人情報をはじめとする要機密情報を取り扱うことはできないものとします。

ホ 監査証跡の取得

伴走支援事業者は、本業務の実施に使用する情報システム等において不正なアクセスが行われていないかを確認するために、監査証跡を取得するものとします。また、必要に応じて監査証跡を分析の上、その結果について株式会社三菱総合研究所へ報告するものとします。不正なアクセス又はそのおそれが確認された場合には、遅くとも1時間以内に株式会社三菱総合研究所に報告するものとします。

ヘ 機密情報の保存場所に係る制限

伴走支援事業者は、本業務の実施のために取得し、処理する要機密情報を、全て国内法が適用される場所に保存するものとします。

ト 情報セキュリティが侵害された場合の対処

伴走支援事業者は、本業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合及びそのおそれがある場合に備え、事前に連絡体制を策定するとともに、証跡(例:ログ、機器など事象の精査に必要なもの)の取得・分析が可能な体制を整備し、株式会社三菱総合研究所を経由して総務省に提示するものとします。証跡の取得・分析が可能な体制の整備に当たっては、当該業務の遂行する担当者以外の専門部署(例:セキュリティ担当、構築担当など)の関与を含めるものとします。また、本業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合又はそのおそれがある場合には、以下に従って対処するものとします。

作業中に、情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがあると判断した場合には、業務を一時中断するなどの必要な措置を講じた上で、直ちに、株式会社三菱総合研究所に、口頭にてその旨第一報を入れるものとします。株式会社三菱総合研究所に対する第一報は、情報セキュリティインシデントの発生を認知してから遅くとも1時間以内に行われるように留意して行うものとします。

当該第一報が行われた後、発生した日時、場所、発生した事由、関係する伴走支援事業者の作業者を明らかにし、平日の 10 時から 18 時の間は1時間以内に、それ以外の時間帯は 8 時間以内に株式会社三菱総合研究所に報告するものとします。また、当該報告の内容を記載した書面を遅延なく株式会社三菱総合研究所に提出するものとします。

株式会社三菱総合研究所の指示に基づき、対応措置を実施するものとします。また、対応措置を実施するに当たっては、当該業務の関係法令等(例:個人情報保護法、一般データ保護規則など)で求められる対応事項及び報告期限等を厳守するものとします。情報セキュリティが侵害された場合としては、以下に示す事象が想定されます。

- ・ マルウェア、ランサムウェア等の不正プログラムへの感染(伴走支援事業者におけるものを含む。)
- ・ DDoS 攻撃等のサービス不能攻撃によるシステムの停止(伴走支援事業者におけるものを含む。)
- ・ 情報システムへの不正アクセス(伴走支援事業者におけるものを含む。)
- ・ 書面又は外部電磁的記録媒体の盗難又は紛失(伴走支援事業者におけるものを含む。)
- ・ 個人情報をはじめとする要機密情報の流出・漏えい・改ざん(伴走支援事業者におけるものを含む。)
- ・ 異常処理、SSL 証明書有効期限切れ等による長時間のシステム停止(伴走支援事業者におけるものを含む。)
- ・ 株式会社三菱総合研究所が伴走支援事業者に提供した又は伴走支援事業者にアクセスを認めた総務省および株式会社三菱総合研究所の業務の情報の目的外利用又は漏えい
- ・ アクセスを許可していない情報への伴走支援事業者によるアクセス

情報セキュリティが侵害された場合は、伴走支援事業者は自己の責任と負担において原状回復、信用維持その他一切の措置を講じるものとします。

また、本業務において国の安全に関する重要な情報を取り扱う場合、情報セキュリティの侵害による被害の程度を把握するため、必要な記録類を契約終了時まで保存し、株式会社三菱総合研究所の求めに応じてこれらの記録類を株式会社三菱総合研究所に引き渡すものとします。

チ 情報セキュリティ対策の履行状況の確認等に関する事項の周知

伴走支援事業者は、株式会社三菱総合研究所から、本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況に関する以下の事項の報告を求められた場合は、速やかに回答するものとします。

- ・ 本応募要領並びに契約書及び仕様書において求める情報セキュリティ対策の実績
- ・ 伴走支援事業者に取り扱わせる総務省および株式会社三菱総合研究所の情報の機密保持等に係る管理状況

リ 情報の取扱い

伴走支援事業者は、取扱制限の明示等がなされている場合には、当該取扱制限の指示内容に従って当該情報を取り扱うものとします。保存された情報の保存期間が定められている場合には、当該情報を保存期間が満了する日まで保存するものとします。また、当該情報である電磁的記録又は重要な設計書について、滅失、消失又は改ざんされるおそれが大きく、業務の遂行に支障を及ぼす可能性が高いと判断されるときは、バックアップ又は複写を取得するものとします。

又 外部電磁的記録媒体に保存した情報の保護

伴走支援事業者は、情報を外部電磁的記録媒体に保存する場合は、管理簿を作成し、当該外部電磁的記録媒体を放置せずに、施錠可能な保管庫、棚等に施錠保管するものとします。また、外部電磁的記録媒体が主体認証機能や暗号化機能を備えるセキュアな外部電磁的記録媒体である場合、これに備わる機能を利用するものとします。なお、外部電磁的記録媒体の使用は、他に代替手段がない真に必要な場合に限るとし、使用後は、保存した情報について完全に削除するものとします。

ル クラウドの利用

クラウド利用に関しては、本業務において要機密情報を取り扱わないものとし、以下を措置するものとします。

- ・ クラウドサービスの利用にあたっては、利用価額等を問わず、再委託の承認事項とします。
- ・ ISMAP 等クラウドサービスリストからクラウドサービスを選定することを推奨します。

(3) 情報セキュリティ監査の受入れ

- ① 本業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するために、総務省または株式会社三菱総合研究所が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合は、総務省または株式会社三菱総合研究所が別に定める実施内容(監査内容、対象範囲、実施者等)に基づく情報セキュリティ監査を伴走支援事業者は受け入れるものとします。(株式会社三菱総合研究所又は総務省が別途選定する事業者による監査を含みます。)
- ② 本業務で利用する情報システムに、総務省または株式会社三菱総合研究所が意図しない変更が行われる等の不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、総務省および総務省が指定する組織等ならびに株式会社三菱総合研究所と連携して原因を調査・排除できる体制を整備するものとします。また、当該体制を総務省または株式会社三菱総合研究所が書類等で確認できるものとします。
- ③ 外注又は再委託を行う場合は、外注先又は再委託先において意図せざる変更が加えられないための管理体制について総務省または株式会社三菱総合研究所の確認(立入調査)を随時受け入れさせることを約すものとします。

6. 応募者に要求される事項

- ① 応募者は、本応募要領並びに契約条項を了知の上、応募するものとします。
- ② 応募者は、上記(1)及び(2)の事項を踏まえて提案書にある、「別紙2 業務統括責任者経歴書」、「別紙3 情報管理経歴書」、「別紙4 常駐支援者経歴書」及び「別紙5 業務従事者名簿」を記載してください。

また、本応募要領等に基づく情報セキュリティを確保するための体制の整備につき、本業務に係る作業の実施に際して、事前に個人情報の取扱い等について上記を含むセキュリティを確保するための体制を整備した旨の誓約書を提出するものとします。また、契約締結後にその遵守状況について確認させていただきます。

応募者は、提出した資料に関し、説明、質問への回答、追加資料の提出、株式会社三菱総合研究所との協議等に応じる義務を負うものとし、必要な体制整備等がなされていないと判断された場合は不採択となりますので御注意ください。

IX 法令等の遵守への対応

本応募要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、伴走支援事業を実施した場合には、事業停止や契約解除、採択の取消し等を行う場合があります。例えば、実施計画に、許認可を必要とする実施内容、相手方の同意・協力を必要とする実施内容、個人情報の取扱いの配慮を必要とする実施内容などが含まれている場合には、法令等に基づく手続きを適正に実施していただく必要があります。

海外への技術漏えいへの対処については、「外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)」に基づき輸出が規制されている貨物や技術を輸出しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。物の輸出だけでなく情報提供(設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供すること、作業知識の提供やセミナーでの技術支援等)も規制対象となります。

別添 1 - 1 希望する伴走支援について（宮城県）

1. 申請主体

宮城県

2. 連携地域

村田町、大衡村、美里町

3. 想定する DX 推進体制の名称（既存の DX 推進体制を拡充しようとしている場合に限る。）

宮城県電子自治体推進協議会

4. 希望する伴走支援について

（1）応募時点の課題

【宮城県】

<宮城県における方針>

宮城県では、新・宮城の将来ビジョンである、「富県躍進！“PROGRESS Miyagi” 県政運営の理念と基本姿勢 ～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～」の実現を下支えするため、これまで実施してきたデジタル化の取組を DX へと発展させるための基本方針として「みやぎ DX 推進ポリシー（2025～2027）」を策定した。これから本格化していく人口減少社会においても県民が安心して暮らせる持続的で活力ある宮城を目指し、県民生活や行政を変革することを基本目標とし、「暮らしの DX」、「産業・地域の DX」、「行政の DX」の 3 本柱で DX を推進していくこととしている。また、市町村との連携を重視して持続可能でより良い住民サービスの提供を目標としている。

<宮城県における問題・課題>

現状、県内 35 市町村（15 市、19 町、1 村）あるが、特に小規模市町村では情報システム担当者が少人数で構成され、そのうち 15 自治体では「1 人情シス」状態にあり、また他業務と兼任しているため負担が大きくなっている。また、庁内の DX 推進担当者以外の DX の意識も低く、DX 推進の進捗に大きな格差が生じている。宮城県では、DX 推進の格差を解消するため、特に小規模市町村に対する DX 推進体制の構築や DX 課題の計画立案から具体の解決手法までのノウハウの明確化、さらには各市町村の現状と課題を的確に把握し、市町村が相談しやすい支援体制と環境整備をすることが課題である。加えて各事業担当課の DX に対する意識醸成等を支援する施策を実施し、市町村（特に小規模市町村）が自立・自走できるよう全面的な支援を行っていく必要がある。

<宮城県における取組・課題①>

これまで県としては、各市町村がそれぞれ抱える地域課題に対し、計画立案から課題解決に至るまで自走できるようになること、さらには市町村同士が連携し、一体となっ

てDXが進められるよう市町村への支援を行ってきた。具体的な取組としては、市町村のDX推進支援を行う委託業務を実施し、DX推進計画の策定支援やシステム標準化の伴走支援・相談対応などの取組を実施。しかし、これまで実施してきたスポット的な支援では市町村、特に小規模市町村が抱える問題の本質である人的リソース不足の解決にはアプローチできていないのが実情である。そのため県としても小規模自治体に対して人材の体制整備を強く支援し、県職員自身もノウハウを蓄積・継承することで持続的に市町村支援ができる体制にしていくことが課題である。

<宮城県における取組・課題②>

また、県主導で県・市町村が連携し、一体となってDXを推進するため、宮城県と各市町村のDX推進担当課で構成された「宮城県電子自治体推進協議会」を立ち上げ、DX推進セミナーの開催、市町村同士のグループワークを実施してきた。協議会の中ではAI・RPAやオープンデータ等の各専門部会や電子申請サービスの共同調達運営委員会を組織し、DXの推進を図っている。この取組により、情報の共有化・市町村間の課題認識の共有までは図られたものの、市町村に対する「共同調達・共同利用」「個別のアドバイス」等の支援がまだ不十分な状況となっている。このことから、県として市町村が抱える課題を吸い上げ、課題から解決策提示までの方向性を見いだす必要があり、そのためにもDX推進体制の構築やDX課題の計画立案から具体的な解決手法までのノウハウの習得、さらにはプラットフォームの整備や、県・市町村間の円滑なコミュニケーション促進も課題である。

【村田町】

<村田町のビジョン>

村田町では、「第5次村田町総合計画」を策定し、「安心して豊かに暮らせるまちむらた」を将来像として掲げており、「人口減少と少子高齢化」、「産業構造や社会情勢の変化」、「生活の安全・安心の確保」などの課題に対して積極的に取組を行っている。

<村田町の取組・課題>

「令和6年度地域デジタル基盤活用推進事業（計画策定支援）」を活用し、地域課題の掘り起こしから解決策の立案まで専門家による助言を受けた。しかし、DXを推進する体制が整備されていないことに加え、DXに関する知識・スキルが低いことにより、各事業担当課と連携した円滑な解決策の実行に苦慮している。具体的には、DXツール導入にあたってスポット的な対応にならざるを得ず、各事業担当課の担当者との必要性に係る認識が一致せず「現状の業務が忙しい、よくわからない」といった理由から導入が進まない状況となっている。そのため、DX推進体制の整備やDXに関する知識スキルの向上、さらには実情に合ったDXツールの導入が反映されたDX推進計画書の作成が課題である。特に、町が課題として掲げている、子育て・健康福祉・防災分野のDX推進事項を計画書に盛り込む必要があると考えている。

【大衡村】

＜大衡村のビジョン＞

大衡村では、「地方創生総合戦略」を策定し、子育て支援、地域活性化などを重点施策としてきた。

＜大衡村の取組・課題＞

これらの取組はDXを推進することで効率化されるため、令和4年度にDX推進計画を策定し、DX推進体制（大衡村デジタルトランスフォーメーション推進本部）を構築してDXの取組を加速させてきた。しかし、取組の詳細化や各事業担当課職員の意見や住民の声の反映が不十分なことから思ったようにDX推進が進められていない。DX推進体制についてもワーキンググループを設け、自主的に職員を募ったものの参画する職員が少なく役割も定義しないまま進めたことから、ワーキンググループが本来果たすべき十分な機能が発揮できずにいる。また、DX推進の一步としての業務の可視化を進めても具体的な改善策が打ち出されず、DX担当課から改善策の案を出してもDXの活用イメージや長期的効果を掴めないためDX活用が進まない状況である。

以上から、職員が継続的かつ自主的にDXを志向するために意識改革と住民の声をDX推進に反映する仕組みづくり・DX推進体制の運用改善が課題である。

【美里町】

＜美里町のビジョン＞

美里町では、「第2次美里町総合計画・美里町総合戦略（計画期間：令和3年度から令和7年度）」を策定し、「心豊かな人材をはぐくみ、地域産業が発展し、にぎわいのある、いきいきとした暮らしができるまち」を将来目標として掲げ、住民サービス向上を中心に検討している。

＜美里町の取組・課題＞

しかし、庁内全体でDXの活用に対する意識が醸成されておらず、知識とスキルが低いため具体的な取組に対する解像度が低く、DXを活用するイメージが湧かないことから後ろ向きな姿勢が見られている。そのため、これまでもRPAの導入やノーコードツールのトライアルを行ってきたが、積極的な活用が見られず業務効率化に繋がっていない状況となっている。この背景には、町としてのDX推進計画がなく、推進体制も構築されていないこと、庁内全体のDXに対する意識や知識が低いことが大きな要因と考えられる。そのため、職員のDXに対する意識改革と知識の向上を図り、庁内全体のDXの底上げを行うことが課題である。その上で、職員の意見を反映させたDX推進計画の策定と推進体制の構築を行い、町として取り組むべき事項の整理や優先順位を付けていくことが必要であると考え。このように庁内業務を効率化することで創出できたリソースを住民サービス向上の検討に振り向けていきたいと考えている。

（2）伴走支援の内容

①地域DX推進体制の構築支援

【宮城県】

宮城県では、すべての市町村が自立・自走し、持続可能な住民サービスを提供できる

よう、きめ細やかな市町村支援体制の構築を目指している。具体的には、各市町村の現状と課題を的確に把握し、市町村が相談しやすい体制の構築、さらには市町村をけん引するための DX ツールの共同調達・共同利用の活用に注力したいと考えている。

また、リソース不足などにより DX 推進に取り組むことが難しい市町村に対しては、県が雇用したデジタル人材を派遣し、実務的な支援を行う「人材プール」の仕組みについても令和8年度を目途にスタートできるように令和7年度中に体制整備していきたいと考えている。

そのため本事業では、課題や計画をとりまとめるだけでなく、県内全域の DX 推進対象となるモデルプロジェクトへと昇華させていく必要があると考えており、県が市町村の DX 推進支援のノウハウを習得し、それを県内全域に展開することで県内市町村が一体となって DX に取り組める状況を目指していきたい。

上記を実現させるために、以下の支援を希望する。

○県・市町村における地域 DX の推進体制検討補助①（DX 進捗状況の可視化及びコミュニケーションの活性化支援）

市町村の DX 進捗状況を定期的にモニタリングし、可視化・整理できる支援体制の構築が必要と考えているため、KPI（重要業績評価指標）を設定し、導入効果や進捗状況を定期的に測定できる仕組みづくりに係る支援をしていただきたい。また、県と市町村の連携体制を強化するため令和6年度から県と市町村間でチャットツールの導入を開始したところである。情報共有の迅速化など一定の効果が得られているため、県・市町村間の更なるコミュニケーション活性化に向けて最適なチャットツールの活用方法・交流活性化に向けた運用面の改善に係る支援をしていただきたい。

○県・市町村における地域 DX の推進体制検討補助②（市町村への実効性のあるデジタル人材派遣の実現に向けた支援）

県が主導し、令和8年度を目途に雇用したデジタル人材を市町村の実情に応じて派遣し、実務的な支援を行う体制整備を検討している。そのため、次年度以降に県が雇用した人材の円滑なマネジメントや市町村へ派遣するための仕組みづくり・運用体制構築の支援をしていただきたい。

○市町村の DX 推進を県が支援する方策の検討補助

県内の DX 推進をけん引していくための手段として、現在 DX ツールの共同調達・共同利用による支援を行っているが、令和7年度にはこの取組をさらなる強化していきたいと考えている。共同調達・共同利用の更なる支援に向け、市町村における課題の洗い出しや集約の方法、さらには共同調達・共同利用を進めていくための体制づくりについて助言等の支援をしていただきたい。

【宮城県・3町村】

3町村の地域課題等はそれぞれ異なるところではあるが、目指すべき姿として、DX 推進担当課以外の各事業担当課を巻き込んだ DX 推進体制を構築し、全庁一体となって DX を進めていく部分は共通しているところである。

特に連携する3町村については、他の小規模市町においての共通課題（DX に対する意識改革など）がありつつも、3町村それぞれで具体的な課題は異なっている。美里町は「行政のDX」、村田町は「産業・地域のDX」、大衡村は「暮らしのDX」といった課題が顕在化している。3町村それぞれのDX推進体制の構築に対するノウハウを蓄積することで、本事業を通じて宮城県における幅広いDX推進課題に対応できるスキルを身に付けることができ、地域DXの推進における持続的な支援が実現できると考えている。

なお、県と3町村では、本事業の成果を活かした宮城県における地域DXの推進および、持続可能な地域DX推進体制構築の連携協力についても合意している。上記を実現させるために、以下の内容を支援していただきたい。

○市町村における地域DXの推進体制検討補助

DX推進担当課以外の各事業担当課を巻き込んだ庁内のDX推進体制を構築していくため、各町村の実情に応じた体制づくり（ルールづくり、職員の役割の明確化、WG立上げ等）を支援していただきたい。なお、大衡村については、既に一定の推進体制があるものの、体制・運用の改善に向けての支援をお願いしたい。

また、県としても、本事業終了後、他市町村の推進体制構築支援や人材育成にも取り組んでいきたいと考えている。上記3町村をモデルに支援ノウハウを習得したいため、必要な助言等をお願いしたい。

②地域DXの推進支援

【宮城県・3町村】

①に記載した市町村の各事業担当課を巻き込んだDX推進体制を構築し、全庁一体となってDXを進めていくことを目指す上で、体制を継続的かつ効果的に運用するためには、職員の育成および意識醸成が必要不可欠と考えている。また、市町村がDXを推進するに当たっては、課題の整理や取組の順位付けなど、その市町村に合った方針を定め、ソリューション導入に取り組む必要がある。これらの取組を実現するために、以下の具体的な支援をお願いしたい。

○DX推進人材の育成・連携方策の検討補助

これまでにも市町村を対象に職員のDXに対する意識向上を図るためにDX推進セミナー等を開催してきたが、市町村ごとに参加者数のばらつきが見られた。また、受講後にスキルの横展開を行う者がおらず、大きな効果は得られなかった。今後、県としては、セミナー等を活用した意識改革及び庁内でのDXノウハウの展開を模索していきたいと考えている。そのため、市町村の実情に応じた意識改革のためのセミナー選定、DXスキルの横展開が期待できるDX人材の育成に関して助言等の支援をしていただきたい。県としては特に小規模市町村でDX推進体制モデルを構築し、他自治体へ展開していきたいため3町村の実情に応じた支援をいただきたい。

○地域DXに係る課題整理や取組方針策定補助

今回連携する3町村については、DX推進の方針が未策定、又は職員の意見を反映さ

せたカスタマイズが必要であることから、その町村の実情や課題に応じて、方針の策定又は見直しについて支援していただきたい。特に課題抽出に向けた各事業担当課などへのヒアリング方法やその結果の集約・分析方法についてのノウハウを支援していただきたい。さらに、村田町及び大衡村については、課題の明確化や業務の可視化など、課題の抽出までが終了していることから、令和7年度中に課題の優先順位付けやその課題に対するソリューション導入に至るまでの計画を立案し、令和8年度に国の補助事業等を活用したソリューション導入を予定しているため、その一連の取組について支援をいただきたい。

DX 推進計画などの全体方針が未策定である自治体や、計画を策定しても、その後どう進めてよいかわからないといった自治体も見受けられる。県としては、今後、計画策定及び実施までの支援をしていきたいと考えているため、3町村をモデルにそのノウハウの習得方法について支援いただきたい。

(3) 伴走支援を受けるに当たっての都道府県及び市区町村の役割分担

【県（デジタルみやぎ推進課）の役割】

- ・事業申請担当課。伴走支援事業者の受入
- ・総務省（事務局含む）及び伴走支援事業者との連絡調整窓口
- ・伴走支援事業者が3町村を伴走支援するに当たっての連絡・調整等（場合によっては、3町村の支援時に同席）
- ・「宮城県電子自治体推進協議会」において、本事業で得た知見・ノウハウの横展開の実施

【3町村の役割】

- ・伴走支援事業者との連絡・調整を行う
- ・県、庁内各課との連絡調整を行う
- ・関係部局との調整（地域課題の提示や取組の検討など）を行う
- ・「宮城県電子自治体推進協議会」において、本事業の取組状況等の情報提供を行う。

(4) 伴走支援を受け入れる体制

【県の受入体制】

- ・県デジタルみやぎ推進課の市町村支援担当班である地域情報化推進班7名が対応。うち1名は班長級とし、総括としての役割（プロジェクトの進行管理、リソース調整など）を担う。うち2名は、伴走支援事業者や連携町村との連絡調整に従事し、うち4名は2名のサポートを行うとともに伴走支援事業者からのノウハウ等を習得する。
- ・伴走支援については、現地での支援を基本とするが、場合によってはオンラインでの対応も可能である。現地対応については、執務可能なスペースを確保し、必要に応じて公用車による送迎等にも対応する。オンライン対応については、WEB 会議端末等により対応できるように整える。
- ・伴走支援事業者から必要な情報を求められた場合は、県と事業者が協議の上、提供させていただく。

- ・支援の内容に応じて、部署をまたいだ横断的な連携もできるよう調整することは可能である。
- ・支援いただく中で、地域ステークホルダーと調整する必要がある場合は、地域情報化推進班が窓口となり円滑な連携が取れるようにサポートする。
- ・情報システムへのアクセス権の付与等については、本県の情報セキュリティポリシーに基づいて、専門家からの支援内容に応じて検討させていただく。
- ・その他必要な機器等の貸与については、伴奏支援事業者と相談の上、決定させていただく。

【3 町村の受入体制】

- ・各町村とも情報システム担当職員が対応。
- ・伴走支援については、現地での支援を基本とするが、場合によってはオンラインでの対応も可能である。現地対応については執務可能なスペースを設け、必要に応じて公用車による送迎等にも対応する。オンライン対応については、WEB 会議端末等により対応できるように整える。
- ・伴走支援事業者から必要な情報を求められた場合は、各町村と事業者と協議の上、提供させていただく。
- ・支援の内容に応じて、部署をまたいだ横断的な連携もできるよう調整することは可能である。
- ・支援いただく中で、地域ステークホルダーと調整する必要がある場合は、各町村の DX 推進担当課が窓口となり円滑な連携が取れるようにサポートする。
- ・団体内の情報システムへのアクセス権の付与等については、各町村の情報セキュリティポリシーに基づいて、専門家からの支援内容に応じて検討させていただく。
- ・その他必要な機器等の貸与については、伴走支援事業者と相談の上、決定させていただく。

(5) 伴走支援を受けた後の計画

宮城県は、伴走支援を受けた後、以下の項目について、県内市町村を対象に展開していく。これにより、県内全域でのデジタルトランスフォーメーション (DX) 推進を加速させ、「富県躍進！ “PROGRESSMiyagi” 県政運営の理念と基本姿勢 ～多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して～」の実現に取り組んでいく。

1) DX 推進のノウハウの横展開

- ・モデル支援の成果活用： 3 町村のモデル支援を通して得られた DX 推進支援のノウハウを活かし、他市町村（特に小規模市町村）の支援を行う。具体的には、DX 推進の基盤（推進計画や推進体制など）を整備していない市町村を対象に、その自治体の実情に応じた基盤作りのサポートを実施していく。
- ・ノウハウのブラッシュアップ： 本事業で蓄積された DX 推進のノウハウを自治体ごとにカスタマイズすることでブラッシュアップし、より市町村にマッチした支援について模索する。

2) 県・市町村との連携体制の強化

- ・共同調達・共同利用の推進：市町村との共同調達・共同利用を進めていくための体制整備を令和7年度中に行い、課題の吸い上げからソリューション選定まで主導していくことを想定している。令和8年度からは新たなツール・システムの共同調達・共同利用を行い、各市町村の庁内の業務効率化又は住民サービス向上に繋げ、市町村のDXをさらに加速させていく。また、県が主導するだけでなく、市町村が主体となった共同調達・共同利用の取組を市町村だけでも取り組んでいけるような体制のサポートも行っていきたい。
- ・課題把握の仕組み構築：各市町村のDXの課題や要望を把握できる仕組み（定期的なヒアリングやグループワーク、アンケートなど）を作り連携力の強化を図る。その上で市町村の実像・要望を踏まえた施策（セミナーや研修会、先進地視察など）を宮城県電子自治体推進協議会で実施し、県内全域のDX推進を加速させる。さらに地域を巻き込んだ地域DXの発展を目指し必要に応じて、ステークホルダーを巻き込んだ施策を検討していく。

3) デジタル人材の市町村派遣（人材プール）の開始

- ・人材プールの整備：本事業で整備した人材プールについて、令和8年度から人材を確保し、人的リソースが不足してDX推進が停滞している市町村へ派遣する。派遣先では、DX推進の実務（特に専門的な内容（ベンダとの折衝、仕様書作成など）をサポートするほか、本事業で得られたノウハウをデジタル人材に継承し、DX推進の基盤整備やソリューション導入の支援を行う。
- ・体制の改善：整備したデジタル人材の派遣体制については、進めていく中で改善を図り、市町村の実情や要望に応じた体制に変えていく。

4) 各市町村の具体的な取組

- ・村田町：本事業で整備したDX推進体制を継続的に運営し、整理した課題（子育て、健康福祉、防災など）の解決に向けて補助事業等を活用しながらソリューション導入を進める。場合によっては、近隣自治体の巻き込みも検討実施。また、職員が前向きにDXを推進していけるよう、継続的にセミナーや勉強会、DX体験会などを自前で開催する。
- ・大衡村：本事業で見直したDX推進計画について、計画どおり進められるよう改善した推進体制で進める。職員が自主的にDXへ取り組んでいけるよう、継続的にセミナーや研修会、DX体験会などを自前で開催するほか、定期的なワーキングを行い、村全体で積極的にDXを推進していける体制を継続する。
- ・美里町：庁内DXに継続的に取り組むとともに、住民サービス向上に向けたDXについても本事業で整備した推進体制において検討を開始し、取組を本格化させる。また、
- ・職員が前向きにDXを推進していけるよう、継続的にセミナーや勉強会、DX体験会などを自前で開催する。

(6) 公募中の伴走支援事業者からの問い合わせ先

宮城県企画部デジタルみやぎ推進課 技術主査（副班長） 阿部 脩平	
TEL	022-211-2472

メール	digimip_atmark_pref.miyagi.lg.jp
-----	--

※ @を_atmark_と表記しています

別添 1－2 希望する伴走支援について（栃木県）

1. 申請主体

栃木県

2. 連携地域

宇都宮市、足利市、那須烏山市、高根沢町

3. 想定する DX 推進体制の名称（既存の DX 推進体制を拡充しようとしている場合に限る。）

デジタル社会形成推進研究会

4. 希望する伴走支援について

（1）応募時点の課題

栃木県ではこれまで、令和 3 年 3 月に策定したとちぎデジタル戦略³や令和 6 年 4 月に施行した栃木県デジタル社会形成推進条例⁴等に基づき、市町と連携しながら、行政手続きのデジタル化や地域社会 DX を推進してきたが、県内の市町においては、全体方針策定や外部人材活用の状況など自治体 DX の推進状況や、デジタル田園都市国家構想交付金を活用したデジタル実装など地域社会 DX の取組状況に差が生じている。

【栃木県】

生成 AI 等の革新的なデジタル技術による社会・経済活動の変革が進む中、各市町は更なる地域 DX の推進に向けた取組に課題を感じつつも、人手や専門性の不足などにより対応しきれていない現状にある。

このため県は、令和 5 年度から全 25 市町を対象に、地域 DX 推進に必要な課題解決を支援する市町 DX 推進アドバイザー（委託）を 1 市町あたり年間 8 回程度を目安に派遣しているが、市町ニーズに応じた伴走支援を基本としているため、地域課題の深掘りやソリューション検討を進めるべき状況であっても、着手するきっかけをつかめずに機運醸成のための研修事業にとどまるケースも多く、また、県のアドバイザー派遣事業の活用自体を見送るケースも見られている。（R5 派遣実績：17 市町 R6 派遣実績：18 市町）

県においても人手や専門性の不足は存在し、限りあるリソースを多くの市町に配分しなければならないことから、大型案件には対応できていない側面もあり、市町支援を効果的・効率的に実施するためには、汎用性のあるモデル的な事業の実施によりノウハウを積み、横展開していく必要性を感じている。

また、県では、市町支援を目的に「デジタル社会形成推進研究会」を要綱で設置し、市町の DX 推進、行政改革、情報政策、その他デジタル社会形成に関連のある事務担当

³ とちぎデジタル戦略

https://www.pref.tochigi.lg.jp/a04/dezitarusenryaku_kouhyou.html

⁴ 栃木県デジタル社会形成推進条例

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/a04/society5/digijourei.html>

課の職員とデジタル技術に関する情報提供や各市町の取組に関する情報交換を行うほか、自治体専用ビジネスチャットツールによる情報交換の場を提供してきたが、知識不足等により地域 DX に関する議論の活性化に課題があり、研究会の運営方法とあわせて市町の DX 人材育成支援についても改善していく必要がある。加えて、県・市町のほか多様な主体による課題出しやソリューションの提案など県全体の地域 DX の推進に必要な体制の在り方検討も必要と考えている。

【連携市町における課題】

【宇都宮市】

宇都宮市では、令和5年2月に策定した「宇都宮市 DX 実現タスク」において、デジタル地域通貨の導入を含めた複数のポイント事業の統合の検討を掲げている。検討に当たっては、ポイントシステムの統合要件整理やデジタル地域通貨の技術的検討、既存システムからの移行手法、セキュリティ上の留意点など整理すべき項目が多岐にわたる上、専門性が求められるとともに、部局横断的な検討体制の構築が求められる。また、地域に根差し、継続的に利用されるデジタル地域通貨を実現するためには、地域のステークホルダー（金融機関・商店街連盟、商工会議所等）との連携体制の構築が求められる。

【足利市】

足利市では、地元企業出身のCIO補佐官の任命、庁内体制構築に加え、情報システム部門の経験者を中心に窓口DXや教育DXなどを推進している。しかし、各部署からの地域課題の提起不足により、課題の全庁的な共有が不十分な状態となっている。また、CIO補佐官による意識啓発研修を年数回実施しているものの、AIによるデマンド交通の配車効率化、Wi-Fi HaLowなどの新しい通信技術を使ったスマート農業など、他の自治体で急速に進む地域DXのように、本市の課題解決を進められる人材の育成としては不十分であり、職員が積極的に挑戦できる環境づくりも課題である。さらに、地域DX推進に対する明確な指針がなく、喫緊の課題である「少子高齢化」や「人口減少」の解決に向け、「女性の視点を活かしたまちづくり」などの地域特性を踏まえつつ、先進事例調査等を通じて、本市に最適な全庁横断的な地域DX推進体制の構築を早急に検討する必要がある。

【那須烏山市】

那須烏山市では、DX推進計画において、デジタル社会に沿った市民サービスの提供による地域活性化に向けマイナンバーカードを利活用する機会を増やすべく「自治体マイナポイント事業」の導入を検討することとしているが、全国でも事例が少なく、県内市町でも活用事例が生まれにくい状況が続いている。庁内組織においても、デジタル化への転換として、DX担当部門を先頭に旗振りを行うも、これまで実施してきた現金給付や紙によるクーポン給付等の給付事業のポイント化への移行に抵抗感が根強く、事業が進まない状況にある。

【高根沢町】

高根沢町では、行政手続きのデジタル化を進めてきたが、ツールが様々であり、町民は必要な手続きごとに登録が必要になるなどの不便が生じている。しかしながら職員のDXに対する意識、知識が乏しいこともあり、ツールを統一させるような横断的な話し合いの機運が高まらないほか、それをけん引できるようなDXリーダーとなれる知識の

ある職員がいない。また、日々の業務に追われ、潜在的な地域課題の掘り起こしができないことに加え、高齢化率が25.7%（R6.3月時点・65歳以上）とDXを推進するにあたり、取り残さない政策が重要であるものの、その方向性も見出せていない。

（2）伴走支援の内容

①地域DX推進体制の構築支援

■県・市町における地域DXの推進体制の構築

【栃木県】

本取組では、組織規模の異なる市町での地域社会DX体制の構築支援とポイント事業など具体的な地域社会DXの推進支援を行うことで、県においても多面的な支援ノウハウを得ることができると考えている。また、4市町の取組から他の市町が参考にできるモデルを構築し、より多くの市町が地域DXに取り組む機運醸成や環境整備を図り、地域DXの好循環を生み出し、最終的には、地域全体の活力を向上させ、持続可能な社会の実現を目指していきたい。

このため、連携市町における伴走支援の手順や工夫したポイント、支援により得られた効果やその測定方法など地域DX推進・支援のノウハウを県担当職員に適宜伝授するとともに、県・市町で共有可能な形で書面として作成する支援をいただきたい。

また、県内各市町の状況に応じた地域社会DX推進に関し、具体的なアドバイスを行う相談体制を整えたいが、行政リソースに限りがある中でも持続可能な体制にしていく必要があることから、地域活性化起業人など国事業の活用や現行のアドバイザー派遣事業の成果、4市町の取組を踏まえるとともに、その他の市町にもヒアリングを実施し、県内市町の地域課題や地域DX進捗状況を把握・分析し、市町を地域DXの進捗状況ごとにグルーピングする、広域的に対応することが効果的な課題に分類するなど、市町にとって最適なアドバイスを効率的に実施できる体制や事業構成の検討に支援をいただきたい。

さらに、県と市町及び市町間の情報共有・情報交換を密にすることで、全体の取組の底上げを図るため、デジタル社会形成推進研究会の運営やコミュニケーションツールによる情報交換について、DXの最新状況を踏まえたテーマ選定や話題提供、コミュニケーションツールにおける意見交換を活性化させる仕組み作りなど、これらの取組を効果的・効率的に充実・強化するための検討に支援をいただきたい。

【足利市】

先進事例調査等を通じて本市における地域課題の把握や地域関係者との調整など、具体的なプロジェクトを進める上で最適な全庁横断的な地域社会DX推進体制を構築し、その体制の下で整理した地域課題や対応方針を「地域社会DXアクションプラン（仮）」として策定し、令和8年度からの「足利市第8次後期基本計画」に反映させるなど明文化を考えており、これらの体制構築支援やプラン策定支援、具体的な行動に向けた地域ステークホルダーの洗い出し、地域における産学官民連携体制構築の支援をいただきたい。

さらに、「現状を把握し、豊かな『足利市』を創造するための課題解決を担う職員」

の育成をするため、まずは庁内の意識醸成（①チャレンジする職員への適切な評価制度の検討、②生成 AI 等のデジタル技術を活用した業務効率化、③県内外を問わず効率的かつ効果的に情報共有する手段の活用（例：デジタル改革共創プラットフォーム））を図り、より効果的に地域社会 DX を推進する職員の育成（①研修や e ラーニングによる課題分析等のスキルアップ（off-JT）、②現状進行中の窓口 DX や教育 DX を題材としたソリューション検討の場の設置、③上記を通じて、地域課題や DX を自分事として捉える機運醸成）の支援をいただきたい。

【高根沢町】

高根沢町のデジタル化への取組みがどこまで進んでいるかについて、デジタル庁による自治体 DX の取組に関するダッシュボード⁵で用いられている地方公共団体における行政情報化の推進状況調査など既存の調査結果も活用しながら、客観的に評価・分析・把握したい。そこを起点として当町の DX 課題を特定し、その課題を解決するための DX 施策の立案とロードマップの策定を行うことが、DX のスタート地点と考えるが、立案した DX 施策とロードマップを、庁内の既存リソースで進めることができるのか判断するため、推進役となり得そうな職員のデジタルリテラシーの成熟度、現在位置の把握（可視化）を行いたい。その上で、抱える DX 課題に対し、必要なデジタルリテラシーをどのようなアプローチで向上させるのか、また地域課題を掘り起こし、地域に裨益するデジタル人材をどう育てるのかを示すため人材育成計画策定などの DX 推進体制づくりに支援をお願いしたい。

【宇都宮市・那須烏山市】

後述する地域 DX の推進支援を通じて、事業運営のノウハウを伝授いただき、デジタル部門の人材育成につながる支援をお願いしたい。

■市町の DX 推進を県が支援する方策の検討

【栃木県】

市町における DX 人材の育成は喫緊の課題であるため、栃木県ではこれまで、市町職員を対象にした DX 研修の実施、市町 DX 推進アドバイザーによる人材育成方針の策定支援や研修の実施などにより市町の DX 人材育成を支援してきたところであり、令和 7 年度からはオンライン学習ツールの共同調達も予定している。今後も市町における人材育成は重要であり、各市町の状況に応じた適切な支援を行うことで全体的なレベルアップを図っていきたい。このため、各市町の取組状況の分析や優先すべき支援策等の検討を支援いただきたい。

特に、DX 研修について、各市町の DX 推進状況にばらつきがある中で、研修の対象者やテーマの選定、達成目標の設定などに苦慮している。県内市町の状況を踏まえた、県として実施すべき市町 DX 研修の対象・内容等について検討・対話支援をお願いしたい。検討した研修を実践することで、各市町の DX 推進の核となる人材を継続的に育成

⁵ 自治体 DX の取組に関するダッシュボード

<https://www.digital.go.jp/resources/govdashboard/local-government-dx>

していきたい。

これらの検討結果を元に、令和8年度以降の市町のDX人材育成に係る支援策を国の制度の活用を含めベストミックスで提供する案を8月中旬までに作成し、9月からの予算要求作業に反映させる予定である。

■地域のステークホルダーとの連携体制の構築

【栃木県】

県が県全域に波及する地域DXを効果的に推進するためには、産業界、大学・研究機関、住民・市民団体など多様な主体と連携し、協力体制を構築することが重要と考えており、とちぎデジタルハブ⁶などに取り組んでいるが、民間等との連携をさらに強化する余地がある。限られた行政リソースの中でも持続可能な地域DX推進体制を確立するためには、民間の活力を積極的に活用しながら、地域課題へのアプローチや課題解決のソリューション提供がなされるために必要な体制等に見直す必要があるため、地域のステークホルダーの洗い出しや連携の進め方の検討について支援いただきたい。

②地域DXの推進支援

連携市町のうち、宇都宮市と那須烏山市において共通する課題として、ポイント事業の検討がある。各市の現状や検討したい事項が異なるため、支援事業者には、個別の伴走支援をお願いするものの、庁内各部門との連携やデジタルデバインド対策など共通する課題もあることから、2市の情報共有を促すなど相乗効果を生む支援を期待している。

本事業については、県においても新たな知見を得られるとともに、他の市町が参考にできるポイント事業のモデルを構築することで、地域DXの好循環を生み出し、最終的には、地域全体の活力を向上させ、持続可能な社会の実現を目指していきたい。

【宇都宮市】

デジタル地域通貨を含めたポイント事業の一元化の実装に向けた計画策定支援

- ・各所管課の役割整理、庁内横断的な検討体制の構築支援
- ・定期的な会議体（ワーキンググループ、プロジェクトチーム）の設置、効果的な意思決定プロセスの支援
- ・部局間での情報共有を円滑に行うためのコミュニケーションツールやフローの整備支援
- ・デジタル部門の職員の育成や運用担当・プロジェクトマネージャーとなる人材の確保
- ・地域のステークホルダーとの連携体制の検討支援、ステークホルダー間の調整
- ・市民、事業者へのヒアリング（ニーズ調査）支援
- ・導入するシステムの要件の整理支援
- ・法規制、制度面の整理支援

などについて、伴走支援をお願いしたい。

⁶ とちぎデジタルハブ <https://www.tochigi-digitalhub.jp/>

【那須烏山市】

ポイント事業実施に向けたマルチプラットフォームの構築支援

マイナンバーカードの利活用を目的にマイナポータルにおける情報連携による展開を検討しており、「わたしのウォレット」機能において、累積ポイントを見える化できるスタンプ機能を実装したいが、プラットフォームの条件設定などシステム面での知識が不足しているため、検討の支援をお願いしたい。また、本市の現状をデータ分析した上で、どの様なポイント事業が最適であるかの見極め、デジタルデバイド対策も踏まえた市民への事業の浸透策などについて伴走支援をお願いしたい。なお、ポイント給付により地域にもたらされる効果の把握ができていない状況にあるため、ポイント給付により市民が享受するものは何か、また給付されたポイントが何に使われるかをリサーチしながら、各事業課と連携の下、市民に恩恵のある事業展開へのステップアップの支援もお願いしたい。なお、事業実施にあたっては、キャリアを固定化せず、複数のキャリアが自由に参入可能なマルチプラットフォームの構築を進めたい。

(3) 伴走支援を受けるに当たっての都道府県及び市区町村の役割分担

■総括調整は、県デジタル戦略課課長補佐級職員が、支援事業者の助言を得ながら主導する。また、県市町連携策・市町 DX 研修の検討などに係る支援を県デジタル戦略課担当職員が受け、実践につなげていくとともに、支援事業者による連携市町への伴走支援における知見・ノウハウを同担当において蓄積し、以後の市町 DX 推進支援に活用していく。また、市町村を担当する市町村課、情報システムを担当し市町窓口 DX の支援を行う行政改革 ICT 推進課と連携し、支援強化を図っていく。

■連携市町においては、宇都宮市デジタル政策課、足利市デジタル戦略課、那須烏山市総合政策課、高根沢町企画課が伴走支援の窓口となり、地域 DX の推進体制の構築や地域 DX のモデル創出に向け、庁内の推進体制構築を主導する。

(4) 伴走支援を受け入れる体制

- ・栃木県においては、市町 DX 推進支援を担当する職員をデジタル戦略課に 4 名配置する。うち 1 名は課長補佐級とし、本事業の指揮を執り、支援事業者との連携やプロジェクトの進行管理、問題解決、リソース調整、庁内調整などを担当する。ほか 3 名は、県独自の市町 DX 推進アドバイザー派遣事業や市町 DX 研修等を担当する職員を充て、適宜伴走支援に立ち会うなど市町との連絡調整を担いながら支援ノウハウの獲得を図るとともに、支援事業者の支援を受け、今後の各事業のあり方を検討する。
- ・また、週 1 回程度支援事業者からの派遣を受け入れ、支援事業者による市町伴走支援の進捗や課題を常に把握し、支援事業者とともに対応策の検討に当たる。県市町連携策・市町 DX 研修等の検討支援についても、必要に応じた適切な頻度で派遣を受け入れる。受け入れに当たっては、県デジタル戦略課内に支援事業者の執務スペースを確保するとともに、必要に応じて Web 会議ツールやコピー機、事務用品その他什器の利用を可能とする。
- ・連携市町においては、それぞれ 2～3 名程度の担当職員を本伴走支援事業に充て、

地域 DX を進める。

- ・また、宇都宮市においては週 1 回程度、足利市においては週 2 回程度、那須烏山市においては週 1 回程度、高根沢町においては週 1 回程度の派遣を受け入れる。受け入れに当たっては、庁舎内に支援事業者の執務スペースを確保するとともに、必要に応じてコピー機、事務用品その他什器の利用を可能とする。

(5) 伴走支援を受けた後の計画

【栃木県】

- ・デジタル社会形成推進研究会の運営やコミュニケーションツールによる情報交換の充実・強化は、伴走支援期間中から改善に取り組み、以後も継続して充実・強化を図る。
- ・相談や研修などの市町体制強化支援や各種ステークホルダーとの連携については、本取組で得た地域 DX 推進・支援のノウハウや知見を生かし、令和 8 年度以降の施策に反映させるほか、デジタル社会形成推進研究会を活用して全市町と共有するなど積極的に横展開を行うことで県全体の底上げを図り、便利で快適に暮らし続けることができる地域社会の実現に向けた地域 DX の推進に取り組んでいく。

【連携市町】

- ・推進体制の構築支援を受ける足利市においては、職員の人材育成や産学官民連携により構築した体制の下、策定するプランや地域の人材との連携を強化・継続して地域社会 DX の推進に取り組む。具体的には、地域の学生や民間活力の支援を受けながら、県の協力の下、共通の課題を持つ周辺自治体と連携し地域課題への持続可能なデジタル実装に取り組んでいく。高根沢町においては、構築した体制の下、策定するプラン等に基づき、令和 8 年度以降、人材育成や具体的な地域社会 DX に取り組む。
- ・具体的な地域社会 DX の支援を受ける宇都宮市においては、令和 8～9 年度におけるデジタル地域通貨を含めたポイント一元化の実装に向けて取り組み、那須烏山市においては、事業を展開するためのシステム構築の目途を立て、各事業課と連携して実施に向けて取り組む。

(6) 公募中の伴走支援事業者からの問い合わせ先

デジタル戦略課 Society5.0 担当 課長補佐 出井敬規	
TEL	028-623-2824
メール	ideit02_atmark_pref.tochigi.lg.jp

※ @を_atmark_と表記しています

別添 1-3 希望する伴走支援について（新潟県）

1. 申請主体

新潟県

2. 連携地域

小千谷市、加茂市、弥彦村

3. 想定する DX 推進体制の名称（既存の DX 推進体制を拡充しようとしている場合に限る。）

新潟県市町村情報化推進協議会

4. 希望する伴走支援について

（1）応募時点の課題

本県では全国を上回るペースで人口減少が進んでおり、平成 10 年 1 月の 249.4 万人をピークに減少が続き、令和 5 年には 212.6 万人となっている。保育所等の待機児童数が 3 年連続でゼロであるなど、子育て環境の整備は一定のレベルにあるが、令和 5 年の出生数も 13 年連続で過去最少を更新し続けている。

また、全国 5 位の広い県土をもつが、平成 16 年の中越大震災、平成 19 年の中越沖地震や令和 4 年 8 月の県北地域の記録的な大雨による土砂災害など、これまでに様々な自然災害に見舞われ、大きな被害を受けてきており、過去 10 年間における土砂災害発生件数も全国 5 位となっている。このような状況下で更なる防災・減災対策が必要となっている。

産業面を見ても、経営規模が小さく、下請け取引等を主流とする企業等が多いことから、十分な付加価値・利益が得にくい産業構造となっているなど、従業者 1 人当たりの製造品出荷額等や付加価値額は全国低位となっている。

こうした中、少ない人員によるサービスの維持や効率的な公共インフラの管理、生産性の向上や新たな価値の創出などに DX が有効であり、一層の取組が必要となっている。

【新潟県】

令和 3 年度に部局横断的に DX を推進するため、新潟県デジタル改革実行本部を設置するとともに、「デジタル改革の実行方針」を策定して取り組んできたが、令和 6 年度の現新潟県総合計画の評価において、評価委員より「個々のサービスだけで完結している場合が多いため、デジタル化の推進に向け、複数のサービスを連携し、利用者の利便性を高めていくことが重要である。」との提言を受けたところである。

デジタル庁の調査において全国で 8 割を超える都道府県において、1 つ以上のデータ連携基盤が整備されているが、県内においては、県、市町村ともにデータ連携基盤を有しておらず、また具体の整備計画もまとまっていない。

令和6年5月のデジタル庁からのデータ連携基盤に係る共同利用ビジョンの策定依頼を受け、県の外部専門人材による県と市町村の情報政策担当者向け勉強会の実施や県と市町村の意見交換会、県や市町村、民間企業等の経営層・中堅層を対象として立ち上げた「にいがた官民デジタル革新フォーラム」においてデータ連携基盤に係る講演を実施するなど、データ連携基盤に対する理解度の向上に努めてきたが、県、市町村ともに知見が不足しており、県庁内及び市町村の職員の理解も進んでいない。

また、データ連携基盤の整備により、多様なデータを集約でき、データに基づいた政策決定や官民によるデータ利活用の推進が可能となるが、現状では、提供しているオープンデータのファイル形式の統一や、データを探しやすいサイトの提供も課題であり、データ利活用のための環境整備が不十分である。

このような状況下で、県庁内のデータ整理などのデータ利活用に向けた環境整備と、県と県内の全市町村と一からデータ連携基盤に係る協議を行い、連携してデータ連携基盤のあり方の検討を進めることが課題となっている。

各種データを多く保有する市町村への支援体制については、令和4年度に市町村コミュニケーションプラットフォームを立ち上げ、月1回程度の県と市町村との意見交換や先進事例の勉強会、外部専門人材を活用した相談体制の整備などにより市町村のDX推進の支援を行ってきたが、市町村では人材難が深刻で、地方公共団体情報システム標準化の進捗が令和6年12月現在で全国最下位と、標準化対応にも苦慮している状況下で地域DXの推進にまで対応できていない。

そのため、県による市町村支援の更なる充実が課題となっており、令和7年度中に県内市町村にとって、より効果的な支援体制の検討・整備を目指している。

【小千谷市】

令和3年3月に令和3年度～令和7年度を計画期間とする「小千谷市情報化推進計画」を策定し、市内のDXを推進してきたが、限られた人員では日常業務を優先せざるを得ず、中長期を見据えた庁内推進体制で計画の実現に臨むことができなかった。そのため、計画に掲げた取組も道半ばといったところである。

令和7年度においては、現計画の評価を実施し、取組が進まなかった課題を明確にした上で、令和8年度からのDX推進計画を策定することが必須であり、これからの市の進むべき道筋を明確に示すとともに、庁内体制の整備も課題である。

また、計画を着実に実行するために、職員一人一人が自分事として捉え、計画達成に向けて自ら考えて行動できるよう、職員の意識改革も重要な課題となっている。

【加茂市】

DXの推進を検討する際に、情報政策の主担当が1人といういわゆる「ひとり情シス」という状況であったため、課題解決や推進体制の構築を目的に令和4年度から国の「地方創生人材支援制度」を活用し、デジタルに係る外部専門人材の力を借りながら、市のDXを進めている。しかしながら、市担当者に市民生活へのDX導入に関するノウハウがなく、DX推進の全庁体制はなく上記の2名で取り組んでいることから、行政部門のDXは職員の業務改善や情報共有を目的にグループウェアやファイルサーバー、電子申請システムなどツールの導入である程度進んでいるものの、書かない窓口の導入など市民を

対象とした地域 DX に手が回っていない。令和 3 年度に策定された加茂市総合計画の基本計画前期が令和 7 年度までとなる中、計画に DX の推進を掲げており、市民生活における市役所手続きでのデジタル化やそれに伴う行動変容で市民と職員双方が恩恵を受けられる環境を整えたい。しかしながら市民の中にデジタルが苦手な高齢者が未だ多いことへの配慮から、業務主務課が非デジタルでの作業をやめられず、作業負担が過重となり、超過勤務が常態化している部署も少なくないため、市民サービスの向上と業務効率化を兼ね備えた地域 DX を進めることが急務となっている。

【弥彦村】

令和 5 年度に自動運転バス（レベル 2）の通年運行による実証実験の開始や令和 3 年 4 月に更なるデジタル化の推進に向けた組織改正を行うなど、DX 推進に努めているものの、書かない窓口システムの活用などの行政部門の DX が進んでいない。そのような中、令和 6 年度にデジタル庁の窓口 BPR アドバイザー派遣事業を活用して窓口利用体験調査を実施し、課題の抽出は行ったものの、各課とも目の前の業務で手一杯の状況にあることから、必ずしも関係課の協力が得られておらず、課を横断した課題解決に向けた取組に難儀している。令和 7 年度に基幹業務システムの標準化に合わせて窓口 DX SaaS の導入を予定していることから、窓口 BPR の課題解決を進め、村民及び職員の双方にとって効果的で効率的な窓口業務へつなげることが急務となっている。

また、窓口業務に特化した窓口 BPR だけではなく、書類保管場所に苦慮していることから「公文書の管理」や職員の判断を必要としない「機械的処理の自動化」の導入などデジタル技術の導入・活用を念頭に置いた行政業務全般の BPR を実施し、業務効率化により生まれた時間を活用した村民サービスの充実も急務となっている。”

（2）伴走支援の内容

①地域 DX 推進体制の構築支援

本事業を通じて、

- ・ 県による市町村支援のあり方と支援体制の構築
- ・ 小千谷市の地域 DX 推進計画の策定と計画実現に向けた職員への意識改革
- ・ 加茂市における地域 DX の推進に向けた具体的な市民ニーズの把握と課題整理及び推進体制の検討
- ・ 弥彦村におけるデジタル技術の活用を念頭とした行政業務全般の BPR の実施と課題解決に向けた提案

を支援事業者と共に経験していく中で、進め方のプロセスや合意形成、分析の手法などの知見・ノウハウを獲得し、県においては、今後の県内市町村への支援を通じて波及させていくとともに、小千谷市及び加茂市においても県と連携して取組内容や気付き等を他市町村へ情報提供を行い、県全体に広げていくことを目指しており、また、弥彦村の取組についても今後県内で書かない窓口の導入を検討する市町村に対して、県とともにサポートを予定していることから、県、小千谷市、加茂市及び弥彦村の職員の人材育成といった視点も含めた支援を希望する。

なお、県、小千谷市、加茂市及び弥彦村のそれぞれの支援内容については、以下を想定している。

【新潟県】

県による市町村支援のあり方と支援体制の構築

イ 県内市町村の現状把握・分析支援

県内市町村の情報政策担当の実態、共同調達・共同利用に向けた機材及びシステムの更新時期、県にどういった支援を求めているかについて県内 30 市町村にヒアリングを実施し、結果の分析を行うことを予定しており、ヒアリングすべき内容の検討、ヒアリングへの同行及び内容分析に支援をお願いしたい。

ロ 他県の事例調査・分析

新潟県における検討の参考とするために他県における市町村支援体制及び共同調達・共同利用の状況に関して調査を行い、有用性等について分析を考えているので、先行事例など調査対象の選定や調査内容、分析に係る支援をお願いしたい。

ハ 県内市町村が県に求めるニーズの具体化の検討支援

ニーズ調査・分析によって明らかになった市町村が県に求める支援策等を明確にするとともに、共同調達・共同利用も含めた県として今後実施または強化すべき支援内容の検討に当たって助言等をお願いしたい。

併せて、市町村に対する人的支援も含めた支援体制の検討も必要となることから、関係課との協議・調整に係る合意形成に向けた支援をお願いしたい。

ニ 支援体制の効果の実証支援

市町村に対する人的支援体制に関して、検討結果に合わせて、実際に加茂市への支援を行い、随時、加茂市の課題解決に対する有効性の評価及び改善点の把握等をお願いしたい。支援途中で有効性に疑問がある場合は、改善策に係る提案と改善策の有効性の検証も併せて支援をお願いしたい。

ホ 実証結果を踏まえた支援体制の決定

支援体制に係る実証結果を踏まえた県の市町村支援策及び支援体制に係る提言と必要に応じて体制整備に向けた取組への支援をお願いしたい。

【小千谷市】

地域 DX 推進計画の策定と計画実現に向けた職員への意識改革

イ 地域 DX 推進計画の策定

現在取り組んでいる「小千谷市情報化推進計画」が令和 3 年度から令和 7 年度までの計画であることから、令和 7 年度に令和 8 年度からの新たな地域 DX 推進計画の策定を予定している。策定に当たっては現計画の評価を実施、課題を明確にしたうえで昨今の情勢も踏まえて、今後の方向性や具体の取組について議論していくことが必要となるので、計画の評価や議論の進め方に関して支援をお願いしたい。

ロ 課題に対する優先順位付け

計画がある程度まとまった段階で計画に基づき、各課題の優先順位付けを行う必要があるが、課題に対する客観的な評価等が重要と考えているので、その手法や合意形成に向けた調整に係る助言等をお願いしたい。

ハ 市職員への計画の浸透及び DX 推進に向けた意識改革

現在の「小千谷市情報化推進計画」は、庁内推進体制の構築が不十分だったことか

ら、計画の実現が道半ばとなったことを踏まえ、着実な計画の実現には、職員一人一人がデジタル化の必要性を認識し、住民サービスの向上、地域課題の解決に向け、自ら考えて行動できるよう職員の意識改革による体制整備が重要と考えている。「なぜDXが必要なのか」を考え、現場における業務改善を後押しする意識改革の支援をお願いしたい。

【加茂市】

地域DXの推進に向けた具体的な市民ニーズの把握と課題整理及び推進体制の検討

行政DXについては、外部専門人材の助力により、ある程度進めることができているが、書かない窓口などの地域DXに関しては、ほとんど手付かずの状況となっている。そこで、市民のニーズ把握のためのアンケート等の実施や課題整理及び解決手法の検討、課題解決に向けた庁内推進体制をどのように整備したら良いか、助言をお願いしたい。

なお、支援については、県が検討する市町村支援体制の実証として支援人材を受入れ、課題解決に助力いただく予定としており、市としても支援体制に係る課題等を整理し、県に的確にフィードバックすることで、より一層実効性のある支援体制の構築に協力したい。

【弥彦村】

弥彦村におけるデジタル技術の活用を念頭とした行政業務全般のBPRの実施と課題解決に向けた提案

イ BPRの実施と課題解決に向けた庁内協力体制構築の支援

令和6年度にデジタル庁の窓口BPRアドバイザー派遣事業を活用して窓口利用体験調査を実施して抽出した課題解決を筆頭に、デジタル技術の導入・活用を念頭に置いた行政業務全般のBPRの実施に向けて、課を横断した合意形成とうまく巻き込んで進めるための庁内協力体制構築の支援をお願いしたい。

ロ 窓口DX・SaaS導入後の運用計画策定支援

書かない窓口の導入後、円滑な運用につなげるため、課を横断した窓口BPRの進捗も見込んだ具体的な運用計画の策定が必要と考えており、計画策定に関して助言等をお願いしたい。

ハ 窓口業務以外の課題抽出とBPRの提案

窓口業務以外にも、公文書の保管場所不足や職員の判断を必要としない単純作業等の職員が普段感じている課題は多々あることから、それらの洗い出しとデジタル技術を活用した課題解決のための提案や助言をお願いしたい。

②地域DXの推進支援

本事業を通じて、

- ・ データ連携基盤を見据えたデータ整備と、新潟県としてのデータ連携基盤のあり方（方向性）の検討

を支援事業者と共に経験していく中で、進め方のプロセスや合意形成、分析の手法などの知見・ノウハウを獲得し、県として、今後の県内市町村への支援を通じて波及させて

いく。

【新潟県】

データ連携基盤を見据えたデータ整備と、新潟県としてのデータ連携基盤のあり方（方向性）の検討

イ データ連携基盤を見据えたデータ棚卸し支援

データ連携基盤を見据えて、まずは、庁内のオープンデータの状況把握を行い、現状に対する評価を実施した上で、データの利活用がしやすいデータ型等の検討に対して、専門的な知見からの支援をお願いしたい。

ロ 庁内及び市町村職員向けのデータ連携基盤勉強会の実施

県及び市町村職員間でデータ連携基盤がどういったものであるかの理解が進んでいないことから、データ連携基盤によってどういったことができるか、また先進県においてはどう活用されているかといった勉強会を2、3回程度実施する必要があると考えており、勉強会の内容検討及び講師などの支援をお願いしたい。

ハ 庁内及び市町村のニーズ把握及び分析支援

勉強会にてデータ連携基盤の理解度を高めた後に、県庁内及び各市町村を対象としたニーズ調査を実施（必要に応じてヒアリングも実施）し、どういった分野を中心に議論を進めていくかを定める必要があると考えている。そこでニーズ調査の内容やヒアリング対象の選定、ヒアリング及び結果分析に係る助言等をお願いしたい。

ニ データ利活用に向けたデータ整理・人材育成支援

データ棚卸し結果を踏まえ、できるだけデータ所管課に負担をかけない形によるデータ整理と、データ利活用の促進に向けたオープンデータを用いたデータ分析手法の紹介及び分析例の庁内展開による人材育成の支援をお願いしたい。

ホ 利用者目線によるオープンデータサイトの構築の支援

利用者目線によるオープンデータサイトを構築することで、使いやすいデータを提供し、データ連携基盤の整備を見据えて、庁内、庁外を問わずデータ利活用の機運醸成を図るために、サイト検討への助言等をお願いしたい。

助言等を踏まえて、オープンデータサイトをリニューアルする予定である。

ヘ データ連携基盤の整備に向けた優先分野等の検討支援

ニーズ分析を踏まえて、データ連携基盤の整備に向けて新潟県として優先的に検討していくべき分野（ユースケース）等を選定して議論が進めていく必要があることから、優先分野等の検討に当たって議論の進め方や他県における同分野の事例など資料作成等に支援をお願いしたい。

併せて、現在策定中の新潟県データ連携基盤共同利用ビジョン（仮称）の必要に応じた見直しに係る内容の明確化等への支援もお願いしたい。

ここで、決定した優先分野（ユースケース）に基づき、データ連携基盤の整備に向けた議論を進めていく。

ト データ連携基盤の協議体制整備の支援

県と県内市町村が連携してデータ連携基盤の整備に向けた協議を進めるための体制について、望ましい体制の検討と各市町村との打合せを含めた合意形成による体制整備に、知見に基づく助言等をお願いしたい。

ここで整備した体制で、データ連携基盤の整備に向けて具体の議論を進めていく。

なお、県庁内におけるデータ棚卸しやデータ整理等の取組については、内容を整理した上で市町村にも提供し、県内全体でデータ連携基盤を見据えたデータ利活用の促進に努めていく。

(3) 伴走支援を受けるに当たっての都道府県及び市区町村の役割分担

【新潟県】

- 新潟県デジタル改革実行本部
 - ・ 県庁内における部局横断的課題に対する調整
- 知事政策局 ICT 推進課
 - ・ 全体を統括
 - ・ 総務省（信越総合通信局）及び支援事業者との連絡調整窓口
 - ・ データ連携基盤及び市町村支援体制の検討
 - ・ 支援事業による小千谷市、加茂市及び弥彦村の伴走支援に当たっての連絡・調整・相談仲介役
 - ・ 支援地域及び支援事業者との定期ミーティングの開催及び重要課題検討時の同席
- 各業務主務課
 - ・ 各課が関係する勉強会、ニーズ調査等への参加・協力など

【小千谷市】

- 企画政策課デジタル戦略室
 - ・ 伴走支援事業者との連絡・調整
 - ・ 県、庁内各課との連絡調整
 - ・ 計画策定、市職員の意識改革等の検討及び統括
- 各業務主務課
 - ・ 各課が抱える課題の提示や取組の検討など

【加茂市】

- 政策推進課
 - ・ 伴走支援事業者との連絡・調整
 - ・ 県、庁内各課との連絡調整
 - ・ 地域 DX の推進に係る検討
- 各業務主務課
 - ・ 地域 DX の取組への参加・協力など

【弥彦村】

- 総合政策課
 - ・ 伴走支援事業者との連絡・調整
 - ・ 県、庁内各課との連絡調整
- 住民福祉課
 - ・ 窓口 BPR の実施及び書かない窓口の導入の総括

- 各業務主務課
 - ・ 窓口 BPR 等の行政業務全般に係る各課所管事務の課題解決など

(4) 伴走支援を受け入れる体制

県、小千谷市、加茂市、弥彦村それぞれが専門家の派遣を受け、本事業を通じて経験やノウハウを取得し、事業後には主導的に業務を遂行できる組織になるよう受入体制を整える。

県においては、データ連携基盤及び市町村支援体制の検討に当たって週 2～3 日程度の専門家の常駐を希望する。小千谷市においても計画策定支援、職員の意識改革等のために週 1～3 日程度の専門家の常駐を希望する。加茂市においては、県の市町村支援体制の検討結果に基づくこととなるが、週 1～2 日程度の専門家による支援が想定される。弥彦村においては、窓口 BPR 等の行政業務全般に係る課題解決に向けた庁内協力体制の構築、書かない窓口の導入後の運用計画策定等のため、週 1～3 日程度の専門家の常駐を希望する。

なお、県、支援市村及び支援事業者による定例ミーティング（月 2 回程度）及び必要に応じて支援市村に県から担当者を派遣することで、全体の情報共有や進捗管理を行う。

県、小千谷市、加茂市及び弥彦村の受入体制は以下のとおり。

【新潟県】

知事を本部長とする新潟県デジタル改革実行本部において、部局横断的に取り組むべき課題の調整等を行うこととし、情報化推進総括者（CD0）である知事政策局長が全体総括、ICT 推進課長が課内の総括を担当、データ連携基盤に関しては、主担当 2 名、副担当 1 名を配置、市町村支援体制の検討に関しては、主担当 1 名、副担当 2 名を配置するほか、外部専門人材であるデジタル改革監や知事政策局参与 2 名も適宜サポートを行う。

支援事業者の席は、ICT 推進課企画調査班に設け、常に担当職員と意思疎通が可能とするとともに、業務に必要な PC 等は県が用意する。

小千谷市、加茂市及び弥彦村の支援担当職員をそれぞれ割り当て、定例ミーティングに参加するほか、適宜会議等にも出席し、県としてもノウハウの獲得に努める。

【小千谷市】

企画政策課課長が市の総括を担当し、企画政策課デジタル戦略室長を筆頭にデジタル戦略室 3 名で対応する。

また、必要に応じて市長、副市長とのミーティングも設定する。

支援事業者の席はデジタル戦略室に配置し、常に意思疎通が図れる体制とするほか、業務に必要な PC 等は市が用意する。

【加茂市】

政策推進課情報政策係長を県との調整窓口とし、情報政策係 3 名で対応するとともに支援事業者の席は情報政策係に配置し、常に意思疎通が図れる体制とするほか、業務に必要な PC 等は市が用意する。各業務主務課（各課長）とは、現場の意見などの情報共有の図るためのミーティングを設定する。（原則、定例の庁議の時間を活用する。時間がとれない場合はアンケートフォームの活用も検討）

また、必要に応じて市長、副市長とのミーティングも設定する。

【弥彦村】

総合政策課長を県との調整窓口とし、企画政策係2名で対応するとともに支援事業者の席は企画政策係に配置し、常に意思疎通が図れる体制とするほか、業務に必要なPC等は村が用意する。

また、必要に応じて村長、副村長とのミーティングも設定する。

(5) 伴走支援を受けた後の計画

【新潟県】

(市町村支援体制)

- ・ 令和8年度から希望する市町村に対する伴走支援を実施し、各市町村の課題解決の支援を行うとともに、市町村の人材育成を行う。
また、支援を受けた市町村の取組事例を県内市町村に対して紹介する場を設けるなど、県内市町村全体のDXが進展するようサポートしていく。
- ・ 伴走支援によるニーズ調査などを通じて、県庁内及び県と市町村の間の連携強化が見込まれることから、令和8年度に県と市町村の関係課が一体となってDXを進める必要がある分野（市町村経由事務など）についても協議する場を設けるなど、更なる連携によるDX推進体制の構築を進めていく。

(データ連携基盤)

- ・ 令和8年度は、令和7年度に構築した協議体制を活用し、後発のメリットを最大限に活かして、先進事例を研究した上で、県が主導して整備の目的、具体のユースケースを明確にした整備計画の検討・調整を行い、令和9年度以降のデータ連携基盤の整備を目指す。
- ・ 本事業によりニーズ把握・分析、体制検討を通じた合意形成の手法、データ整理等のノウハウを獲得することが見込まれることから、データ連携基盤に係る具体の検討の中で合意形成のノウハウを市町村に浸透させるとともに、データ整理等については、手法等をまとめ、各市町村に提供することでノウハウを共有していく。
また、令和8年度からニーズ把握・分析、合意形成の手法などについて、市町村の希望に応じて、県職員が実際に赴いてノウハウの共有を行う。
- ・ データ連携基盤を見据えて、データの積極的な活用と分析結果に基づく施策立案につながるよう、県と市町村合同のデータ利活用に係る勉強会の実施などを通じて、県全体の底上げを行う。
- ・ データ連携基盤の整備後においてもサービス実装から蓄積されたデータの活用など、更なるサービス実装や改善に向けて県と市町村が連携して取り組んでいく。

【小千谷市】

令和8年度は、計画策定の過程で構築された庁内推進体制を活かして、整理した優先課題を基に、課題解決に取り組んでいくとともに、伴走支援によって得られた職員の意識改革等のノウハウを活かして、職員一人一人がデジタル化の必要性を認識し、住民サ

ービスの向上、地域課題の解決に向け、自ら考えて行動できるよう継続して職員の意識改革に取り組んでいく。

また、策定された小千谷市地域 DX 推進計画の計画期間を通して、庁内推進体制を維持・活用し、事業で得られた評価・分析のノウハウも活かして、定期的な評価を実施しながら着実な計画の実施を目指す。

小千谷市が伴走支援で獲得した DX 推進や職員の意識改革といったノウハウを少しでも他市町村に還元できるよう、県と連携して小千谷市の取組を整理し、県と県内市町村による勉強会等を通じて県内市町村へ紹介することで、県内市町村の底上げにも貢献していく。

【加茂市】

令和 8 年度は、整理された地域 DX に係る課題に対して、自律的に事業を継続していくための具体的な対応方法の検討及び庁内推進体制の構築を進めるとともに、優先順位を考慮しつつも、小さなことでもできるところから着実に地域 DX を推進していく。

また、伴走支援で獲得したニーズ把握や課題整理のノウハウを庁内で共有し、庁内の課題発見能力を向上させ、DX が有効な解決策となり得る事案の把握力を高めていく。

なお、加茂市の取組について、県と県内市町村による意見交換会等を通じて県と連携して県内市町村へ紹介することで、ノウハウの共有を図る。

【弥彦村】

令和 8 年度は、本事業を通じて構築された庁内推進体制を活かして、洗い出された課題の解決方法を検討する。併せて、庁内に協力すれば困難なことも達成できるという成功体験を積ませることで、課題解決へ前向きに取り組む機運の醸成を引き続き行っていく。

また、今回の取組について、県と協力し県と県内市町村による勉強会や現地視察等を通じて県内市町村に紹介するとともに、実際に書かない窓口の導入や窓口 BPR の実施を考えている市町村に対して、経験を踏まえたサポートを行い、ノウハウの共有及び書かない窓口の普及に貢献する。

(6) 公募中の伴走支援事業者からの問い合わせ先

知事政策局 ICT 推進課企画調査班・政策企画員・市橋弘信	
TEL	025-280-5105
メール	ngt000210_atmark_pref.niigata.lg.jp

※ @を_atmark_と表記しています

別添 1－4 希望する伴走支援について（福井県）

1. 申請主体

福井県

2. 連携地域

福井市、敦賀市、小浜市、鯖江市、あわら市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

3. 想定する DX 推進体制の名称（既存の DX 推進体制を拡充しようとしている場合に 限る。）

県内全ての副市長や副町長が参加する福井県プッシュ型行政推進協議会（仮称）を新たに設立する。

4. 希望する伴走支援について

（1）応募時点の課題

（令和 6 年度の取組みについて）

【令和 6 年度取組み内容】

県では様々な地域課題がある中、県民の健康管理の課題に着眼した。平均寿命や健康寿命の全国順位低下や急性心筋梗塞の発現過多などの事象に加え、県内の基礎自治体においては保健師などの人員不足に伴い、地域における住民の健康管理が手薄となりかねず、DX による課題解決の体制づくりが期待される状況にあった。そのような中、令和 5 年度補正地域デジタル基盤活用推進事業を活用し、福井県健康政策課が中心となり、施策検討のためのデータ分析等（KDB データの蓄積と分析調査）と市町における DX を活かした健康づくり施策の両面での体制構築を目指した。

データ分析等の体制では、国民健康保険の KDB データを基にした医療・健診データの可視化や、データ分析において福井大学と連携した体制の構築等を行い、実際の分析作業に着手している。また、事業を通して国保関連業務の効率化にも取り組み、県市町職員の作業負担を大きく減らし、DX 推進に健康分野の関係課が取り組むための体制に寄与している。

基礎自治体での体制では、面積が広く人口密度が低いことに加え、健診受診率低迷などの健康課題を抱え、DX 化による効率化が強く求められる南越前町を事業地域に選定し、効果的な健康指導・介入の在り方とデジタルツールの利活用を検証した。地域のステークホルダーの役割や体制の明確化、町職員の DX スキルやサービスデザインの知見獲得につながっている。それらを通し、今後の県と町が連携した健康政策が効果的に実施できる体制構築に向け成果を上げている。

【課題】

健康医療の分野についてはデータ連携・分析に向けて体制構築の方向性が明らかとなったが、これらの得られた知見を他分野および県内他市町への展開が不十分である。

健康政策以外にも様々な自治体業務において、DX、データ連携による効率的・効果的な行政を進め、県民の利便性を上げていく必要があるが、分野を超えて総合的に議論することが十分にできていない。

(令和6年度の事業の結果と課題を踏まえての展開)

DXの横展開を強力に進めるため、各市町の庁内を横ぐしを刺すことができる副首長レベルでの情報共有と意思決定の枠組みを構築する。これにより、庁内のDX推進に加え、県内の副首長レベルでの情報共有が進み、全県的にDX推進につながるものと考えている。なお、他分野への展開に向けて、健康政策分野の実証で得られた知見(データ連携・分析に向けての体制構築、サービスデザインを設計することが重要)を活かし、サービス導入やデータ連携がよりスムーズにできるよう関係者と十分に協議を行っていく。

なお、令和6年度実施事業の結果については、この枠組み等を活用し、令和7年度に他市町に情報共有し、令和8年度以降の事業化と横展開を目指していく。それ以外のサービス提供についても現在、住民に必要なサービスについて、ニーズ調査も実施しており、その結果を踏まえ、導入に向けた検討・議論していく。

この横ぐしの仕組みの構築により、「健康・医療」という関係課のDX推進からボトムアップ型で始めた取り組みを、持続的に、他市町へ広げつつ、他の分野への横展開も図っていく、全国モデルとなるような「ふくい型DX推進モデル」を確立していきたい。

(2) 伴走支援の内容

①地域DX推進体制の構築支援

(福井県プッシュ型行政推進協議会における具体的取組みの合意形成に係る伴走支援)

市町のDX推進を支援するため、「福井県プッシュ型行政推進協議会」(仮称)を設立(県主導し開催費用を負担)する。

DX推進については、健康政策分野以外への横展開を行うため、副首長を構成員とし、協議・検討を行う。これまでにもDX推進に関しては市町のDX推進担当課の課長が参加する電子自治体推進協議会を開催してきたが、DX推進担当課以外の実際に事業を行い住民の窓口となる担当課を巻き込んでの議論が十分にできていないこともあり、体制を強化していきたい。これにより、市町内での推進体制の構築はもとより県下全域で他分野にわたるDXを推進する体制の構築を目指す。

なお、「福井県プッシュ型行政推進協議会」(仮称)の設立については、DX推進担当課に2月20日に説明し了承を得ており、4月16日に正式に設立する予定となっている。現在、各市町は各々でデジタル化を進めており、伴走支援事業者に対しては、現状を把握・整理した上で取組みをすり合わせ、各県市町または県市町間の具体的取組みの合意形成に至れるよう伴走支援をお願いしたい。

(協議会ワーキンググループにおける具体的な取組みが実現できるよう論点整理に係る伴走支援)

福井県プッシュ型行政推進協議会において導入に向けた具体的な議論を進めるため、ワーキンググループを設置し、関係課およびサービス提供事業者を巻き込んで事業化に向けた検討を行う。ここでは、実現に向けた具体的な検討ができるよう、費用、導入の

ロードマップなど具体的な数字や時間軸を示しながら検討していきたいと考えている。

データ連携基盤を活用したサービスについては様々な分野が考えられるが、現在、県が実施しているニーズ調査等を踏まえ、課題やテーマの設定について論点整理を行っていただき、サービスの導入に向け、議論が効率的・効果的に進められるよう体制整備に支援をいただきたい。(②に詳細記載)

(その他、地域のステークホルダーとの連携における伴走支援)

地域ステークホルダーとの連携体制を強化し、地域の「産官学金労言」一体で DX を推進するため、ワーキンググループにおいて地域ステークホルダーにオブザーバーとして参加を促し、サービス等提供事業者を交えて議論を行う。例えば健康政策分野であれば、地域の医療機関や大学などの研究機関、サポーターとなった郵便局であり、また、今後検討を予定している交通・物流分野では地域の交通事業者(バス会社やタクシー会社)が想定され、サービス等の導入に向けて実現可能性など検討を行う。伴走支援事業者にはステークホルダーやサービス等の提供事業者が抱える課題等を踏まえ、意見調整を行い、検討がスムーズに進められるよう準備をお願いしたい。

(参考)

DX 推進担当課を集めた電子自治体推進協議会は県および市町の DX 推進の取組みなどを共有していく組織として従来どおり年 3 回程度開催し、市町の DX 推進を支援していく。また、県では県職員が市町の庁舎でテレワークし、日々の業務の相談対応を令和 6 年度から開始しており、令和 7 年度以降も本取組みを継続し市町の DX を担当レベルで進めるための体制も維持していく。

②地域 DX の推進支援

令和 6 年度の事業担当課によるボトムアップの取組みを活かしつつ、持続的に県内市町の DX を推進し、各分野の関係課が動きやすい環境を整備するには、「福井県プッシュ型行政推進協議会」のもとに置く実務者レベルが議論・検討を行う「ワーキンググループ」の成功が鍵を握っているため、このワーキンググループの伴走支援を中心に同協議会の支援をお願いしたい。

ワーキンググループについては、サービス連携基盤ワーキンググループと情報発信ワーキンググループの設置を予定している。

イ サービス連携基盤ワーキンググループ

令和 6 年度末に県が実施している県民ニーズ調査をもとに、導入を検討する分野およびサービスを決定していく。

伴走支援事業者には、仕組みづくりのマネジメントや、本格実装に向けたロードマップ策定など、県市町に対し知見・ノウハウの伝授をお願いしたい。サービスの運営が自走していけるような仕組みを作るため、DX 技術の提案・助言、国補助事業や先進事例の紹介に加え予算等のリソース獲得、市町と県の役割分担、費用分担の整理に係る支援を行っていただきたい。さらに、令和 6 年度に行った健康施策の知見共有を実施しつつ、今後は子育て支援、地域コミュニティ活性化などにも同じように活用していくことも想定されることから、検討する分野やサービスに合わせて管内のステークホルダーを巻き

込んで議論をしていく仕組みの構築に対する助言や提言をお願いしたい。

ロ 情報発信ワーキンググループ

サービスを必要とする多くの方に利用してもらうためには住民目線の政策が重要であり、県だけでなく市町の情報も含め、住民の年齢や性別、居住地等の属性に合わせたプッシュ型の情報発信が重要であり、県と全ての市町が一体となって議論していく。具体的には、個人の属性の登録方法、県および市町のホームページ等との連携を検討する。

本内容については、県においても別途予算を確保し、コンサルタントに仕様の詳細設計を委託することとしており、伴走支援事業者には課題や論点整理などをお願いしたい。

(3) 伴走支援を受けるに当たっての都道府県及び市区町村の役割分担

福井県では県と市町が一体となって DX を推進するため、前述のとおり令和7年度から「福井県プッシュ型行政推進協議会」(仮称)を設立する。本協議会は全体会とワーキンググループで構成する。全体会では全体の方針や進捗を確認し、ワーキンググループでは具体的な課題解決やプロジェクト推進を行う。

全体会は、県の DX 推進監(部長級)と各市町の副首長で構成する。連絡調整は各市町の DX 推進担当課を窓口として、情報・課題の共有を行う。全体会については、年3回の開催を予定している。

ワーキンググループについては、前述のとおりサービス連携基盤ワーキンググループと情報発信ワーキンググループの設置を予定している。サービス連携基盤ワーキンググループでは令和6年度末に実施している県民ニーズ調査をもとに議論検討する分野サービスを定めることから、その内容に合わせて県および市町の担当課が構成員となり、検討を行う。また、情報発信ワーキンググループについては、県および市町の DX 推進担当課と広報担当課が構成員となり、検討を行う。

ワーキンググループについては、より詳細な議論、検討が必要なことから、両ワーキンググループ月1回の開催を目途とする。

なお、同協議会(全体会、ワーキンググループ)運営の取り回しに、県 DX 推進課が事務局となる形で事務局を設置し、全体の調整や運営を行うが、その事務局業務のサポートを担う運営支援事業者の委託は、県の予算にて予定している。

(4) 伴走支援を受け入れる体制

(県)

県では部長級の DX 推進監が、令和7年4月に設立予定の副首長が参加する「福井県プッシュ型行政推進協議会」(仮称)の統括を行い、本取組みの進行管理を行う。これを補佐し、支援事業者との連携や課題解決に向けた協議、調整を行うのが、県 DX 推進課員となる。具体的な担当としては、以下のように配置する。

DX 推進課長が総括調整を行う。

DX 戦略グループ: 3名を配置し、全体会の運営やサービス連携基盤ワーキンググループの運営を担当する。

システム共同グループ：2名を配置し、情報発信ワーキンググループの運営や広報関係課との連携を担当する。

なお、情報発信の詳細な仕様については、別途県費を用いてコンサルタントに作成を委託する予定となっている。

(市町)

全体会の連絡調整については、DX 推進担当の課長級および担当者を窓口として配置する。サービス連携基盤ワーキンググループについては、検討する分野やサービスに合わせて担当課の職員を充てる。情報発信ワーキンググループに関しては DX 推進担当課および広報担当課の職員を充てる。

(サービス提供事業者)

現在データ連携基盤を提供している OZ1 とも連携し、データ連携基盤の利活用をスムーズに進める。

(伴走支援事業者)

専門家（マネージャー、アドバイザー、DX 人材）の派遣を予定している。

マネージャーには、県、市町、事業者との連絡調整、専門家の統括、進行管理、リソース調整を行うことを予定している。（ステークホルダーの実情を把握した上での調整をお願いしたい）

アドバイザーには、データ連携基盤を活用したサービスの提案を予定している。

DX 人材には、データ連携基盤を活用したサービスの技術的検証を行ってほしい。このアドバイザーおよび DX 人材については、導入を検討するサービスに合わせて適切な人材を適宜招聘してほしい。

(5) 伴走支援を受けた後の計画

(協議会の継続と将来像)

福井県は、プッシュ型行政の実現とデータ連携社会の構築を目指していく。そのため、「福井県プッシュ型行政推進協議会」を継続的に開催し、①行政サービス、②健康・医療、③子育て支援、④交通・物流、⑤防災・安全、⑥地域コミュニティの活性化など多分野においてサービスの導入を検討していく。具体的には、下記のサービスを予定している。各サービスに対するニーズ、またそのほかのサービスについてのニーズについては、現在 WEB でアンケートしており、その結果をふまえ、さらに実現可能性も考慮しながら協議会で検討を重ね、早ければ令和 8 年度からの実装をめざしていく。

①行政サービス

あらかじめ登録された個人属性データを県や市町の行政情報（HP や LINE）とデータ連携し、個人の属性に合わせたプッシュ型情報発信を行い、適切な時に、必要とされる方に情報を提供する。これにより、住民の利便性を向上させ、行政サービスの効率化を図る。

②健康・医療

令和 6 年度の健康政策分野の知見を活かし、健康管理アプリや栄養管理アプリ、認知症予防サービスなどを導入し、各種データを有機的に連携させ、住民の健康維持・増進を支援。これにより、健康寿命の延伸を目指すとともに、得られたデータをダッシュボ

ード化して、健康政策における EBPM を促進する。

③子育て支援

母子手帳アプリを導入し、子育て世代の負担軽減を図る。さらに将来的には、例えば登録された子の情報から年齢を計算し、予防接種の案内が届き、予約ができる、さらには交通手段の予約まで行えるといった、データとサービスが連携する社会を構築する。

④交通・物流

マイナンバーカードを利用した割引サービスを導入し、交通機関の利用促進を図る。また、割引サービスと行政システムを連携させ、事業者の事務負担を軽減にもつなげていく。

⑤防災・安全

マイナンバーカードを利用し例えば図書館などを利用したときに、図書館のシステムと見守りサービスをデータ連携させ、家族に利用状況が通知される仕組みを導入し、地域住民の安全確保を図る。また、マイナンバーカードの利用促進により、災害時における住民の安全確保や物資調達等の迅速化にもつなげていく。

⑥地域コミュニティの活性化

回覧板のデジタル化やデジタル地域通貨との連携による公益活動参加者へのポイント配布、仕事マッチングサービスを導入し、①で登録されたデータをもとに様々なサービスがつながり、さらに地域住民同士の交流を促進し地域コミュニティの活性化を図る。(まずは地域コミュニティの活性化に係るデジタルデバインド対策を令和7年度に複数の市町と連携して取り組む予定)

(県および市町での知見の蓄積)

本協議会の活動等を通じて、県市町の担当者の方に、地域 DX 推進に必要な知見・ノウハウを習得、また県の担当者は、小規模市町を含む管内市町への支援ノウハウを習得していく。具体的には、DX 推進担当課が集まる電子自治体推進協議会や、令和6年度事業の成果、課題等を共有するため、健康福祉分野の県市町担当者が参加するセミナー等を開催し、横展開、リテラシーの向上を図る。また、市町テレワークを継続実施し、個別原課へのヒアリングを通じて業務確認や業務改善が実際により進められるようにしていきたいと考えており、伴走支援者にもその進め方に対する助言や改善策について提案いただくなど運営に協力願いたい。

(6) 公募中の伴走支援事業者からの問い合わせ先

未来創造部 DX 推進課 主任 前 宗徳	
TEL	0776-20-0258
メール	dx-suishin_atmark_pref.fukui.lg.jp

※ @を_atmark_と表記しています

別添 1-5 希望する伴走支援について（山梨県）

1. 申請主体

山梨県

2. 連携地域

甲府市、韮崎市、北杜市、山梨県市町村総合事務組合

3. 想定する DX 推進体制の名称（既存の DX 推進体制を拡充しようとしている場合に限る。）

「山梨県・市町村 DX 推進会議」（令和 6 年 1 月 1 日設置）

4. 希望する伴走支援について

（1）応募時点の課題

【広域地方公共団体の課題】

○山梨県

- ・本県の市町村は一部を除いて小規模であり、人員・組織体制の面から単独で DX に取り組むことに困難を抱えている市町村が多い。この状況を踏まえ、全県的に DX を推進する体制の構築を目指し、令和 6 年 11 月に県・全市町村・山梨県市町村総合事務組合が参画する「山梨県・市町村 DX 推進会議」を設置した。
- ・市町村の現況について調査をしたところ、課題が明確になっていない市町村も多く、特に小規模な市町村を中心に県が主導しながら意識醸成を含め支援する必要があることが明らかになった。しかしながら、県においても市町村支援は緒に就いたばかりで実地経験が無く、支援ノウハウの蓄積が不足している。そのため、今後、下記の 1 事務組合 3 市における課題解決を通じて、DX 支援に必要なプロセスのエッセンスを抽出・習得するとともに、他市町村の支援への適用・事例の横展開を図ることで、全県的な DX 推進につなげたいと考えている。
- ・また、市町村の DX 推進に向けては、総務省通知等を踏まえ専門人材の確保（＝人材プールの構築）に取り組む必要があるが、その前提となる県内市町村の DX の取組状況や課題、必要とされる DX 人材のスキル・種別・人員数などの基本情報が不足していることから、現状を正確に把握する必要がある。
- ・更に令和 4 年度に構築したデータ連携基盤（「やまなしデータプラットフォーム」）について、県・市町村ともに施策に活用する活発な動きが少なく、データの一層の充実とデータ利活用方策の普及を図る必要がある。

○山梨県市町村総合事務組合（県内全市町村が参画する一部事務組合）

- ・全市町村で組織する山梨県市町村総合事務組合では、市町村が共同利用するシステムの導入や、市町村職員の共同研修機関を設置しての各種研修の実施を主導しているが、システムや DX に関与してきた職員が少ないことから、効果的かつ最適な共同システムの導入や市町村職員への DX 推進に向けた教育手法の知見やノウハウを

習得する必要がある。

【各市の課題】

- 甲府市（人口：183,560人＜R6.12末山梨県住民基本台帳人口＞）
 - ・県庁所在地の甲府市では、ヘルスケアデータを活用した施策の推進を検討しているが、医療・介護・健診等のデータが分断されていることから、分野横断的にデータを分析・活用できるスキル・ノウハウの習得を必要としている。また、デジタルツールの導入を進めているが、全庁的に十分には活用されていない状況にある。
- 韮崎市（人口：27,803人＜R6.12末山梨県住民基本台帳人口＞）
 - ・韮崎市では、令和7年度に業務の見える化に向けた全庁業務量調査を実施予定であるが、有効な調査とするための知識やノウハウが不足している。また、導入を進めている生成AIやノーコードツールについて、業務効率化に向け利用率の向上を図る必要がある。更に、ノーコードの電子申請システムの導入を予定しており、円滑な導入に向けた課題（押印廃止、職員意識の統一など）の解決を図る必要がある。
- 北杜市（人口：45,387人＜R6.12末山梨県住民基本台帳人口＞）
 - ・北杜市では、市内企業のDXを進めるため、新たに中小企業や法人等が実施するIT導入やDXの取り組みに対し支援する予定であり、円滑な実施に必要なノウハウ等の習得を必要としている。また、ノーコード・ローコードツールを活用できる職員の育成が求められているが、研修が十分に実施できていない状況にある。更に市民のデジタル活用ニーズについて十分な情報の把握ができていないことも課題である。

（2）伴走支援の内容

①地域DX推進体制の構築支援

- 県・市町村の連携推進
 - ・山梨県では知事・副知事・全部局長等から構成される「山梨県DX推進本部」を設置し、「山梨県DX推進計画」に基づき全庁的にDXに取り組んでいる。こうした推進体制を県内各市町村へのDX支援に繋げるため、県と市町村が緊密に意思疎通・連携できるための組織として、山梨県・全市町村・山梨県市町村総合事務組合が参画する「山梨県・市町村DX推進会議」（令和6年11月設置）を新設した。その後、実施したアンケートで、県内市町村におけるDX推進の体制の状況や課題、推進会議への要望等の把握を行ったところ、「参加団体間でのDX推進への取り組み状況に関する情報共有」への要望が多かったことを踏まえ、県による県内全市町村への訪問を実施し、県に相談しやすい環境づくりを進めている。更に、令和7年度には、会議参加団体間の連携を推進するとともに、参加団体が共有する具体的なDX推進への課題に対して検討・対応を行うための分科会の設置も予定している。
 - ・こうした連携体制を有効に機能させ、市町村支援を更に効果的にしていくためには、市町村の状況を正確かつ詳細に把握する必要がある。そのため、伴走支援事業者には、市町村のDX状況、必要とするDX人材のスキル・種別・人員数などを各団体別にまとめた「市町村別DXカルテ（仮称）」の作成に必要な調査の支援をお願いするとともに、その後の状況変化も継続的に把握できる仕組みの構築についても支援を

お願いしたい。特に、市町村の DX 状況、必要とする DX 人材のスキル・種別・人員数の把握については、令和 8 年度の当初予算要求などに活用できるよう、令和 7 年 8 月末までのとりまとめへの支援をお願いしたい。併せて、必要な人材の確保・育成方策や人材プールの運営方策等をまとめた人材確保計画について、庁内関係部局との合意形成を含めた策定全般について支援をお願いしたい。

- ・更に、令和 8 年度以降に県職員が市町村に対し日常的に DX の相談対応やアドバイスをする体制を構築できるよう、②に記載する各団体への支援に随行する県職員が支援エッセンスを習得し、単独で市町村支援ができるようなノウハウの移転もお願いしたい。併せて、デジタルツールの円滑な導入手法など、多くの市町村に共通する課題について、他の市町村に容易に適用できるよう形式知（メニュー・マニュアル）化してもらいたい。

○地域のステークホルダー（金融機関、企業・団体、教育機関等）の連携体制の構築

- ・山梨県においては地域のステークホルダーとの連携について、①山梨県地域 DX 推進協議会（県・市町村・大学・金融機関・ICT 企業 96 団体で構成。県が事務局）、②山梨 DX 推進支援コミュニティ（金融機関・教育機関・経済団体・IT ベンダー等 18 社で構成。民間企業が事務局）といった DX 推進に係る組織が既に存在している。
- ・今後、産学官民連携により地域課題解決を進めるには、こうした組織が連携を深化させることが重要であり、そのためには、関係者がそれぞれの得意分野を生かせるような DX 推進のためのマッチング機会の増加や官民が保有するデータの活用・流通促進に向けた方策について、助言等の支援をお願いしたい。
- ・また、観光、農業、林業、建設などの分野でデジタル技術を活用した具体的な取り組みが行われるよう、この分野でのステークホルダーとの連携強化を進めるための支援をお願いしたい。

②地域 DX の推進支援

○山梨県市町村総合事務組合（週 1～2 日程度の支援を想定）

イ 新たなシステム共同利用に向けた支援

- ・組合では、やまなしくらしねっと（電子申請、施設予約、メールマガジンの県・市町村共同システム）、コンビニ交付システム、財務会計システム、基幹業務システム等（一部の市町村が共同利用）の共同利用システムを運営している。新たなシステムの共同化に向け、事務組合職員が知見を得て、市町村に対して施策等を提案できるようにするための支援をお願いしたい。

ロ 市町村共同利用システムの調達支援（統合内部情報システムの構築、電子入札システム共同化）

- ・調達時の標準的な仕様書等のテンプレート化に向けて、具体的な調達案件をユースケースとして、仕様書作成時の項目等に関する注意点や調達時の関連書類等に関する注意点等の助言などについて支援をお願いしたい。

ハ 交付金活用（新しい地方経済・生活環境創生交付金）の事例等の調査方法に関する支援

- ・職員が補助金の調査や IT 技術についての調査を行う際に、効果的な情報収集方法

についての助言をお願いしたい。

ニ DX 推進人材の育成（山梨県市町村総合事務組合職員および市町村職員）

- ・DX 推進に必要な人材育成研修等を効果的に実施するためのノウハウ習得の支援をお願いしたい。

○甲府市（週 1～2 日程度の支援を想定）

イ ヘルスケアデータの利活用に対する支援

- ・近年地方自治体においては、ライフスタイルの変化や平均寿命の延伸による、医療費の適正化や健康増進対策が喫緊の課題になっている。本市では、ヘルスケアデータを利活用する庁内検討チームにおいて、保有するヘルスケアデータの活用による地域課題の解決に向けた検討を重ねており、健康状況や事業の効果等を把握し、効率かつ効果的な施策の実施ができるよう、予防・医療・介護の各フェーズの情報を連結したデータセットの作成・活用等を引き続き検討することを考えている。しかしながら、複数データの連結・分析のための十分なノウハウ等を持っていないため、複数データを総合的に分析できるようにするための仕組みづくりや、適切にデータを活用・分析できるよう支援をお願いしたい。こうした取り組みを通じ、市民に対するアウトリーチを効果的に行い、重症化進行予防を軸とした健康寿命の延伸を目指した取り組みにつなげて参りたい。

ロ 各種デジタルツールの全庁展開支援（ノーコード・ローコードツールなど最新技術を活用したツールの導入支援）

- ・「甲府市デジタルソサエティ未来ビジョン」を策定し、様々なデジタルツールの導入や活用に力を入れているが、全庁的に効果的な導入・波及ができていない現状がある。具体的にはローコード・ノーコードツールの導入を検討しており、市にあった各種ツールの選定、活用及び活用できる人材の育成について支援をお願いしたい。加えて、本市においては、令和 6 年度に「甲府市 DX 人材育成方針」を作成予定であり、導入済み及び新規ツールの全庁における効果的活用を目指し、令和 7 年度にかけて、段階的なツールの普及計画や練度向上の研修計画などを作成いただき、次年度以降は市で自走できるような環境整備の支援をお願いしたい。

○韮崎市（週 1～2 日程度の支援を想定）

イ 全庁業務量調査を踏まえたプロセス改善に向けた支援

- ・令和 7 年度に外部委託による全庁業務量調査を行い、業務の可視化（業務量把握、無駄な作業・非効率な事務、機械化による効率化が可能な事務の抽出など）を実施予定であり、伴走支援事業者には 4 月の会議から参加いただき助言等の支援をお願いしたい。また、全庁業務量調査を具体的事例として、本市担当職員にプロジェクト管理、業務改善の手法などの助言及び支援により、継続的な DX 推進のノウハウを習得したい。

ロ 生成 AI、ノーコードツールの積極的活用への助言

- ・上記全庁業務量調査を踏まえ、令和 7 年度に導入するノーコードツールの活用への助言・提案・支援（職員へのハンズオン研修など）を行っていただきたい。

ハ オンライン申請の推進に向けた支援

- ・令和7年度に導入予定のノーコード電子申請システムについて、6月頃から利用拡大へ向けた支援をお願いしたい。特に、課題解決へ向けたワークショップ等を職員が開催するためのノウハウを習得したい。

○北杜市（週1～2日程度の支援を想定）

イ 独自の補助事業におけるIT技術の活用事例等の調査方法への支援、交付金活用（新しい地方経済・生活環境創生交付金）の事例等の調査方法に関する支援

- ・本市では独自補助事業の申請の際に、補助申請者に対し事前相談を必須としているが、申請事業に対し本市以外の有利な補助事業などを助言したいと考えており、職員が補助金の調査やIT技術についての調査を行う際の効果的な情報収集方法についての助言をお願いしたい。中には国県以外の補助事業などもあると想定されることから、そのような相談の際の補助事業の調査方法や意見交換先・相談先などの紹介先のアドバイスや本事業が終了した際には自走できるようにマニュアル化を一緒に検討していければと考えている。

ロ 市のデジタル人材育成のサポート、デジタルツールの導入効果検証のサポート

- ・本市では、各課からデジタル人材としてデジタル戦略推進員を推薦してもらっているが有効な活動ができていないことから、効果的な研修実施についての支援をお願いしたい。デジタル人材の育成をサポートしてもらうことにより、事業中はもとより事業終了後もデジタル戦略推進員から各課へのDX推進やデジタルツールの活用の拡大を図りたい。併せて、ノーコード・ローコードツールの活用に関し、対象業務の選定、ワークショップのためのコンテンツ作成、ファシリテートのノウハウなどへの支援をお願いしたい。人材の育成に加え簡易マニュアルなどの作成サポートなどもお願いできると、事業終了後も活用できると考えている。

ハ 市民へのデジタルニーズの調査のサポート

- ・令和8年度に改定予定の「DX推進計画」の前に実施する市民ニーズ調査について、ニーズ把握の手法等に関する支援をお願いしたい。本市のDX推進計画においては団体の代表者からのインタビューを市民の意見として作成した経緯があり、次期DX推進計画においてはもう少し幅広い者から意見を聴取したいと考えている。事業者には、意見の聴取方法やそのサポート、他事例の紹介などDX推進計画策定に関する各種アドバイスなどをいただきたい。事業終了後の令和8年度にはその知見を活かし、次期DX推進計画を策定することを考えている。

○上記の伴走支援と地域DX推進体制の構築の関係

- ・県では上記の各団体への支援に職員が同行することでノウハウを習得し、「山梨県・市町村DX推進会議」等で成果を共有するとともに、全庁的なデジタルツールの導入など県内市町村に共通する課題などについてプッシュ型の導入支援を行うことで、県内全域でのDXの推進へと繋げていく。

(3) 伴走支援を受けるに当たっての都道府県及び市区町村の役割分担

○山梨県

DX・情報政策推進統括官（DXを担務する部局に相当する組織）が次の業務を行う。

- ・事業全体の管理

- ・総務省及び伴走支援事業者との連絡調整窓口
- ・県内 28 地方公共団体（全 27 市町村＋山梨県市町村総合事務組合）との連携体制の強化
- ・事業者が 4 団体を伴走支援するに際しての連絡・調整・相談仲介役
- ・県庁内各部局等との調整
- ・市町村の状況を踏まえた人材確保策の検討

○各市及び山梨県市町村総合事務組合

デジタル担当課が次の業務を行う。

- ・伴走支援事業者との連絡・調整
- ・課題解決への取り組みの推進（甲府市においては市役所及びデータがある甲府市保健所）
- ・県、関係者、庁内各課との連絡調整

（４）伴走支援を受け入れる体制

- ・DX・情報政策推進統括官の職員 5 名を地域 DX 推進の主担当職員として配置予定。内訳として、管理職の主幹及び情報システム専門監を配置し、事業全体の統括、プロジェクト管理、県庁他部局や外部組織との調整を担う。その配下に課長補佐を配置し、市町村調査業務や主担当職員の日常業務を管理する。主担当職員 2 名は、4 団体の支援担当職員として各団体への伴走支援事業に従事し、支援の現場に同行しながら DX 支援に係る知見・ノウハウを習得する。
- ・専門家 2 名の派遣を想定。1 名は広域行政を担う「山梨県」及び「山梨県市町村総合事務組合」にそれぞれ週 2～3 日程度駐在し、県では市町村状況調査業務の支援に従事するとともに、山梨県市町村総合事務組合では組合の課題解決への支援に従事する。もう 1 名は主に 3 市の支援に従事し、各団体の状況に応じてそれぞれ週 1、2 日程度駐在しながら、市町村の課題解決支援に従事する。
- ・県及び各団体においては、専門家が使用する PC 及び机・椅子を用意するほか、複合機・什器を利用可能とする。

（５）伴走支援を受けた後の計画

○山梨県

【市町村の状況把握、対応策の検討・実施】

- ・年度前半で県内市町村における DX 推進状況、必要な DX 人材のスキル・種別・人員数の把握を行い、年度後半で人材確保に向けた検討（設置場所・設置方法・必要となる予算等の確保、人材確保計画の策定等）を行う予定である。令和 8 年度以降は、DX 人材の確保に向け必要な具体的な取り組みを進める。
- ・この伴走支援期間中に市町村の状況把握のノウハウを習得して、令和 8 年度以降も市町村の状況把握を適時・適切に行い、必要に応じた対応策を検討・実施する。

【課題解決事例の横展開、市町村へのプッシュ型 DX 支援】

- ・県職員が市町村支援の現場に同行することで習得した支援ノウハウを活用して市町村支援を実施する。

- ・甲府市・韮崎市・北杜市のデジタルツールの円滑な導入、甲府市のデータを活用した施策立案の推進など、他市町村にも共通する課題について県職員が市町村をプッシュ型で訪問支援するとともに、「山梨県・市町村 DX 推進会議」を通じて、県内市町村での早期の横展開を図る。

○山梨県市町村総合事務組合

- ・支援で習得するノウハウを活用し、共通システムの導入拡大や職員への DX 研修などを行い、全市町村を対象に DX 事業を円滑に実施していく。
- ・県と連携して市町村職員研修を実施する。

○甲府市

- ・ヘルスケアデータを利活用して、エビデンスに基づいた事業評価や、生活習慣病予防や高齢者の介護予防施策をはじめとする健康に関する施策の立案・実施に取り組む。
- ・実施された施策の効果測定を実施するため、行政内での施策実施データと個人単位での医療・介護・健康診断データを連結するなど、データ結合を可能とする仕組みを整備する。
- ・整備された仕組みをもとに、市民一人ひとりにアウトリーチできるよう庁内関連部署等と連携しデータの共有を促進する。
- ・市役所各課においてデジタルツールの導入・有効活用が可能となるような段階的なツールの普及や練度向上の研修などを実施し、業務効率化と市民サービスの向上を実現する。

○韮崎市

- ・全庁業務量調査の結果を踏まえ BPR 計画（仮称）を策定するとともに事業で習得したノウハウを活用して、様々な業務の DX 推進に取り組む。
- ・市役所各課におけるデジタルツールの導入・有効活用により、業務効率化と市民サービスの向上を実現する。

○北杜市

- ・習得したノウハウを市役所内に展開・共有し、市役所全体のデジタルスキルの向上を実現する。

(6) 公募中の伴走支援事業者からの問い合わせ先

DX・情報政策推進統括官 主幹 三枝 徹	
TEL	055-223-1416
メール	saigusa-ytt_atmark_pref.yamanashi.lg.jp

※ @を_atmark_と表記しています

別添 1-6 希望する伴走支援について（長野県）

1. 申請主体

長野県

2. 連携地域

飯田市、塩尻市、中川村、松川町、上松町、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町、池田町、木曾広域連合

3. 想定する DX 推進体制の名称（既存の DX 推進体制を拡充しようとしている場合に 限る。）

長野県先端技術活用推進協議会

4. 希望する伴走支援について

（1）応募時点の課題

本県は、広大な県土（全国 4 位）に 77 の市町村（全国 2 位（19 市、23 町、35 村））が存在し、特に村の数は 35 と全国 1 位であり、小規模団体が多い特徴を有している。これら県内市町村では、うち 20 市町村がいわゆる「一人情シス」状態である（令和 5 年 4 月時点総務省調べ）など、慢性的な人材不足であるため、独自・個別の地域社会 DX に係る取組には限界があることが明らかな状況である。加えて、37 市町村が外部デジタル人材を活用できておらず（令和 5 年 8 月時点総務省調べ）、令和 8 年度以降に県が外部デジタル人材プールを構築する観点でも、支援の障壁となることが予想されるため、令和 7 年度は前年度の取組を更に伸ばして、以下の 3 つの観点に注目して支援モデルケースの創出が必要な段階である。

【推進体制構築に係る新たな取組について】

令和 6 年度事業では、各支援地域における DX 推進リーダーの育成をテーマとして、「小規模町村を抱える都道府県のパイロットモデル」「中山間地域における町村連携モデル」「市町村主導での DX 推進ロードマップ策定モデル」という観点で団体ごとに推進体制構築に取り組んできたところであるが、更に県内市町村の約 4 割を占める人口 5,000～20,000 人規模の団体における支援モデルケースを必要としており、令和 7 年度事業では新たに松川町、池田町、中川村の 3 団体を加え、市町村における DX 推進体制構築支援の取組を拡大するねらいがある。

【BPR（業務改善）の取組について】

また、令和 6 年度事業の中で見いだした市町村の DX 推進に必要な要素として、「BPR（業務改善）」が挙げられる。同年実施のアセスメント調査でも DX 推進に一定の効果があることが認められることから、令和 7 年度事業では市町村における BPR の取組を拡大するために、新たに塩尻市 1 団体を加え、「行政手続のオンライン化」の観点から BPR 推進に伴う地域社会 DX 実装の支援モデルケースの創出に取り組むねらいがある。

【具体的 DX 施策の実行に係る取組について】

さらに、令和6年度事業に取り組んでいる飯田市、木曾広域については、本事業において策定したロードマップ、アクションプランに基づき、具体的な地域社会 DX の実装に向けた取組が令和7年度事業のテーマであり、複数年かけて計画策定から DX 取組の実行まで一連のサイクルを実現するねらいがある。

なお、令和7年度事業では、これまでの取組を体系的に整理し全県的な周知により力を入れることで、未参加の市町村が外部デジタル人材の活用に対して理解を深める機会を作りたい。

(2) 伴走支援の内容

①地域 DX 推進体制の構築支援

本事業を通じて、本県においては、令和8年度以降の市町村支援体制の拡充を見据えて、市町村の団体規模及び個別課題に合わせた「推進体制の整備」に対する取組の重要性を特に認識している。

また、これは、総務省が定める「自治体 DX 推進手順書」のステップの一つであり、市町村数の多さを踏まえ、成功事例を支援対象外の市町村にも共有の上、行政による外部人材活用の有用性を広めることも必要である。

なお、それぞれの団体・地域においては、以下の具体的な支援内容を想定している。

【飯田市】

○デジタル推進課・DX 推進リーダーを活用した PMO 型の庁内推進体制の構築

令和6年度に策定した「地域 DX 推進ロードマップ」に基づき、令和7年度は実施時期・主体・内容・活動障壁・優先課題をより具体化させ組織が一丸となって取り組んでいく。

そのため、地域 DX 推進ロードマップから選定した4事業についてWG(仮)を立ち上げ、デジタル推進課が PMO として原課と連携し、DX 推進と予算取得を進める体制の構築・運用を進めていく。

また一方で、併せて令和6年度に各課に配置した DX 推進リーダーを中心に各課が自律的に DX 推進に取り組み、従来のデジタル推進課によるいわゆる中央集権型から脱却し、分散型組織の要素・ノウハウを獲得し、組織に反映させていきたい。

【塩尻市】

○BPR 推進に向けた庁内推進体制の確立

令和7年度には、事業担当課と主管部署であるデジタル戦略課との連携を深め、関係者が一丸となり BPR に取り組むための部署横断型のチームの構築・運用に加え、モデル課において事業担当課の負荷を最小限に抑えられる効果的な手法の検証・確立等、持続可能な業務効率化を推進できる体制の構築が必要。

【松川町】

○次期「松川町 DX 推進計画」に基づいた庁内 DX 推進体制の構築

令和8年度以降の「次期松川町 DX 推進計画」策定に向けて、主管部署であるまちづくり推進係を中心とした庁内 DX 推進体制を想定し、事業担当課との部署横断的な取組に繋げられる体制の構築・運用が必要。

【池田町】

○地域社会 DX 実装に向けた庁内推進体制の構築

主管部署である企画係と事業担当課が連携し、令和8年度以降にデジタルを活用し地域住民を対象とした行政サービスの拡充に繋がられるよう、令和7年度にBPRの範囲策定・効果的な庁内体制の構築・運用が必要。

【中川村】

○次期「中川村 DX 推進計画」及び地域社会 DX 実装に向けた庁内推進体制の構築

主管部署であるDX推進係と事業担当課が連携し、令和8年度以降にデジタルを活用し、業務効率化とともに地域住民を対象とした行政サービスの拡充に繋がられるよう、令和7年度に効果的な庁内体制の構築・運用が必要。

【木曾広域】

○アクションプランに基づき取組の実行に重点を置いた部会体制の強化

令和6年度に策定したアクションプランに基づき、令和7年度は部会の取組をより強化するため、部会ごとに「会議ゴール」「振り返り」「プロジェクトの目標」を適宜意識・共有しながら、全員（構成町村）が合意形成しやすい仕組みの構築が必要。また、住民の要望を反映させるスキームなど、具体的な取組の実行を意識した部会体制の強化を目指す。

②地域 DX の推進支援

本事業を通じて、本県においては、令和8年度以降の市町村支援体制の拡充を見据えて、市町村がDX推進に取り組む上で頻出課題となる「全体方針の決定（DX推進計画の策定）」及び「DX取組の実行」の各ステップに対する取組の重要性を特に認識している。

また、これは、総務省が定める「自治体DX推進手順書」のステップの一つであり、市町村数の多さを踏まえ、成功事例を支援対象外の市町村にも共有の上、行政による外部人材活用の有用性を市町村に広めることも必要である。

なお、それぞれの団体・地域においては、以下の具体的な支援内容を想定している。

【飯田市】

○「DX推進ロードマップ」に基づいたアクションプランの作成・取組実行支援

令和6年度に策定した「DX推進ロードマップ」に基づき、令和7年度は実施時期・主体・内容・活動障壁・優先課題をより具体化したアクションプランを策定し、組織が一丸となって取り組んでいく。

そのため、前述の推進体制構築と合わせて、アクションプラン作成のプロセスについてもノウハウが必要。

また、地域DX推進のため、推進力のコアとなるべき当市職員のスキルアップが必要であり、限りある資源（予算や人材など）を有効的に活用していくため、データに基づく施策立案（EBPM）やサービス非提供者の視点に立った施策立案（デザイン思考による施策立案）のノウハウが必要。

【塩尻市】

○行政事務のBPR推進及び手続オンライン化の推進の支援

住民の利便性向上を目的とした行政手続オンライン化の推進のため、手続全体の棚卸をはじめとして業務を可視化し、住民対応等職員でしかできない業務に係る時間を増やすため、事業担当課における業務全体の棚卸をはじめとした行政事務のBPR推進の2点について、ノウハウが必要。

【松川町】

○次期「松川町DX推進計画」の策定支援

令和7年度中に次期「松川町DX推進計画」を策定するため、各事業担当課ごとの取組の取りまとめ方をはじめとした計画策定のノウハウが必要。

【池田町】

○地域社会DXの実装に向けた伴走支援

令和8年度の新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）の活用などを見据えて、事業担当課と企画係が連携しながら、課題設定・ソリューションの情報収集・導入計画の作成などのノウハウが必要。

【中川村】

○次期「中川村DX推進計画」の策定支援及び地域社会DXの実装に向けた伴走支援

令和7年度中に次期「中川村DX推進計画」を策定するため、各事業担当課ごとの取組の取りまとめ方をはじめとした総合的な計画策定のノウハウが必要。また、令和8年度の新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）の活用などを見据えて、事業担当課とDX推進係が連携しながら、個別の地域課題の設定・ソリューションの情報収集・導入計画の作成などのノウハウが必要。

【木曾広域】

○「木曾広域連合 自治体DX・ICT利活用計画」に基づいたアクションプランの取組実行支援

令和6年度に策定（改訂）した「木曾広域連合 自治体DX・ICT利活用計画」について、課題解決のためのソリューションの情報提供及び実行フェーズに移行するため、より具体性を持ったアクションプランの実行のノウハウが必要。

協議過程において、現計画の見直しが必要になった場合の計画作成支援。

（3）伴走支援を受けるに当たっての都道府県及び市区町村の役割分担

【長野県】

○企画振興部DX推進課

- ・事業申請担当課
- ・総務省（信越総合通信局）及び支援事業者との連絡調整窓口
- ・77市町村に対する周知等の対応
- ・事業者が各支援地域を伴走支援するに当たっての連絡・調整・相談仲介役

【飯田市】

○企画部デジタル推進課

- ・支援事業者との連絡・調整
- ・県、庁内各課との連絡調整

- ・地域 DX 推進ロードマップに基づく優先 4 テーマの推進組織の事務局
- 各課 DX 推進リーダー
 - ・地域 DX 推進ロードマップに基づく課題解消に向けた取組推進

【塩尻市】

- 企画政策部デジタル戦略課
 - ・伴走支援事業者との連絡・調整
 - ・県、庁内各課との連絡調整
 - ・庁内とりまとめ
- 各業務主管課
 - ・取組の実施・報告

【松川町】

- まちづくり政策課まちづくり推進係
 - ・伴走支援事業者との連絡・調整
 - ・県、庁内各課との連絡調整
 - ・庁内とりまとめ
- 各事業担当課
 - ・取組の検討・実施

【池田町】

- 総務課企画係
 - ・伴走支援事業者との連絡・調整
 - ・県、庁内各課との連絡調整
 - ・庁内とりまとめ
- 各事業担当課
 - ・取組の検討・実施

【中川村】

- 地域政策課 DX 推進係
 - ・伴走支援事業者との連絡・調整
 - ・県、庁内各課との連絡調整
 - ・庁内とりまとめ
- 各事業担当課
 - ・取組の検討・実施

【木曾地域】

- 木曾広域連合（木曾広域情報センター）
 - ・「木曾広域連合自治体 DX・ICT 利活用計画」の推進
 - ・伴走支援事業者との連絡・調整
 - ・県、6 町村との連絡・調整

○木曾地域6町村（各分野担当課等）

- ・各部会における取組事業の検討、事業の実施
- ・各分野関係者や地域との連絡・調整役
- ・検討組織は昨年、設置しておりその形態は以下のとおり
- ①各推進部会（危機管理・総務・商工・農林・福祉・教育）部会長(町村) 副部会長
（広域連合担当課長）その他構成町村担当者・・・詳細検討
- ②本部会議（情報センター＋構成6町村情報担当課長）・・・計画進捗管理
- ③副町村長会（構成6町村の副町村長＋広域連合で構成）・・・計画進捗報告・協議
- ④正副連合長会（構成6町村長＋広域連合で構成）・・・計画進捗承認
- ⑤広域連合議会（構成町村から20名の議員＋町村長＋広域連合で構成）・・・報告

（４）伴走支援を受け入れる体制

団体ごとにそれぞれ専門家の派遣を受ける想定である。

なお、それぞれの団体で業務に従事する際の役職等は、支援事業者の決定後に個別に調整することを想定している。

各団体における常駐支援者の希望人数・頻度及び受入体制は以下のとおり。

【長野県】

- ・常駐支援者の希望人数：1名
- ・常駐支援者の支援頻度：週1日（終日・現地訪問又はオンライン）
- ・各支援地域の支援状況とりまとめ
- ・その他本事業受託者が各支援地域を支援するに当たっての連絡・調整・相談仲介役

【飯田市・塩尻市・松川町・池田町・中川村】

- ・常駐支援者の希望人数：1～2名
- ・常駐支援者の支援頻度：週1～2日（終日・現地訪問又はオンライン）
- ・常駐支援に当たって、各団体と支援事業者の間で、情報セキュリティ等に関連する取決め等の必要な手続を行った上で、業務に必要な環境（PCなどの業務システム等）を準備予定

【木曾広域】

- ・常駐支援者の希望人数：1～2名
- ・常駐支援者の支援頻度：週1～2日（終日・現地訪問又はオンライン）
- 令和6年度実施の「地域デジタル基盤活用推進事業」にて受け入れ体制については構築済
- ・事務所：木曾広域連合 情報センター（住所：長野県木曾郡木曾町福島1320）内に事務机設置済・駐車場提供あり・・・無償
- ・事務環境：Wi-Fi ネットワーク・Web 会議システム提供・チャットツールの提供・・・無償
- ・受入体制：情報センターに「DX 推進係」 2名 ＋推進本部並びに6推進部会

(5) 伴走支援を受けた後の計画

(1) でも述べたとおり、県としては、人手不足が加速する中、特に小規模団体において「一人情シス」などの課題を抱えながらの独自・個別の地域社会 DX に係る取組には限界があると考えている。

また、市町村数の多さを踏まえ、市町村の基幹システムをはじめとした共同調達に積極的に取り組んでおり、共同化件数 21 件（令和 6 年度時点）は全国でもトップクラスである一方で、小規模団体を中心に組織として十分な検討がなされず、共同調達に消極的な団体も見受けられる。

このような現状を踏まえ、各市町村において「主体的かつ継続的な DX の推進に資する体制の構築」が求められる。

そのため、令和 6・7 年度の本事業による取組を通じて、県による市町村支援体制の構築に必要な 4 つの機能について、以下のとおり取り組むことを想定している。

【市町村支援体制の構築に必要な 4 つの機能】

① 都道府県・市町村間の推進体制に係る方向性の共有

県・全市町村が参画する「長野県先端技術活用推進協議会」において各種情報の共有や情報システムの実証などに取り組んでいるが、令和 8 年度以降は本協議会の枠組みを活用しながら、市町村の幹部クラスの情報共有、意見交換などにより方向性の共有を図る方針。

② 市町村の状況の把握

令和 6 年度事業で開始した市町村対象のアセスメント調査により、県として市町村の正確な進捗状況を定量的、定性的かつ継続的に把握することに取り組み、令和 8 年度以降は市町村ごとに DX 推進に取り組む上で、課題感・マイルストーンをより明確化させる方針。

③ 市町村の DX 支援のための専門人材の確保

本事業において創出した支援モデルケースに基づき、県・市町村の両者の視点から必要な外部デジタル人材の人物像及び人数の明確化を図ることで、令和 8 年度以降の人材確保の目安とする方針。

④ 推進体制において検討していくべきテーマの設定

本事業において創出した支援モデルケースに基づき、令和 6 年度事業でテーマに上がった「BPR（業務改善）」のみならず、地域社会 DX の実装についても成功モデルを増やすことで、令和 8 年度以降に全県的なテーマ設定の材料とする方針。

令和 7 年度も引き続き本事業を活用し、市町村との連携を強化しながら、令和 8 年度以降は外部デジタル人材プールなど、より具体的な体制構築に取り組んでいく。

(6) 公募中の伴走支援事業者からの問い合わせ先

企画振興部 DX 推進課 DX 戦略担当 主事 保科和哉	
TEL	026-235-7072
メール	dx-promo_atmark_pref.nagano.lg.jp

※ @を_atmark_と表記しています

別添 1-7 希望する伴走支援について（京都府）

1. 申請主体

京都府

2. 連携地域

八幡市、笠置町、和束町

3. 想定する DX 推進体制の名称（既存の DX 推進体制を拡充しようとしている場合に限る。）

京都ビッグデータ活用プラットフォーム

4. 希望する伴走支援について

（1）応募時点の課題

- ・京都府では令和2年に「京都スマート社会推進計画」を策定し、ビッグデータやデジタル技術を活用することで、府域全ての地域において一人ひとりの夢・希望や、あらゆる産業・地域活動における創造的かつ活力ある発展の実現に向けて取組を進めている。
- ・データ利活用においては、基礎自治体と協力しオープンデータの整備・公開（KYOTO DATA STORE）、民間企業保有データや自治体オープンデータ等を自由に売買できるサービスの構築（KYOTO DATA MARKETPLACE）、令和4年度には分野横断的にデータを連携させ府広域を対象とした住民満足度の向上に資するサービスを次々と提供することを目的として、デジタル田園都市国家構想交付金を活用しデータ連携基盤を構築するとともに、同基盤を活用したサービスの提供を開始する等、取組を進めてきた。
- ・一方で、現状のデータ利活用の実績は芳しくない状況である。上述の KYOTO DATA MARKETPLACE のデータ取引量はほぼ皆無であり、データ連携基盤についても構築後3年が経過したが、後続のサービスが創り出されていない状況である。これはユーザーとして想定される基礎自治体においてデータ利活用を推進するために必要なノウハウや体制がなく、府としても基礎自治体のデータ利活用推進をサポートするような活動が不十分であることが原因と推測している。複数の基礎自治体へヒアリングを実施したところ、DX を推進する上でデータ利活用の重要性について理解はしているが、どのように取組を進めるべきか等の方法が明確でない、かつ検討に要する人的リソースも不足しており、組織的に推進することが困難であると意見をいただいている。
- ・また、府としてはデータ流通のプラットフォームを一定整備してきたが、データ連携基盤を活用する際のインシデント事項に係る責任分界点の定義、個人情報を取り扱う際の留意点、引いては同基盤を使用してサービスを提供する際の利用料金が不明瞭等、ガバナンスの整備が不十分である。このような状態では、データを活用し

たサービスを提供したい基礎自治体があったとしても、サービス提供におけるユーザーの心理的安全性を担保することができず、サービス開発が頓挫する等の機会損失につながりかねない。

- ・以上より、京都府のデータ利活用を活性化するには、基礎自治体を主体とするユースケース検討における課題、府を主体とするガバナンス構築における課題の両方を府・基礎自治体で協力しながら継続的に解決していく取組が必要であると考えている。

(2) 伴走支援の内容

①地域 DX 推進体制の構築支援

以下2つの取組を主軸としたオール京都府でデータ利活用を推進していける体制の構築について支援をいただきたい。推進体制は京都府が事務局を担い京都府内基礎自治体25団体が参画する産学公約160団体の会員から成る「京都ビッグデータ活用プラットフォーム」に機能実装することを想定している。

【基礎自治体を主体とするユースケース検討における課題解決を推進する体制構築への伴走支援】

基礎自治体が抱える個別課題の深堀・アイデアの創出等にデータを活用したアプローチ手法を取り入れるサポートをいただきたい。京都ビッグデータ活用プラットフォームにおける基礎自治体のデータ利活用を支援するための産学公の会員による組織体制の検討を始め、支援プロセスを検討のうえ具体的な地域課題に対してデータ利活用の取組をハンズオンで支援いただくことで、基礎自治体職員・府職員・産学公の会員へのデータ利活用に関する運営ノウハウ醸成を目的とする。(※具体的な地域課題は②に記載する。)ハンズオン支援の前段として、データ利活用に関する基礎知識等を習得するためのワークショップ・勉強会の必要性も感じており、今後ビッグデータ活用プラットフォームにて運営を自走していけるよう、実施要領やインプットすべき事項に関するノウハウの共有についても支援をいただきたい。

【府を主体とするガバナンス構築における課題解決を推進する体制構築への伴走支援】

ユーザーのデータを活用したサービス提供の強固な土台を築き、安心・安全に施策に取り組んでいただくべく、データ利用に関する各種規定・ルール策定に関して支援をいただきたい。まずは、各種規定・ルール等の作成主体や変更管理要領・意思決定プロセス等のガバナンス管理体制の検討から支援いただきたいと考えている。関係省庁から発出された公文書類や他都道府県の事例を参考に、ルールメイキングが必要な事項を抽出・作成の支援を通じて、府職員のガバナンスコントロールに関するノウハウ醸成を目指す。現時点で想定している整理事項の一例を以下に示す。

- ・データ取引のルール
- ・サービス提供時のデータ利用規約(インシデント発生時の責任分界点等の内容を含む)
- ・(個人情報に関するデータを扱う場合) プライバシーポリシー

- ・セキュリティーポリシー
- ・データ連携基盤を利用する際の料金設定
- ・データ連携基盤を利用する際の相談スキーム

②地域 DX の推進支援

①に記載の【基礎自治体を主体とするユースケース検討における課題解決を推進する体制構築への伴走支援】にて、以下具体的な地域課題に対してデータを活用した課題解決に資するアウトプットの作成を支援いただきたい。

○DX 推進計画策定プロジェクト（支援対象地域：八幡市）

同市では新たに DX 推進計画の策定を予定しており、EBPM に基づいた合理的な DX 施策の検討を目標としている。EBPM に基づいて検討するにあたり、活用可能性があるデータ（人流データ・観光消費データ等）も把握している状態であるが、データ分析手法や検討プロセスに関するノウハウがなく、検討を推進することが困難な状況である。伴走支援事業者や府職員と協働で検討することで、市の施策効果を最大化するような地域社会の DX 推進に資する有益な示唆を導出したいと考えている。

○ふるさと納税活性化プロジェクト（支援対象地域：和束町）

同町においては、住民の満足度向上に資する各種施策に取り組むべく、安定した歳入確保の手段として、ふるさと納税の推進に注力してきたが、寄付額が伸び悩んでいる状況である。解決策として、既存返礼品の見直し、PR 方法の見直し、新規返礼品の開発等を検討しているが、これまでの同町単独でのアプローチのみでは、改善効果は限定的となる可能性が高いことから、伴走支援事業者や府職員と協働しながら、データに基づく多様な知見を踏まえた戦略策定のアプローチを取り入れたいと考えている。特に、新規返礼品を開発する際に、データから読み取れる地域外の客観的な目線による地域の魅力発見に関しての効果を期待したい。同時に企業版ふるさと納税に関する施策にもフォーカスした、地域資源（文化・歴史等）を最大限活用した企業にとっても魅力あるプラン検討についても、データを活用した有益な示唆を導出したいと考えている。

○地域交通最適化プロジェクト（支援対象地域：笠置町）

同町は 2024 年に人口が 1,000 人を下回り、65 歳以上の人口割合が 50%超であるなど、府内基礎自治体の中でも特に人口減少・高齢化が著しい。全国的な傾向として、人口減少・高齢化は更に加速することが予測され、同町においても同様の傾向での推移が濃厚であることから、住民の現在主要な交通手段である自家用車の利用について免許返納等による停滞が見込まれる。一方で、住民が日常生活を送るうえで、町内の商業施設等が潤沢でないことから、町外も含めた日常的な移動が必須である。現在でもコミュニティバス・電車を始めとした公共交通は一定整備されているが、運行時間帯により乗車率が著しく低い等の交通最適化に関する課題も発生していることから、住民ニーズに即した自家用車に代替する公共交通やデマンド交通等の整備が急務となっている。本課題に対して、住民の生活データや人流データ等をベースに理想的な地域交通の在り方につ

いて検討したい。また、町外からの観光客の誘致や利便性向上と併せて本検討を進めることで、町内の経済活動の活性化につなげることを期待している。

(3) 伴走支援を受けるに当たっての都道府県及び市区町村の役割分担

本事業における総合調整は民間企業にて各省庁・自治体へのコンサルティング業務の経験を有する外部デジタル人材が所属する京都府総合政策環境部が主体となり、京都ビッグデータ活用プラットフォームの運営事務局である京都府文化学術都市研究都市推進課、基礎自治体関係者、伴走支援事業者と連携のもと進めていく。希望する伴走支援内容ごとの詳細な役割分担については以下の通り。

【基礎自治体を主体とするユースケース検討における課題解決を推進する体制構築への伴走支援】

基礎自治体への支援体制の検討や基礎自治体の個別課題解決に向けたデータ利活用に関する支援は、京都府総合政策環境部・文化学術都市研究都市推進課が共同事務局を形成し、基礎自治体の活動をリードする。以下に個別課題別の基礎自治体の役割について示す。

○DX 推進計画策定プロジェクト（支援対象地域：八幡市）

同市 IT 推進課が中心となり、伴走支援事業者・京都府のリードの下、課題解決に向けた諸活動に取り組む。

○ふるさと納税活性化プロジェクト（支援対象地域：和束町）

同町総務課（ふるさと納税活性化・デジタル施策推進兼務部署）が中心となり、伴走支援事業者・京都府のリードの下、課題解決に向けた諸活動に取り組む。

○地域交通最適化プロジェクト（支援対象地域：笠置町）

同町商工観光課（交通施策検討・観光施策検討兼務部署）が中心となり、伴走支援事業者・京都府のリードの下、課題解決に向けた諸活動に取り組む。

【府を主体とするガバナンス構築における課題解決を推進する体制構築への伴走支援】

各種規定・ルール策定の際の推進体制検討、ルールメイキングの実行については、伴走支援事業者の支援の下、データ関連のガバナンス構築における一定の知見を有する京都府総合政策環境部が主体となり、文化学術都市研究都市推進課と協働のもと検討する。

(4) 伴走支援を受け入れる体制

- ・【基礎自治体を主体とするユースケース検討における課題解決を推進する体制構築への伴走支援】、【府を主体とするガバナンス構築における課題解決を推進する体制構築への伴走支援】をいただくいずれの伴走支援事業者についても、基本的には京都府庁（京都府総合政策環境部・文化学術都市研究推進課の本事業担当の自席付近）に駐在いただくことを想定している。
- ・本事業を支援いただくにあたっての伴走支援事業者の作業について、業務効率化の観点から、各事業者において普段使い慣れている端末・アプリケーションを使用し、業務遂行が望ましいと考える。従って、自治体から専用の業務用端末の付与等

は行わない想定である。ただし、オンライン会議を実施する際のアカウント等については必要に応じて、府で契約しているアカウントを使用して実施するものとする。

- ・【基礎自治体を主体とするユースケース検討における課題解決を推進する体制構築への伴走支援】においては基礎自治体への頻繁な移動が必要と思われるため、交通手段として公用車を用意する予定である。また、基礎自治体への支援が集中する期間においては、支援対象の基礎自治体に執務室を設置する等、業務実施環境を整備し作業いただくことを予定している。

(5) 伴走支援を受けた後の計画

【基礎自治体を主体とするユースケース検討における課題解決を推進する体制構築への伴走支援】での個別課題については、データから導き出された課題・アイデア等を適宜実行フェーズに落とし込んでいく。実装においては関係省庁で実施されている補助事業等の活用も含め、京都府各自治体での予算化を検討していく。

伴走支援事業者と協働することにより、基礎自治体・京都府職員がデータから課題・アイデアを考える際のノウハウ、及びデータのガバナンスを検討する際のノウハウを得て、京都ビッグデータ活用プラットフォーム上で、本支援事業の内容をベースとした継続的なデータ利活用推進に関する取組の運営を組織的に実施できる体制を確立していく。運営の初期段階においては京都府が中心となって京都ビッグデータ活用プラットフォームの会員から広く有志を募ることで、地域課題に応じたデータ利活用の検討をリードしていく。複数回の支援を得て運営ノウハウが蓄積された基礎自治体においては、他基礎自治体の同取組にファシリテート側で協力いただく等、基礎自治体間のデータ利活用検討支援の輪を拡大していく。また、本事業はデータを活用することで住民満足度の向上に資するサービスの創出を目的とした「住民サービスの DX」を主軸とした内容であるが、基礎自治体の業務効率化を目的とした「自治体業務の DX」に関しても都道府県自治体が主体となって人材確保を実施したうえでの基礎自治体への支援が急務となっている。支援体制については別途検討しているところであるが、一案として基礎自治体や府職員からリソースを出し合い、課題を抱えている基礎自治体を協働となって支援することが考えられる。基礎自治体における DX の課題は多岐に渡るが、本事業による基礎自治体間の相互支援による広域連携での課題解決に取り組むことで、多様な主体が連携しながら京都府全体の DX 化を推進する機運醸成につなげていきたい。

(6) 公募中の伴走支援事業者からの問い合わせ先

総合政策環境部 企画参事 島津 大	
TEL	075-414-5675
メール	d-shimazu82_atmark_pref.kyoto.lg.jp

※ @を_atmark_と表記しています

別添 1－8 希望する伴走支援について（兵庫県）

1. 申請主体

兵庫県

2. 連携地域

姫路市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、豊岡市、西脇市、宝塚市、小野市、加西市、養父市、朝来市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、太子町、香美町、新温泉町

3. 想定する DX 推進体制の名称（既存の DX 推進体制を拡充しようとしている場合に限る。）

兵庫県電子自治体推進協議会、兵庫県教育の情報化推進協議会

4. 希望する伴走支援について

（1）応募時点の課題

人口減少が進む中、自治体運営の効率化の面からも、新たなアプローチによる住民福祉の向上の面からも、地域 DX は待ったなしの課題であり、取組を県全域で加速させていく必要がある。

これまでの取組で見えてきたのは、持続可能なサービスモデルを創出する難しさに加え、市町間の課題認識や体制の相違等による「横展開」の難しさである。その背景には、市町における人材不足の問題がある。新たな課題となる地域 DX を市町単体で推進するには自ずと限界があり、県と市町の連携により県全体で地域 DX を進める体制を整える必要がある。

そこで本県は、令和 6 年度、本事業を活用して県内 6 市町と共に地域 DX に取り組んだ。各市町が設定した具体的な課題の解決に向けた取組を進め、その成果と、取組の過程で得られた知見を県の地域 DX 推進策の充実や、県・市町連携による推進体制の強化、人材育成につなげている。

一方で、令和 6 年度の取組から見えてきた課題の中には県全体に関わる重要な課題でありながら、積み残しとなったものもある。加えて、人口減少が進む中で住民の暮らしを支えるサービスをいかにして維持していくかという意味で、新たに取り組むべき課題も見えてきている。

また、市町が限られた人員を基幹業務システムの標準化に振り向けざるを得ない状況の中、特に地域社会 DX については、広域的に取り組むべき課題として、県がこれまで以上に旗振り役を担う必要があることが、令和 6 年度の取組を通じて改めて認識された。県が各市町に配置した「DX 推進リエゾン」が伴走支援事業者と共に伴走支援の一翼を担うなど、県の新たな市町支援策の有効性も確認できたことから、県が地域 DX の推進においてより主導的な役割を担えるように、市町支援策の更なる強化と、これを担う人材の DX 対応力の底上げを図っていききたい。

そこで、令和7年度は、より本格的な県・市町連携による地域社会 DX の取組を進めることにより、特に県に DX の知見・ノウハウを蓄積することを通じて、県・市町連携による自走可能な地域 DX 推進体制の確立を図る。具体的には、県全体の課題として取り組む意義が大きく、かつ課題解決には県と市町の連携が必須となる以下3つの課題に重点化して取り組むとともに、各課題の解決に向けた令和8年度以降の取組方針を明文化し、また、地域 DX の知見・ノウハウを習得した人材群を県内に形成することにより、県・市町連携による地域 DX の自走化を実現する。

<3つの課題>

イ 校務 DX による教員の働き方改革を通じた教育の質の向上

教員の長時間労働を改善しつつ、学校教育の質を高めるためには、教員が子どもと向き合ったり、授業を改善したりすることに充てる時間を確保できるよう、教員の業務を抜本的に効率化する必要がある。そこで有効とされているのが、次世代型校務支援システムの導入による業務のデジタル化である。国は令和11年度までに全自治体が次世代型校務支援システムを整備することを目標に掲げている。また、システム導入に当たっては、調達コスト・運用コストを抑制する有効な手法として、県単位の共同調達・共同利用に向けた取組を進めることが重要とされている。

現在県内では全市町が校務支援システムを運用中だが、市町ごとに整備を進めてきた結果、8事業者のシステムが並立する状況である。こうした中、令和6年度、本事業を活用して加西市が、またデジタル田園都市国家構想交付金を活用して宝塚市が、いち早く次世代型校務支援システムへの移行を果たした。今後他市町でもシステム移行の動きが活発になると見込まれることから、県単位の共同調達・共同利用に向けた検討を本格化させる必要がある。ここで課題となるのが、市町ごとに異なる校務事務のプロセスと帳票類の標準化である。

このため、令和7年度は、システム移行の検討を始めた複数の市町と連携し、県主導で地域の校務標準化の検討を行う。その成果をもとに校務標準化のガイドラインを策定し、県内市町へ共有することにより、次世代型校務支援システムの共同調達・共同利用を促進し、県全体として教員の校務負担の軽減による学校教育の質の向上につなげていく。

ロ 配送 DX による中山間地域における暮らしの持続性向上

県北部に位置する豊岡市内の中山間地域は、多くの谷筋に住居が点在するため配送効率が悪く、今後人材不足等で日常の配達が困難になる可能性がある。そこで、豊岡市、日本郵便㈱、同市但東地域の住民・自治会等が連携して中山間地域におけるドローン等を活用した配送 DX モデルの構築に取り組んでいる。

令和6年度、本事業を活用して実証を重ねた結果、拠点間（拠点郵便局⇄地区の会館等）の配送をドローン等の活用により省力化するモデルの構築には一定の成果が見られた。他方で、地区の会館等から宛先の当人の手元に荷物が届くまでのラストワンマイルの配送（コミュニティ配送）モデルの構築には課題が残る。地区の会館等に届いた荷物の受取について、地域で協力して取り組むことを具体的に検討すべきという住民の意識も醸成され始め、ある程度の方向性は見えてきたものの、荷物の受け手に関するプライバシーの保護、担い手確保に向けたインセンティブ設計など、実証で判明した課題への対応も含めて、更に本格的に取り組む必要がある。

このため令和7年度は、コミュニティ配送のモデル構築に向けて、デジタルツール等を活用した荷物の受け渡しのルールづくり、担い手の確保策も含めた持続可能な運営体制の整備、住民の理解促進などに取り組み、配送DXの「兵庫・豊岡モデル」を完成させる。この仕組みが地域にとって必要なものとなるよう、荷物の受け渡しが見守りや社会参加の促進、更には健康増進や生きがいの創出にもつながる「社会的処方」の一つのアプローチとして定着することを目指す。

また、同じ課題を抱える市町に兵庫・豊岡モデルを横展開していくため、令和7年度は、豊岡市を含む但馬地域3市2町の勉強会を立ち上げる。勉強会では、豊岡市がこの取組を通じて得た知見を共有し、地域全体で共にこの課題に取り組む機運を醸成するとともに、令和8年度以降の取組内容、推進体制等について協議し、方針を定める。

ハ データ連携基盤の共同利用による住民の行動変容を促す仕掛けづくり

人口減少が進む地域において、低密度化し、かつ多様化するサービス需要に対し、労働力不足の中での的確に 대응していくためには、デジタル技術を駆使してタイムリーに需要を把握し、その需要に合わせて的確にサービスを提供する体制への転換が必要となる。そこで近年、多様な主体が持つデータを集約し、複数のサービス間で横断的に活用したり、新サービスの創出につなげたりするための「データ連携基盤」の整備が進められている。

地域の暮らしを支える様々なサービスの基礎になる住民のデータを、自治体を含むサービス事業者間で共有することで、一人ひとりの状況に合った適切なサービスの提供が容易になることから、自治体によるデータ連携基盤の整備も進んでいる。県内では姫路市、加古川市、加西市、養父市が基盤を保有しており、これらを有効に活用する枠組みを整えるため、本県は「データ連携基盤共同利用ビジョン」を令和6年12月に策定した。

このビジョンが示す方向性に沿って、県内市町におけるデータ連携基盤の共同利用の一つのモデルを作る取組を県・市町の連携で進め、住民サービスの高度化を実現する。

具体的には姫路市、加西市を中心に、県内市町が提供する健康増進、子育て、環境保全等のアプリ上で住民が貯めた地域ポイントを、住民ポータルアプリ上でデジタル地域通貨に交換できるようにし、健康増進、子育て、環境保全等に関する住民の行動変容を促すとともに、地域内経済循環を促進する。複数の市町のデジタル地域通貨の支給と消費を管理するデータ連携基盤として加西市が保有する基盤を共同利用することを想定し、市町の課題に応じたサービスの選定とカタログ化、データ連携基盤の共同利用のルール策定などに取り組み、システム整備・運用コストを全体として圧縮しつつ、一つのデータ連携基盤を複数の市町が多様な施策に共同利用できる環境を作り出す。

(2) 伴走支援の内容

①地域DX推進体制の構築支援

イ 校務DXによる教員の働き方改革を通じた教育の質の向上

《校務標準化検討ワーキンググループの運営支援》

次世代型校務支援システムの共同調達・共同利用の前提となる県域における校務標準化が主たる課題となるため、次世代型校務支援システム導入の検討を進めている市町の

参画を得て「校務標準化検討ワーキンググループ（仮称。以下 WG という。）」を立ち上げる。伴走支援事業者は WG の事務局となる兵庫県教育委員会事務局教育企画課へ教育 DX の中でも特に校務 DX の業務経験を有する専門家を派遣し、WG の運営を支援する。WG は令和 8 年度以降も継続予定であることから、伴走支援事業者には、校務 DX に関する専門的な知見の移転による人材育成も期待する。

《校務標準化に向けた合意形成支援》

校務プロセスの標準化には市町の合意が必要となるため、本事業に参画する市町と協議するだけでなく、本事業に参画しない市町の意見も聞きながら取組を進める必要がある。このため、WG を県内全市町が参画する「兵庫県教育の情報化推進協議会」の部会と位置付け、協議会総会での意見交換のほか、必要に応じて個別に意見聴取を行い、県内市町の合意形成を図る。伴走支援事業者は自らも市町と対話を重ねて関係構築に努めるほか、校務 DX に関する県内全市町を対象とした勉強会の開催（年 2 回程度）や個別の指導・助言を通じて、県内市町の合意形成を支援する。

ロ 配送 DX による中山間地域における暮らしの持続性向上

《コミュニティ配送の運営体制構築支援》

令和 6 年度のドローン等による拠点間配送に続き、令和 7 年度はコミュニティ配送のモデル構築に取り組む。コミュニティ配送では、住民が相応の役割を担うことになると考えられることから、事業モデルと合わせて、運営体制の構築がより一層大きな課題となる。地域住民・自治会の理解と協力のもと、「社会的処方」の視点も加味し、日本郵便（株）、その他関係団体等と連携して持続可能な運営体制の構築に取り組む。伴走支援事業者は地域社会へのデジタル実装と住民の合意形成に係る知見と業務経験を有する専門家を豊岡市に派遣し、住民・行政双方の視点からの助言等を通じてコミュニティ配送の運営体制構築を支援する。

《兵庫・豊岡モデルの横展開支援》

本事業の取組を通じて得た知見を同じ課題を抱える周辺市町へ横展開するため、但馬地域 3 市 2 町による「ヒトとモノの移動に関する勉強会（仮称）」を県主催で立ち上げる。勉強会では、中山間地域におけるモノの配送の問題にフォーカスしつつ、ヒトとモノを同時に運ぶ貨客混載などの新たな選択肢の可能性も見据えた令和 8 年度以降の取組方針を協議し、明文化することを目指す。伴走支援事業者は、議題設定への助言、資料作成、参加市町への知見の共有、助言等により勉強会の運営を支援する。また、豊岡市以外の 2 市 2 町の配送 DX に関する相談にも対応し、但馬地域一円での取組の機運を醸成する。配送 DX の取組は令和 8 年度以降も継続予定であるため、伴走支援事業者には、専門的な知見の移転による人材育成も期待する。

ハ データ連携基盤の共同利用による住民の行動変容を促す仕掛けづくり

《データ連携基盤共同利用研究会の運営支援》

データ連携基盤の共同利用により複数の市町のデジタル地域通貨の支給と消費を管理する仕組みをいかにして構築するか。また、データ連携基盤を共同利用してデータを可視化・連携・共有することで新たにどのような価値を生み出せるのか。これらの課題に県・市町連携で取り組む枠組みとして、県内全市町が参画する兵庫県電子自治体推進協議会のもとに「データ連携基盤共同利用研究会（仮称）」を設置する。研究会は当初本事業に参画する市町と県で構成するが、参加を希望する他市町も別途参加できる枠組

みとする。研究会参加市町は、互いに連携してデータ連携基盤の共同利用による住民サービスの高度化の検討・実装に取り組む。研究会の検討状況と成果は、協議会の総会等を通じて県内全市町に共有する。伴走支援事業者は研究会の事務局となる兵庫県企画部デジタル戦略課へデータ連携基盤の構築・運用の業務経験を有する専門家を派遣し、研究会の運営を支援する。伴走支援事業者には、データ連携基盤に関する専門的な知見の移転による人材育成も期待する。

②地域 DX の推進支援

イ 校務 DX による教員の働き方改革を通じた教育の質の向上

《校務標準化のガイドライン作成支援》

WG の事務局である兵庫県教育委員会事務局教育企画課において、WG 参加市町と連携して、次世代型校務支援システムの共同調達・共同利用に向けた一連の業務を行う。具体的には令和 7 年度は、県内市町の校務プロセスと帳票類の現状把握・分析と課題抽出を行った上で、校務標準化のガイドラインを策定予定である。伴走支援事業者は、これらの業務への指導・助言を行う。

ロ 配送 DX による中山間地域における暮らしの持続性向上

《コミュニティ配送の担い手育成支援》

配送 DX に関する地域の現状、将来実現したい姿、解決すべき課題、解決の方向性等について住民と幅広く対話を重ねる中で、地域としてコミュニティ配送に取り組む機運を高め、合意形成を図るとともに、運営体制を持続可能なものとするため、実際に運営に携わることになる担い手（住民等）の育成と、運営ルールの整備に取り組む。伴走支援事業者は積極的に現地に入り、住民との関係構築を進めるほか、現地の会合等でファシリテータを務めるなどしてロールモデルを示すことにより、市町職員、住民等へ円滑な意見交換や合意形成等のノウハウを移転するなど、取組の継続に向けた支援を行う。また、運営ルールの整備に対しては、他地域への横展開が可能な形で明文化を図る観点から指導・助言を行う。

ハ データ連携基盤の共同利用による住民の行動変容を促す仕掛けづくり

データ連携基盤共同利用研究会（仮称）の事務局である兵庫県企画部デジタル戦略課において、研究会参加市町と連携して主に以下の 3 点について検討を行う予定であり、伴走支援事業者には下記のような助言を期待している。

《住民の行動変容を促すサービスモデルの設計への助言》

パーソナル領域において県内で初めてデータ連携基盤の共同利用を行う取組となることから、データ連携基盤の共同利用によって実現可能なサービスモデルの設計・具体化に関して主に次の 3 点について助言を得たい。

- a) 県内市町における住民の行動変容を促すサービスの導入・運用に関する現状と課題の整理
- b) 課題に適したサービスとサービスモデルの構築に関する提案
- c) 上記サービスの導入、維持に関するコストや条件の整理及び共用化に向けた事業者調整

《データ連携基盤の共同利用の持続可能な運営体制の整備に関する助言》

自治体のデータ連携基盤を共同利用して有益なサービスを展開している事例など全国のデータ連携基盤の多様なユースケースに関する知見をもとに、データ連携基盤の共同利用における持続可能な運営体制の整備のあり方や、複数の市町による多様な住民サービスをその基盤上で順次展開していけるような運営のあり方等について助言を得たい。

《データ連携に伴うリスクへの対応やサービスのUI/UXの改善に関する助言》

データ連携基盤の共同利用に伴って生じる可能性のあるリスクを洗い出し、それぞれの対応策に関する技術的な助言を得たい。また、サービスの共同利用に当たって住民の参入障壁を低減するためのUI/UXの標準化に向けた技術的な助言や、認証サービスの統一化、連携するサービスの標準化などサービス供給コストの圧縮に向けた助言を得たい。

なお、認証サービスの統一化に関しては、現状県内3市が保有するデータ連携基盤では異なる認証サービスが並立していること、また連携するサービスの内容により必要な認証の強度が異なることを踏まえ、複数の手段の組み合わせも一つの選択肢として、採用する手段を選択すべく検討を行うので、全国の事例に基づく助言を得たい。

(3) 伴走支援を受けるに当たっての都道府県及び市区町村の役割分担

①校務DXによる教員の働き方改革を通じた教育の質の向上

県域における校務の標準化が主たる課題となるため、常駐支援事業者の伴走支援のもと、兵庫県が中心となって取組を進める。主たる担当課は教育委員会事務局教育企画課であり、企画部デジタル戦略課は同課の支援に当たる。

本事業に参画する市町は、上述のWGの一員となり、各市町の校務プロセスの現状と課題、帳票類などを整理し、検討の素材としてWGに提供するほか、県と共に校務標準化のガイドラインを検討し、その取りまとめに当たる。

標準化対象業務としては、効果が大きいと期待される3業務（成績管理業務、保健管理業務、勤怠管理業務）を主軸に、市町の現状調査結果を踏まえ、最大5～6業務程度の標準化を目指す。

(標準化対象業務例)

成績管理業務（指導要録、調査書等）

保健管理業務（健康診断表、治療勧告書等）

勤怠管理業務（教員の出退勤管理、休暇取得申請等）

学籍管理業務（学級名簿等）

学習者情報記録（個別の教育支援計画／指導計画等）

児童生徒家庭との連絡業務

なお、本事業に参画する市町の担当課は以下のとおり。

姫路市教育委員会事務局学校教育部総合教育センター教育研修課

西宮市教育委員会学校教育部教育研修課

芦屋市教育委員会学校教育室打出教育文化センター

伊丹市教育委員会事務局学校教育部総合教育センター

宝塚市教育委員会学校教育部教育研究課

加西市教育委員会学校教育課
加東市教育委員会事務局教育総務課
たつの市教育委員会教育管理部小中一貫教育推進課
太子町教育委員会管理課

②配送 DX による中山間地域における暮らしの持続性向上

コミュニティ配送の仕組みづくりは、常駐支援事業者の伴走支援のもと、豊岡市市長公室 DX・行財政改革推進課が中心となり、日本郵便(株)等と連携して取組を進める。兵庫県は産業労働部新産業課が地域の持続性を高める新しい事業モデル創出の観点から、また企画部デジタル戦略課が地域社会 DX 推進の観点から、それぞれ支援を行う。

但馬地域3市2町によるヒトとモノの移動に関する勉強会（仮称）については、兵庫県が運営を行う。事務局は但馬県民局県民躍動室が担当する。勉強会では伴走支援事業者の協力も得て、豊岡市の配送 DX に関する知見を2市2町に共有するとともに、但馬地域一円でのヒトとモノの移動に関する将来を見据えた課題の解決策を検討する。更に兵庫県企画部地域振興課・デジタル戦略課、産業労働部新産業課が連携し、兵庫・豊岡モデルを同じ課題を抱える県内他地域へ共有するとともに、県内外にこの取組を発信する。

豊岡市以外の2市2町は、各市町の中で配送サービスの維持が困難になる可能性のある地域を抽出し、日本郵便(株)の協力も得て、豊岡モデルをベースにした配送 DX の事業構想を検討するとともに、県と共同で但馬地域一円の配送 DX の推進方策を検討する。

本事業に参画する但馬3市2町の担当課は以下のとおり。

豊岡市市長公室 DX・行財政改革推進課
養父市経営企画部経営政策・国家戦略特区課、まち整備部土地利用未来課
朝来市企画総務部総合政策課
香美町企画課
新温泉町企画課

③データ連携基盤の共同利用による住民の行動変容を促す仕掛けづくり

共同利用の対象とするのが加西市の保有するデータ連携基盤であり、共同利用の最初のユースケースとして姫路市の子育て関連の給付金を加西市の基盤を活用してデジタル地域通貨として支給する取組を検討するため、加西市と姫路市が主たる取組団体となる。姫路市もデータ連携基盤を保有しており、主に子育て関連の住民サービスに活用しているため、将来的に両市のサービス・基盤を相互に連携させることも含めた検討を行う。

また、両市の取組をモデルケースにデータ連携基盤の共同利用を他市町へ広げる。各種給付金をデジタル地域通貨として支給する取組や各種地域ポイントをデジタル地域通貨に交換可能とすることで住民の行動変容を促進する取組に関心を持つ複数の市町が本事業に参画する。

本事業に当初参画する市町の担当課は次のとおり。

姫路市デジタル戦略本部デジタル戦略室
尼崎市総務局行政マネジメント部デジタル推進課
西脇市総務部情報推進課
小野市総合政策部企画政策グループ

加西市政策部情報課
養父市経営企画部デジタルファースト課
朝来市企画総務部デジタル戦略課
加東市まちづくり政策部デジタル推進課
猪名川町企画総務部企画政策課
多可町企画秘書課

(4) 伴走支援を受け入れる体制

①校務 DX による教員の働き方改革を通じた教育の質の向上

兵庫県教育委員会事務局教育企画課に席を置き、平均週3日程度、同課と連携して上記業務に携わる。また、本事業に参画する市町教育委員会に対し、適宜巡回するなどして指導・助言を行う。この業務に充てる日数は、前記日数に含めるものとする。

②配送 DX による中山間地域における暮らしの持続性向上

豊岡市市長公室 DX・行財政改革推進課に席を置き、平均週3日程度、同課と連携して上記業務に携わる。市は、伴走支援事業者が但東地域の住民・自治会等との関係構築を円滑に進められるよう、地区の会館等の利用への配慮、キーパーソンの紹介、住民及び関係団体との調整を行う。但馬地域3市2町によるヒトとモノの移動に関する勉強会（仮称）については、事務局の兵庫県但馬県民局県民躍動室と連携し、勉強会の運営支援を行う。この業務に充てる日数は、前記日数に含めるものとする。

③データ連携基盤の共同利用による住民の行動変容を促す仕掛けづくり

兵庫県企画部デジタル戦略課に席を置き、平均週3日程度、同課と連携して上記業務に携わる。また、本事業に参画する市町に対し、適宜巡回するなどして指導・助言を行う。この業務に充てる日数は、前記日数に含めるものとする。

(5) 伴走支援を受けた後の計画

① 校務 DX による教員の働き方改革を通じた教育の質の向上

《次世代型校務支援システムの導入推進》

令和11年度までの県内全市町の次世代型校務支援システム導入完了を目指し、校務の標準化を通じてシステムの共同調達・共同利用を推進する。令和7年度に策定する校務標準化のガイドラインに基づき、県として各市町の状況をフォロー・サポートすることでシステム導入を促し、教員の負担軽減を実現する。また、システム導入を果たした市町における教員の働き方改革の好事例を共有し、その横展開を促す。県内全公立学校で統一的なシステムの導入が進むことで容易になる市町域を超えたデータの共有・利活用や、データの小中接続・中高接続が容易になることで実現する児童・生徒に対する継続性のある個別最適な学びの実現などについても県・市町連携で積極的に取り組み、学校教育の質を高める。

《児童・生徒の心身の健康増進に向けた PHR 推進》

県域の校務標準化に合わせて、生涯にわたる個人の健康情報を電子記録として把握する仕組み（PHR：Personal Health Record）の構築に取り組む。学校の健康診断情報を標準化・電子化し、幼保など子育て期からの情報連携に加えて小中高と連続して児童・

生徒の心身の状態をモニタリングするとともに、将来的には本人が他の健康診断情報と合わせて自身の健康状態を時系列で把握できる環境を整える。このため、校医を対象とした研修会を開催し、保健関係事務の標準化を推進するとともに、県・市町でPHRを検討する場を立ち上げ、PHRの推進とデータ利活用による児童・生徒の心身の健康増進につなげる。

② 配送DXによる中山間地域における暮らしの持続性向上

配送DXの兵庫・豊岡モデルの横展開を推進する。ドローン等による配送の省力化については、配送の採算性を持続可能なものとするため、県・市町・日本郵便(株)の連携により市町域を超えた配送網の整備に向けた取組を進める。併せて、他の配送事業者にも参画を呼び掛け、複数事業者の荷物をまとめて配送する方法についても検討する。コミュニティ配送については、住民の参画による自立的な運営体制の確立が鍵となるが、地区の位置、人口・世帯数、集住度、市町の関与の度合い、社会的処方等の視点をどこまで加味するかなどにより様々なパターンが考えられる。各地区に合った配送モデルを選べるようガイドラインを整備し、円滑な導入を促進する。

③ データ連携基盤の共同利用による住民の行動変容を促す仕掛けづくり

《住民の行動変容を促すポータルアプリの整備》

住民への情報提供、給付金の支給、健康ポイント等の地域ポイントの発行、地域ポイントのデジタル地域通貨への交換など、県・市町のサービスを一元的に提供する住民ポータルアプリの標準フォーマットを整備し、その共同利用を推進する。将来的には各市町のポータルアプリのUI/UXを県域で共通化し、県・市町のサービスに住民がワンストップでアクセスできる環境を整える。市町のポータルアプリを利用する住民に対する県・市町からのプッシュ型による個別最適なサービス提供を実現する。

《データ連携基盤を活用したEBPMの推進》

住民ポータルアプリを介してデータ連携基盤に蓄積された住民の行動データを活用したEBPMを県・市町連携で推進する。各種サービスの利用状況、地域ポイントの発行履歴、デジタル地域通貨の消費履歴等を個人情報保護に万全を期しつつ活用するためのガイドラインを整備するほか、データの二次利用によるダッシュボード機能の実装、データ利活用の手法や事例を学び合う場づくりなどを進め、県・市町の施策の高度化や、効果的な住民サービスの横展開につなげる。”

(6) 公募中の伴走支援事業者からの問い合わせ先

兵庫県 企画部 デジタル戦略課 デジタル専門官 細川 佳紀	
TEL	080-3912-4942
メール	yoshinori_hosokawa_atmark_pref.hyogo.lg.jp

※ @を_atmark_と表記しています

別添 1－9 希望する伴走支援について（鳥取県）

1. 申請主体

鳥取県

2. 連携地域

江府町

3. 想定する DX 推進体制の名称（既存の DX 推進体制を拡充しようとしている場合に限る。）

鳥取県地域 DX 推進会議を想定する。（ただし、当該会議における推進体制の拡充には全市町村との協議（賛同）が必要となる。）

4. 希望する伴走支援について

（1）応募時点の課題

（鳥取県）

鳥取県は、デジタル技術を活用した県内における地域課題の解決や地域活性化を目指し、令和 3 年度に「鳥取県地域 DX 推進会議」を設置。県・全市町村連携による地域 DX 推進のための体制を構築している。事務局を担う県がリーダーとなり、各市町村が抱える地域課題や課題に対する取組みの共有、国や民間における最新動向の情報提供、地域や団体の枠を越えたシステム共同化・共通化の可能性など、多種多様な協議を重ねながら、市町村の地域 DX を支援している。

たとえば、携帯電話不感エリア解消対策や高齢者等デジタル弱者支援対策の推進のほか、県民の利便性向上や効果的かつ効率的なシステム構築、行政コスト削減に向け、県下自治体共通で活用する都市 OS やキャッシュレス基盤の共同活用の整備のあり方、データの地産地消、EBPM 推進のための推進体制のあり方について議論を重ね、令和 6 年 12 月には全自治体の総意により「鳥取県データ連携基盤共同利用ビジョン」を策定した。

自治体統一方針となった当該ビジョンに基づき、すでに複数の市町村が、スマートシティに向けた地域 DX の取組を検討開始しており、県は、これらの市町村に対し、重点的にアプローチを実施。訪問等による助言アドバイスや相談対応、自治体間の調整支援、他団体事例や最新トレンド情報の提供を行うなど、様々な伴走支援に取り組んでいる。

県はさらに、大学の有識者、産業界や市町村の代表者などで構成する社会 DX 推進のための組織体制の構築を行っており、幅広いステークホルダーを巻き込みながら、県全体のボトムアップ及びトップランナーの創出に取り組んでいる。

このように県は市町村と連携した推進体制も構築済みであり、既にいくつかの成果を生み出しているが、市町村が行う地域課題の抽出や整理、計画策定、実装等に係る詳細な実作業等までは手が回らず、深く入り込む支援は困難となることがある。

（江府町）

本町は人口 2,459 人、高齢化率 50.31%(令和 6 年 12 月 31 日現在)であり、人口減少が進行しており、人口推計は 2050 年には 1,000 人を下回る予測である。そのため、地域 DX の構築が急務である。

また、今後は集落維持が困難となっていくとともに住民生活サービスの低下が懸念され、住民地域 DX 力が弱いなど町の抱えているデジタル対策の課題も多い。

本町が持続可能なまちづくりを目指すためには、携帯電話、パソコン等のデジタル IT を活用とした地域 DX の推進及び地域コミュニティと協働した地域 DX のプラットフォームの構築が必要である。

しかし、小規模な本町では担当職員も限られており、課題解決まで至らないのが現状である。そのため、町の課題を整理して町の地域 DX 推進体制の構築を行い持続可能な町づくりを推進していきたい。

(2) 伴走支援の内容

①地域 DX 推進体制の構築支援

(江府町)

過疎化が進行する本町の地域 DX の課題を整理し、課題解決に向かいたい。特に、住民のデジタル活用について実証調査を行い、町デジタル戦略化を図りたい。また、併せて町地域 DX 推進体制の構築を図りたい。

そのため、地域課題の掘り起こしやそれを推進する体制の整備を図るための支援をいただきたい。

②地域 DX の推進支援

(特段の希望なし)

(3) 伴走支援を受けるに当たっての都道府県及び市区町村の役割分担

(鳥取県)

- ・ 江府町の課題や希望等を聞きながら、引き続き、行政（広域自治体）の立場から、適切かつ効率的な取組に向けた助言や相談支援、国・県の最新動向や他市町村の取組状況等の情報提供などの伴走支援を実施していく。
- ・ 特に（5）に記載のとおり、江府町では課題解決策が明確となっていることから、江府町の行う事業の検討については、県が策定したデータ連携基盤共同利用ビジョンに沿った事業検討となるよう都市 OS 提供者として技術的助言等を行う。
- ・ 江府町が地域社会 DX 推進パッケージ事業を活用する上での困りごとを含め、相談支援（取組への応援）を行う。

(江府町)

地域及び住民とのパイプ役である出かける役場推進室と総務課情報担当が連携して事業を行いたい。事業の調整等は出かける役場推進室が担当する。

(4) 伴走支援を受け入れる体制

(江府町)

伴走支援事業者の受入は出かける役場推進室とする。伴走支援事業者からの問い合わせや提案を受け、関係部署へ誘導を行う。

(5) 伴走支援を受けた後の計画

(江府町)

【地域コミュニティによる地域 DX 事業との取組】

地域課題を掘り起こし、持続可能な町づくりを構築していくため、地域コミュニティによる地域 DX 事業との取組として買い物支援サービス、オンライン診療、医療品の配達サービス等の生活支援サービス事業の検討を行う。また、地域情報の DX 化により、住民との情報共有を強化し、併せて、地域 DX 推進体制の構築を図る。

(6) 公募中の伴走支援事業者からの問い合わせ先

鳥取県デジタル基盤整備課・課長補佐・林 和彦	
TEL	0857-26-7849
メール	digital-kiban_atmark_pref.tottori.lg.jp

※ @を_atmark_と表記しています

別添 1-10 希望する伴走支援について（島根県）

1. 申請主体

島根県

2. 連携地域

浜田市、出雲市、江津市、川本町、美郷町、海士町

3. 想定する DX 推進体制の名称（既存の DX 推進体制を拡充しようとしている場合に限る。）

島根県デジタル基盤活用推進事業コンソーシアム

4. 希望する伴走支援について

（1）応募時点の課題

島根県では、令和 3 年度に ICT 総合戦略を策定し、①県民の利便性向上と行政の効率化（自治体内部のデジタル化）、②ICT の利活用による島根創生の推進（地域のデジタル化）、③デジタルデバイド対策の 3 本を柱に令和 4 年度より計画を推進している。

本事業と関連する②（地域のデジタル化）では、令和 5 年度よりデジタル田園都市国家構想交付金の実装タイプ等を活用しながら島根県下の 19 市町村と連携してデジタル実装を進めてきたが、行政サービスの延長線上に配される窓口改革等の実装に留まっており、県民が実感をもってデジタル化の恩恵を感じることができる準公共・生活領域における社会課題解決の実装は少数である。

こうした実態は、これまでの「行政（公共領域）の施策展開による社会課題解決」、「産業界（競争領域）の事業展開に基づく社会課題解決」という 2 軸を中心とした従来構造に基づく公共領域からのアプローチにとどまっていることが原因であると考え、令和 6 年度は本事業（地域デジタル基盤活用推進事業（推進体制構築支援））を活用し、両軸の中間を成す「第 3 軸」となる産官学民で協調して社会課題解決を目指す体制（協調領域であり、産官学民が共に構築するデジタル公共財の構築主体）を整備してきた。

本体制は、島根県が中山間地域や離島をはじめとする条件不利地域で長年アナログベースで実践してきた「公民館区（小学校区）単位で様々な主体が協働して社会課題解決を実践する『小さな拠点づくり』」や「主体性（地域へのオーナーシップ等）を養う社会教育」などの「島根県の強み（コアコンピタンス）」を活かして構成したため、住民自治も踏まえた住民（産業）主体の体制となっており、結果として、プロダクトアウトを排した住民目線での課題の洗い出しや行政に頼らない民間資金を活用した取組の量産に至っている。

今後は、上記体制で海士町と連携して作り上げてきた関係人口 DX をはじめ、民間目線で創出された多様な取組をベースに、海士町以外の市町村が抱える課題等とマッチングを図りながら、島根県下の 19 市町村等に横展開していくことで、より多くの市町村職員の巻き込みと、取組を通じた実践経験の蓄積を行い、行政をはじめとした産官学民

のそれぞれの主体が自律的に、もしくは連携して、準公共・生活領域におけるデジタルを活用した社会課題解決に取り組むことができる組織としていくことを計画している。

なお、本体制で目指す社会課題解決は産業界の競争領域では、一般的にはソーシャルイノベーション分野として取り扱われ、通念上は収益性が担保しづらいものとされている。一方で、日本社会全体が人口減少トレンドに入る中では、税を中心とした公共領域からの資金だけで本体制を維持・展開していくことは中長期的なサステナビリティを欠くことが想定される。

よって、こうした背景を踏まえても継続的に機能する確固とした推進体制の構築に向けて中長期的な産官学民のあり方を検討する必要もある。島根県の産官学民は民（産）を主体としたことで各取組単位でマネタイズが可能（関係人口 DX における会費収入やGXWG における J-Credit 収入など）となっていることが強みであるが、更なる推進体制の強化に向けては民間が取り組む社会的投資（GPIF 等が強力に推進してきた ESG 投資の仕組み等）をはじめ、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税など既に社会実装された様々なソーシャルセクターを中心とした資金循環（マネタイズ）の仕組み等も踏まえ、あり方検討する必要がある。

（２）伴走支援の内容

①地域 DX 推進体制の構築支援

（１）のとおり、住民（産業）主体の産官学民推進体制が島根県における準公共・生活領域における社会課題解決のエンジンであり、このエンジンが生み出す取組を中心に市町村とのマッチングを図りながら、市町村職員を巻き込んでいくことが推進体制の強化・拡大となっていく。また、この活動が人口減少などの要因でシュリンクする社会（行政も含む）により継続困難とならないよう、強固な組織にするための検討も必要である。

以上を踏まえ、以下の２点を伴走事業者に求める。

■県及び市町の DX 推進支援に対する伴走

令和６年度の産官学民による取組をベースに、県内外の基礎自治体が持っている社会課題とのマッチングを主に以下のとおり実施してきた。

- ・海士町の関係人口 DX の横展開の取組：浜田市、江津市、川本町（人口減少問題）
- ・海士町の関係人口 DX の県外への展開：海士町（県外としては栃木県益子町、神奈川県鎌倉市、山梨県丹波山村等を想定）（関係人口 DX が目指す地域連携モデルの実現によるより強固な DX 基盤確立）
- ・自動運転の取組：美郷町（中山間地域の継続的なモビリティの確保）
- ・データサイエンス（オープンデータ利活用）の取組：出雲市（データ利活用社会に向けたオープンデータの活用性検討）
- ・デジタルデバйд対策の取組：出雲市（高齢者や障がい者も含めた包摂的なデジタル社会の実現）

一方、具体的に各取組を他自治体に展開していくには、単純なプロダクトアウトでは決して奏功せず、個々の取組が持つ理念の理解はもとより、地理的・歴史的な違いや住民感情、自治体スケールなどの違いを踏まえて推進する必要がある。また、加えて、これまで各市町が注力してきた取組を理解し、融合して推進していく必要がある。

よって、地域を理解する工程と、それを踏まえた計画・開発工程において、現場主義に基づく地道な活動が重要になる。更に、本取組は住民のために行うものであることから、地域住民が実感をもってデジタル化の恩恵を感じることができる必要があるため、実装が伴うものでなければならない。

以上のことを踏まえ、以下の能力を伴走支援事業者に求める。

- ・コンセプトや地域を把握するための分析工程の経験や知識を有すること（コンサルティング能力）
- ・ICT技術を活用したプロジェクトのマネジメント経験や知識を有していること（プロジェクトマネジメント能力）
- ・付帯して必要となる広範な知識体系（個人情報取扱いなど）を有していること（広範な知識体系）

なお、伴走支援を通じて上記の能力を発揮するだけでなく、伴走支援後に市町の職員が自律的かつ継続的にプロジェクトを遂行できるよう、職員に対し、本事業の遂行を通じて能力を移植することも併せて求める（OJTの実施）。

■産官学民の組織強化・拡大検討支援

令和6年度に作った産官学民体制が、中長期的な耐久性と人材を獲得していくためには、資金調達力も含めた組織強化が必要である。

また、更なる取組の創出・高度化に向けては、各取組により蓄積されるデジタル公共財（各取組が創出した機能・データを公共財として蓄積し、API等を活用して連携させることにより更なる高度化を図るなど）の有無も重要となる。こうした中長期でのあり方と現時点で実施すべき強化施策について、県と共に検討する伴走支援を求める。

本検討において伴走事業者は、国内外を問わず社会課題解決を実践する者の情報や社会課題を中心とした民間動向などを広く収集し、どのような組織強化を図るべきかを示唆する能力が求められる。また、デジタル公共財としての蓄積を実証的に開始するPoCを県とともに実施し、これを評価する能力が求められる。（やみくもにプロダクトアウトでデータ連携基盤等を実装するのではなく、サービス・データの組み合わせにおける創出価値をPoC等を通じて評価しながら実装に向けた検討を進める）

②地域DXの推進支援

（特段の希望なし）

（3）伴走支援を受けるに当たっての都道府県及び市区町村の役割分担

■島根県

○全体総括：

伴走支援を受ける2点の事柄についての市町村対応も含めた総括・調整・管理（課題対応含む）については、島根県の地域振興部デジタル戦略室の係長がこれを担う。

○全体調整：

現在島根県が独自施策として推進予定の「地域のデジタル化」と「自治体内部のデジタル化」を市町村等も含めた連絡協議会を通じて総合的に推進する体制下において、「地

域のデジタル化」の担当者として本取組を位置づけ、内容を反映していくことは係長が担う。

また、同時にR7年度より併せて検討を開始する予定の次期島根県 ICT 総合戦略において、本取組で創出された産官学民推進体制についてその中長期なあり方も含めて位置づけるべく調整を行う。

■市町村

- ・横展開の遂行：「県及び市町の DX 推進支援」に紐づく市町の職員は伴走支援事業者から提供される知識・技能と本取組により生成される計画などのアウトプットを踏まえ、自律的かつ継続的にデジタルの取組が展開できるよう能力を醸成する。
- ・更なる横展開に向けた環境整備：県と共に取組内容を他市町村のデジタル担当者等も含めた組織内外に共有することで島根県下の市町村の知識醸成と更なる横展開に向けた環境整備を図る。

(4) 伴走支援を受け入れる体制

本件を推進する上での県の体制として職員を3名配置する予定で役割は以下のとおり。

■課長補佐級（1名）：「地域のデジタル化」と「自治体内部のデジタル化」を総合的に推進する役割として俯瞰的な観点をもって本取組を総括する役割を担わせる。なお、総合的な推進体制においては人事課等も含めた体制を整備する予定。

■係長級（1名）：本事業の指揮を執り、伴走支援事業者との連携やプロジェクトの進行管理、問題解決、リソース調整などを担当。

■CIO 補佐官級（1名）：技術的な観点含めたアドバイスや指導を係長や伴走支援事業者へ定期的実施する。

伴走支援を受ける市町においては2～3名程度の職員を充て、DX 推進に係る知見ノウハウの獲得を伴走支援事業者から受けながら計画の策定や機能実装実証などを実施する。

伴走支援事業者は(2)で示した市町の取組に応じた専門性に応じた派遣を想定している。なお、県を対象とした伴走支援である「産官学民の組織強化・拡大検討支援」においては、一定の常駐対応が必要となることから、県デジタル戦略室に執務スペースを設けることとする（なお、令和6年度に既に整備済み）。また、市町に派遣した人材とはオンライン等を通じた進捗会議を原則週1回実施するとともに、重要事項の報告なども想定されることから、デジタル戦略室の執務スペースにいつでも入室できるよう環境を準備する。なお、県の執務スペースはデスクや椅子、モバイルルータなど伴走事業者が業務において必要となる最低限度のファシリティは準備する。また、伴走支援事業者が主な移動手段として活用する車をいつでも県庁に停められるよう専用の駐車スペースを確保し利便を確保する。

なお、本事業の進捗報告・意見聴収・課題認識の共有に向けてはCIO（副知事）を中心とした会議体への定期的な報告をはじめ、副CIO（地域振興部長）との意見交換の場の設定などを必要に応じて適宜実施するものとする。

(5) 伴走支援を受けた後の計画

伴走支援後の展開は以下の3点を中心に推進していくことを検討している。

①産官学民推進体制の組織強化（具体的な対策の実施）

伴走支援を受け、産官学民推進体制における中長期的なあり方が示されることから、このあり方に向けて具体的な施策の展開を実施する。

想定としては、民間の資金源も含めたマルチな資金調達を可能とする組織化により、民間資金を住民（産業）による判断プロセスで執行していくことによるスピーディーで効果的な社会課題解決の取組の実現や、産官学民で生み出したデジタル実装の集積であるデジタル公共財の利活用（各取組が創出した機能・データをAPI等を活用して連携させること等）による課題解決の取組の高度化が想定される。

こうして実現される耐久性が高く、活気の高い組織はより多くの問題意識を持ったステークホルダーを呼び寄せ、より多くの社会課題解決の取組を創出する。これをもって県民が実感をもってデジタル化の恩恵を感じることができる準公共・生活領域における社会課題解決が進むことを想定する。

② 産官学民を中核とした取組の更なる創出と更なる市町村の巻き込み（全県的な展開の実現）

本事業における島根県内6市町による実践の横展開を通じ、知見の収集や手法の確立がなされるものと考えている。

こうして得られた知見や手法を活用し、また、産官学民推進体制が引き続き生み出す新たな取組も組み合わせ、令和8年度から本事業に参画できていない市町村を含めた全県的な取組に拡大し、市町村職員を巻き込みながら、知識醸成も実現しつつ、島根県全体でのデジタルを活用した社会課題解決のスキームを確立する。

③ 島根県の総合的なデジタル施策の推進体制への組み込み及び ICT 総合戦略への組み込み

①や②を着実に実現していくためにも県や市町村の行政において本事業の成果を位置付けていくことが重要である。

県行政においては、令和7年度から検討を開始する予定の次期 ICT 総合戦略に着実に反映し、令和9年度から施行していく（現行の ICT 総合戦略は令和8年度まで）。

同時に、令和7年度から県+19市町村で「地域のデジタル化」と「自治体内部のデジタル化」を総合的に推進する連絡協議会等の体制を構築していく中で、本事業の成果となる産官学民推進体制やデジタル公共財等を「地域のデジタル化」の中心テーマに据えることで、市町村も巻き込んだ推進体制を令和8年度に確立する（国が示す都道府県における市町村支援のデジタル人材確保（人材プール）を踏まえて体制確立する）。”

（6）公募中の伴走支援事業者からの問い合わせ先

島根県 地域振興部 地域政策課 デジタル戦略室 係長 望月 恵	
TEL	0852-22-6910
メール	mochizuki-kei_atmark_pref.shimane.lg.jp

※ @を_atmark_と表記しています

別添 1-11 希望する伴走支援について（長崎県）

1. 申請主体

長崎県

2. 連携地域

長崎市、大村市、壱岐市

3. 想定する DX 推進体制の名称（既存の DX 推進体制を拡充しようとしている場合に限る。）

ながさき Society5.0 推進プラットフォーム

4. 希望する伴走支援について

（1）応募時点の課題

【総論】

- ・長崎県では全国でもトップクラスの早さで人口減少が進んでおり、2050 年時点の長崎県の人口は約 86 万人と 2020 年と比較して約 33%減少することが見込まれており、全国平均よりも倍のスピードで人口減少が進む予想となっている。また、長崎県は離島の数が日本一であるが、離島地域の高齢化が進んでおり、地域によっては高齢化率が 50%を超えている状況である。地理的な条件に合わせ、少子高齢化など社会的な構造の変化も相まって、交通や関係人口、医療、観光、産業など、あらゆる分野での地域課題の到来が日本の中で最も早く訪れることから、限られた人的・財政的資源で持続可能な社会を実現するためには、DX の観点が必要不可欠であると認識している。
- ・長崎県では、市町との連携事業として、令和 3 年度にオープンデータのデータ連携基盤である「つながる長崎」データ連携基盤を構築し、令和 4 年度から市町から負担金をいただきながら、県内全 21 市町と共同で運用しているものの、目立った成果をあげられていない。現在、データ連携基盤の有効活用を図る観点から、現状把握及び中長期的なビジョン策定の検討を行っているところであり、今後は当該ビジョンに基づきデータ連携基盤を活用した新サービスの創出に取り組むこととしている。地域内の多様な主体がもつデータを連携させることで 1 人 1 人の県民や個別の事業者にとって最適な新サービスの創出や付加価値を生むことができる状態が理想的と考える中、地域内のデータを利活用する取組を進めるにあたっての課題の整理の仕方や実装までの進め方、基盤を有効に活用することのできるユースケースの検討、それに伴う官・民の関係者の巻き込みなどに関するノウハウが不足している。
- ・また、市町においては人的リソースが足りておらず、特に小規模市町では情報システム担当の職員が少ないことや地域課題の吸い上げ、整理、実装すべきソリューションの検討、関係者の巻き込みなどのノウハウが乏しいことから、データを利活用した行政 DX や地域 DX の推進が思うように進んでいない状況である。県も市町における地域課題をデジタル技術を活用して解決に導くノウハウを有しておらず、市町における DX

推進のフォローアップが十分にできていない。そこで、県及び連携地域（3市）が他市町のモデルとなり、県全体でのデータを利活用した DX 推進に共同して取り組むこととした。

【壱岐市での課題（地域内のデータ連携を行うことによる離島や小規模市町における関係人口創出等の観点）】

- ・壱岐市は九州本土の福岡市から北西に約 80km 離れたところにある離島である。壱岐市では第 4 次総合計画（2025-2029）を策定し、2050 年で人口 2 万人（推計より 7,000 人増加）という挑戦的な目標を掲げ、新たなまちづくりへの挑戦を始めている。最も重要な視点として、人口減少が進む中で、島内人口や関係人口を増加させ、福祉や教育の充実と合わせ、経済活性化を持続させる好循環の創出が求められている。その中で、いくつかのプロジェクトを実施することとしているが、その 1 つとして、壱岐市の財産である自然資本や歴史文化、地方創生、SDGs の取組みなどを活かした「学び」の提供により、複数の大学のサテライトキャンパスやパートナー企業の拠点誘致を進め、学生や留学生、研究者、事業家が集まる「壱岐なみらいキャンパス構想」の検討を進めており、関係人口の創出に向けた取組を進めていくこととしている。プロジェクト実現のためには戦略的かつ大胆に実行していく体制の構築が重要であり、その手段のひとつとして地域内の様々な主体が持つデータを連携させることによる島内産業の人手不足と学びに来た人材のマッチング促進などのデジタル活用がカギとなるのではないかと考えている。一方で、壱岐市において進める移住・定住政策、空き家活用、観光振興、医療福祉体制の充実といった諸施策との連動も含めた全体のプロジェクトマネジメントとデジタル活用に資する知見を持った人材が不足している（詳細な地域課題については、（2）②において述べる）。
- ・長崎県においては、壱岐市の他に対馬市、五島市、新上五島町という離島のみで構成される市町が他にも存在し、また、他の市町においても特に小規模市町を中心として、同様に関係人口の創出が重要な課題となっているため、壱岐市でのデータ利活用の取組の成果を県下全域で展開していく意義が大きい。

【長崎市、大村市での課題（地域内のオープンデータ連携による交通渋滞等の地域課題解決の観点）】

- ・観光地である長崎市、長崎空港が所在する大村市においては、特に交通分野における地域課題が顕在化しており、地域内のデータを連携させることにより課題解決を図るユースケースの 1 つとして、まず駐車場の満空車情報の連携に取り組むこととしているが、具体的に取組を進めるにあたっての課題の整理の仕方や実装までの進め方のノウハウが不足している。（詳細な地域課題については（2）②で述べる）。
- ・地域内のオープンデータを活用して付加価値を生むユースケースの実装の仕方を習得することで、データ連携基盤を活用した様々なユースケースの創出につなげていくことができ、県下全域でのデータ利活用による地域 DX が可能となる。

【大村市での課題（地域内のパーソナルデータ連携による地域課題解決の観点）】

- ・大村市は県下で唯一パーソナルデータ連携基盤を実装している自治体であり、令和 5

年度にデジタル田園都市国家構想交付金（マイナンバーカード利用横展開事例創出型）を活用し、群馬県前橋市で同交付金を活用して開発された「めぶく ID」、「めぶくデータ連携基盤」を導入し、ポータルアプリ「おむすび。」、デジタル地域通貨を実装のうえ、子育て支援サービス、地域助け合いサービスを行う「しあわせ循環コミュニティ事業」をスタートさせた。今後、地域内のパーソナルデータの連携を更に加速させ、「めぶく ID」、「めぶくデータ連携基盤」を活用したサービスのブラッシュアップや利用者がより使いやすい仕組みづくりなどの検討のほか、「めぶく ID」以外の ID への技術的な対応等を検討したいと考えているが、検討内容の専門性が高いことや人的リソースが不足していることなどが課題である（詳細な地域課題については（2）②で述べる）。

- ・ パーソナルデータのデータ連携に県下で唯一先進的に取り組んでいる大村市と連携し、今後の県全体におけるパーソナルデータを利活用したサービスや仕組みのあり方を検討し、そのノウハウを県・大村市で習得した上で、県下全域でそのノウハウを最大限活用したサービスや仕組みの横展開が重要であると考えている。

【既存の推進体制の強化】

- ・ 長崎県では、「ながさき Society5.0 推進プラットフォーム」という、県や市町のほか、ICT 業界や情報通信業界などの民間事業者や学術機関、金融業界等が地域 DX について情報交換を図る協議体を令和 2 年 9 月に構築したところであるが、市町が個別に取り組んだ事例の紹介が主になっており、共通課題に対して県や複数市町が連携して取り組む実績に乏しい。この座組を有効に活用し、パイロットプロジェクトを実施することで既存の県内の市町やステークホルダーとなる民間事業者等も含めた推進体制を更に強化していきたい。

【まとめ】

- ・ これからの人口減少化の社会の中では、個別のニーズに合わせた最適化したサービスの提供が重要である。そのためには地域内のデータをどのように連携させ、どのような付加価値を生むことができるか、ということについて、地域の課題の分析や地域内の多様な主体を巻き込みながら、データ連携・利活用のデザイン・実装を行うことのできる人材を行政で育てていく必要がある。本県では、地域内のデータを連携させる技術的な手段としてのデータ連携基盤は既に整備できており、それらを活用する県・市町の財政的運用の枠組みは構築できているものの、実際の個別具体のユースケースの実装までにはノウハウが乏しく、課題が多いため、県・3市ともに、地域内でのデータ連携・利活用に係るノウハウを習得し、県全体に横展開させ、他の市町も含めた県全体での地域 DX の向上につなげていきたい。

（2）伴走支援の内容

①地域 DX 推進体制の構築支援

【市町の DX 推進を県が支援する方策の検討補助（市町の DX 推進に係る課題の洗い出し・整理）及び県と市町等の連携による既存の DX 推進体制の強化】

- ・市町の DX 推進を支援していく上で、まずは市町の DX 推進に係る課題の洗い出し・整理が必要である。県においては、毎年 1～2 回程度、市町に DX 進捗状況等をヒアリングするとともに DX 推進にかかる国の調査結果等を参考にすることで、大まかに現状把握を行っているが、市町の支援としては十分ではないと認識している。加えて、市町自体が自らの課題の洗い出しに難航しているケースが多いと認識しているところ、人的リソースの乏しい市町については、課題の洗い出しや整理、デジタル技術の実装等を県が支援していく必要があると考えている。将来的に、市町が気軽に県に課題の洗い出しやデジタル技術の実装を相談できる体制を構築したいと考えており、県職員による相談体制を本伴走支援事業で定着させていきたい。それにあたり、様々なノウハウが県に不足しているため、伴走支援事業者には「県がどのように市町とともに地域の課題の洗い出しや整理を行い、デジタル技術の実装に繋げるか」について個別の市町の課題への伴走を通じて、県がノウハウ習得をすることへの補助をお願いしたい。また、県だけではなく市町においても、DX 推進ができる人材の育成は必要不可欠であると考えており、(1) で述べた市町の個別の課題に対するプロジェクト推進に向けた支援をお願いしたい。加えて、本事業の担当職員が異動した後も本伴走支援事業で得られたノウハウを活かし、今回の連携市町以外に横展開していけるよう、推進体制構築に係る内部資料として、本事業で得られるノウハウを整理した DX 推進マニュアルを作成したいと考えており、こちらについても支援いただきたい。
- ・県・市が得たノウハウについて県内市町に横展開させていき、県・市町それぞれが主体的かつ連携を図りながら地域 DX に取り組むことができる体制を構築していくこととするが、横展開の方法としては(1) で述べた「ながさき Society5.0 推進プラットフォーム」を最大限活用し、他市町はもちろんのこと民間事業者等に対しても得られたノウハウを共有し、最終的には県内の様々な関係者が協力して地域課題解決に取り組むことのできる体制に充実させていきたい。

【パーソナルデータ連携基盤の事業構築の進め方について】

- ・(1) で述べたように長崎県ではオープンデータを扱うデータ連携基盤は県で構築しているものの、パーソナルデータ連携基盤については県で構築しておらず、先行して大村市が取り組んでいる状況である。パーソナルデータデータ連携基盤は、導入コストも高額である中、今後県全体で利活用を推進していくためには、パーソナルデータ連携基盤を有効に活用して効果を発揮する具体的なユースケースやパーソナルデータ連携基盤の全体的なアーキテクチャが必要と認識している。大村市への伴走を通じて、県及び大村市に対して、上記にかかるユースケースの整理の仕方やアーキテクチャに係る技術的な助言をお願いしたい。

②地域 DX の推進支援

【壱岐市関係での希望する伴走支援の内容について】

- ・(1) で述べた「壱岐なみらいキャンパス構想」により、生産年齢人口減少対策として、本市の強みを活かした「学び」の提供により、島をまるごとキャンパスとし、若年層の流入が起きる状態を目指すとともに、市民と関係人口の交流により、シビック

プライドの醸成や市民の意識・行動変容を促し、地域活性化に加え、持続可能な取り組みとするエコシステムを実現することを目指している。大きくは①関係人口の流入口をつくっていくための複数の取り組み、②増加する関係人口の域内での体験価値を高める仕組み、③本市から離れた後のコミュニケーションを継続しエンゲージメントを維持・向上する、という3段階を想定している。例えば、地域内のデータを連携させることで、島に学びに来た人材と島内産業のマッチングやNFTの活用による関係人口拡大などが考えられるところ、具体的な課題分析やステークホルダーの巻き込み、それに応じたソリューションの在り方に関するノウハウがなく、どのような点から着手を始めていけばよいかかわかっていない状況である。

なお、伴走支援事業者にはどのソリューションを入れるべきかという単なるデジタル化ではなく、地域のあるべき姿をつくり、実現に必要な手段としてデジタルを活用していく本質的なDX推進体制を構築するために以下について支援いただきたい。

- ①複数ある重要施策のビジョン策定やプロジェクトマネジメント
- ②各プロジェクトの実現に向けたデジタル化の設計など技術的な相談
- ③各ステークホルダー間の調整や機運醸成の支援

<地域DX推進体制構築との関係>

- ・上記プロジェクトを実行していく中で、壱岐市が抱える潜在的課題の把握や課題解決に向けたデジタル化の設計など課題の洗い出しから具体的な解決策の検討まで地域DX推進体制に関する幅広いノウハウの獲得につながると考えている。
- ・また、(1)でも述べたとおり、長崎県は離島を多く抱えており、定住人口の減少を抑制しつつ、関係人口の増加と共創の創出による地域の持続性の向上を図る必要性が他地域と比べて高い。本件が関係人口と地域の有益な関わり合いを生み出すDX推進のユースケースとなることで、離島を有する他の市町や小規模市町の持続性向上に資することを目指したい。

【長崎市、大村市関係（地域内のオープンデータ連携による交通渋滞等の地域課題解決の観点）での希望する伴走支援の内容について】

- ・データ連携基盤を活用したユースケース案として以下の案を検討しており、以下をベースとして課題の洗い出しや実装に向けた計画策定支援等を支援いただきたい。進捗によっては実証を行うことも検討している。なお、本県として重要であると考えているのは、県・市町・民間事業者等でのデータ連携基盤を活用したユースケースの創出に向けた課題の洗い出しや実装に向けた計画策定のノウハウ習得であるため、必ずしも以下のユースケースの実装に向けた検討等が第一優先であるとは考えていない。伴走支援事業者からの支援の下、データ連携基盤を活用した、より地域ニーズやフィージビリティの高い取組がある場合には、それらの実装に向けた支援をいただくことも想定している。

(案) 駐車場の占有率の発信

- ・観光地である長崎市が所在する長崎駅や大村市が所在する長崎空港周辺では、視認性が高い近くの特定の駐車場に車両が集中することで入庫待ちの車両が道路上で滞留し、周辺道路が混雑することが懸念されている。そこで、駐車場の位置、名称、満空情報等を発信することで運転手の行動変容を促し、駐車車両の分散化を図ることで交

通渋滞の低減や駐車場利用者の利便性向上等に繋げる。

- ・なお、実現に向けた課題として以下を想定しており、助言やノウハウの伝授をお願いしたい。

－民間駐車場の協力、結果検証方法（交通渋滞低減の計測）、データ連携基盤との技術的接続方法、駐車場情報を活用した官・民による新たな利活用事例の創出等

<地域 DX 推進体制構築との関係>

- ・本県では全国に先駆けてデータ連携基盤を構築したものの、地域課題に対してデータ連携基盤を活用してどのように解決するかの議論が不足していた。データ連携基盤は地域課題解決のための手段であるため、令和8年度以降は、まず、ながさき Society5.0 推進プラットフォーム等の枠組みの中で、県・市町・事業者等が自由にデータの利活用について議論できる体制を構築していきたいと考えており、本件走支援事業を受けた県・3市がその議論をリードできるよう、必要なノウハウを習得したいと考えている。
- ・なお、「ながさき Society5.0 推進プラットフォーム」において、主にデータ連携基盤の活用について議論する「基盤整備 WG」を設置しており、WG にて上記ユースケースの成果共有や参加市町の拡大、新たな課題に関するプロジェクトの設置など体制の充実にもつなげていきたい。

【大村市関係（地域内のパーソナルデータ連携による地域課題解決の観点（ユースケース整理））での希望する伴走支援の内容について】

- ・パーソナルデータ連携基盤を活用したユースケース案として以下の案を検討しており、以下をベースとして課題の洗い出しや実装に向けた計画策定支援等を支援いただきたい。進捗によっては実証を行うことも検討している。なお、本県として重要であると考えているのは、県・市町・民間事業者等でのパーソナルデータ連携基盤を活用したユースケースの創出に向けた課題の洗い出しや実装に向けた計画策定のノウハウ習得であるため、必ずしも以下のユースケースの実装に向けた検討等が第一優先であるとは考えていない。伴走支援事業者からの支援の下、データ連携基盤を活用した、より地域ニーズやフィージビリティの高い取組がある場合には、それらの実装に向けた支援をいただくことも想定している。

(案) 匿名化した移動情報の教育機関や他事業者利用

- ・保護者から離れて行動する子ども（登下校中など）を対象に、既存のサービスを用いて位置情報を取得し、匿名加工を施した情報連携を行う。一定のルールや制御下で教育機関や他事業者（塾など）に連携し地域一体の見守りを行うことで、安全性を高める取組を検討する。
- ・なお、実現に向けた課題として以下を想定しており、助言やノウハウの伝授をお願いしたい。

－既に導入されている見守りサービスを提供している民間事業者からの位置情報取得手法、適切なデータ連携基盤ソリューションの選定、情報提供先の限定や公開制御の実装のあり方、個人情報の取り扱い等

<地域 DX 推進体制構築との関係>

- ・本県ではパーソナルデータ連携基盤を活用した取組についても、県内全体での利活用

を進めていきたいと考えている。そのためには、パーソナルデータの連携によって具体的な成果を発揮するユースケースの創出が必要であり、そのノウハウの習得が必要不可欠である。本事業を通じて得られたユースケース及びノウハウを「ながさき Society5.0 推進プラットフォーム」を通じて県内全体に共有し、体制を充実させていきたい（上述の長崎市、大村市関係での希望伴走支援内容に記載した内容と同様）。

【大村市関係（地域内のパーソナルデータ連携による地域課題解決の観点（パーソナルデータ連携基盤アーキテクチャ整理））での希望する伴走支援の内容について】

- ・大村市においては、令和5年度にデジタル田園都市国家構想交付金（マイナンバーカード利用横展開事例創出型）を活用し、「めぶく ID」、「めぶくデータ連携基盤」を導入したポータルアプリ「おむすび。」において、子育て支援サービス、地域助け合いサービスを行う、「しあわせ循環コミュニティ事業」をスタートさせた。合わせて、「しあわせ循環コミュニティ事業」の運営主体として官民連携の CONNECT 株式会社を設立し、将来的には公的サービスだけでなく民間サービス（民間アプリ等）も CONNECT 株式会社において取り組んでいく予定としている。大村市が導入している「めぶく ID」はマイナンバーカードによる本人確認を実施した上でスマートフォン上に発行されるデジタル ID であり、国の認定を受けた電子署名法の認定証明書を備えた信頼性の高い ID である。今後、大村市においては、ポータルアプリ「おむすび。」上へのサービスの展開、更に県内市町などへの横展開も想定している。そのため、県内市町の異なる地域課題に対応するためのサービスや民間サービスなどについて、「めぶく ID」にとどまらず、高低様々なセキュリティレベルのサービス展開が可能であり、かつ、その導入が容易であるポータルの姿を目指している。このような状況を踏まえ、新たなサービスを展開していくための方策や民間独自 ID・サービス（アプリ等）の導入を実現するための技術的手法などの検討の支援をお願いしたい。

<地域 DX 推進体制構築との関係>

- ・上記プロジェクトを通じて、パーソナルデータ連携基盤に関する技術的な知識の獲得及び今後県内全体でパーソナルデータ連携基盤の活用を推進するために必要となるパーソナルデータ連携基盤のアーキテクチャのあり方に関する知見を得られると考えている。この知見を活用して、県・市ともに、データ連携基盤というソリューションを最大限活用するためのノウハウを習得し、県全体に横展開させ、他の市町も含めた県全体での地域 DX の向上につなげていきたい。

(3) 伴走支援を受けるに当たっての都道府県及び市区町村の役割分担

【県（デジタル戦略課）の役割】

- ・総括調整は、県デジタル戦略課が、伴走支援事業者の助言を得ながら主導する。
- ・事務局からの連絡対応は、県がとりまとめを行う。
- ・3市が伴走支援を受ける際は、県デジタル戦略課も同席し、モデルとして他市町に横展開できるものになるよう連携して課題解決に当たっていく。
- ・伴走支援に係る会合等がある際は、連携市町以外のオブザーバー参加の呼びかけを行い、推進体制の拡充を図る。

- ・「ながさき Society5.0 推進プラットフォーム」において、伴走支援事業者から得た地域 DX 推進方法や進捗管理の知見・ノウハウを横展開することで、推進体制の拡充を図る。

【市町（長崎市 DX 推進課、大村市 デジタル推進課、壱岐市 一緒に推進課）の役割】

- ・伴走支援事業者との連絡・調整を行う。
- ・ステークホルダーとの推進体制を構築し、県と連携して持続可能な形で地域 DX を進める役割を担う。
- ・「ながさき Society5.0 推進プラットフォーム」において、必要に応じて本事業の取組状況の情報提供を行う。
- ・県・市町それぞれ、関係部署の参画等、推進体制の充実を図るとともに、専門家から習得したノウハウを必要に応じて庁内に横展開する。

（４）伴走支援を受け入れる体制

【県（デジタル戦略課）の役割】

- ・総括調整は、県デジタル戦略課が、伴走支援事業者の助言を得ながら主導する。
- ・事務局からの連絡対応は、県がとりまとめを行う。
- ・3市が伴走支援を受ける際は、県デジタル戦略課も同席し、モデルとして他市町に横展開できるものになるよう連携して課題解決に当たっていく。
- ・伴走支援に係る会合等がある際は、連携市町以外のオブザーバー参加の呼びかけを行い、推進体制の拡充を図る。
- ・「ながさき Society5.0 推進プラットフォーム」において、伴走支援事業者から得た地域 DX 推進方法や進捗管理の知見・ノウハウを横展開することで、推進体制の拡充を図る。

【市町（長崎市 DX 推進課、大村市 デジタル推進課、壱岐市 一緒に推進課）の役割】

- ・伴走支援事業者との連絡・調整を行う。
- ・ステークホルダーとの推進体制を構築し、県と連携して持続可能な形で地域 DX を進める役割を担う。
- ・「ながさき Society5.0 推進プラットフォーム」において、必要に応じて本事業の取組状況の情報提供を行う。
- ・県・市町それぞれ、関係部署の参画等、推進体制の充実を図るとともに、専門家から習得したノウハウを必要に応じて庁内に横展開する。

（５）伴走支援を受けた後の計画

【県全体での DX 推進体制の充実】

- ①本事業で得られた地域 DX の推進ノウハウについて、ながさき Society5.0 推進プラットフォームにおいて横展開し、推進体制の拡充を図る。また、広域的な課題について

本伴走支援事業を受けた県・3市がリードしながら、複数の市町や事業者を巻き込んで共同で検討するなど体制の見直し・拡充を図ることで県全体のDXを推進する。

- ②本事業で作成するDX推進マニュアルを踏まえ、県主導で各市町のDX推進にかかる課題の把握や相談対応、支援を実施するとともに市町においてもDX推進リーダーなどが当事者意識を持ち主体的に地域DXを推進する体制を確立する。
- ③県では県の最上位計画である「長崎県総合計画」の個別計画として「ながさきSociety5.0推進プラン」を作成しており、本県におけるSociety5.0の実現に向けたICT利活用の今後の展開を示している。来年度は本プランの改定を行う時期であり、本伴走支援事業で得た成果を踏まえ、今後のプランに県・市町の推進体制の更なる充実を盛り込むことにより、全市町とともに県内全体のDX推進体制を更に強化する。

【データ連携基盤の取組の強化】

- ①まず今回の伴走支援事業を通じて実証や実装まで行きついたユースケースについて、県内の他市町での横展開を図る。加えて、これまで本県では主に観光、防災分野に関して行政が持っているオープンデータの基盤への連携を行ってきたが、本伴走支援事業にて得たノウハウを活かし、民間事業者のデータも最大限活用したデータ連携基盤を利活用する新たなユースケースの創出に繋げていくことで、地域課題の解決や経済活性化につなげてまいりたい。
- ②パーソナルデータの取扱いについては、個人認証機能（ID）や匿名加工など様々な活用方法が考えられるとともに、県・市町・民間事業者の役割分担も重要と考えている。今回の伴走支援によりそれぞれの技術の特徴や関係者の役割分担を整理し、県・市町・民間事業者での連携を図りながら個人情報に紐づいたデータを活用した県民向けサービスの実現を図る。

【壱岐市関係での伴走支援後の計画】

今回の伴走支援事業を通じて、地域社会DX推進のロードマップの策定および地域ステークホルダーを含む推進体制を構築し、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」等を活用しながら、地域DXによる壱岐市の人口減少対策の実現を目指し、他自治体のモデルとなるような事業を実装していく。

【長崎市、大村市関係（地域内のオープンデータ連携による交通渋滞等の地域課題解決の観点）での伴走支援後の計画】

それぞれの地域において有効なユースケースであることが確認できた場合には、実装までの課題を整理の上、それぞれの市内での実装や他の県内地域において本ユースケースが同様に効果を発揮するエリアに横展開を検討していく。

【大村市関係（地域内のパーソナルデータ連携による地域課題解決の観点（ユースケース整理））での伴走支援後の計画】

有効なユースケースであることが確認できた場合には、市内での更なる展開や他地域での実装に向けた課題を整理し、県内への横展開を検討していく。

【大村市関係（地域内のパーソナルデータ連携による地域課題解決の観点（パーソナルデータ連携基盤アーキテクチャ整理））での伴走支援後の計画】

本事業において得られたパーソナルデータ連携基盤における一般的な課題整理や専門的な技術ハードル・解決策などの知見やノウハウを県及び大村市で他自治体に共有し、県内市町が一体的に地域 DX を進める体制を充実させていく。また、大村市「しあわせ循環コミュニティ事業」で実装した、ポータルアプリ「おむすび。」等の県内市町への横展開や様々な民間サービス（アプリ等）を容易に接続できるポータルの仕組みを構築するため、令和8年度以降に「新しい地方経済・生活環境創生交付金」等の活用を視野にした事業化の検討を進める。

（6）公募中の伴走支援事業者からの問い合わせ先

デジタル戦略課・主事・服部瑛一郎	
TEL	095-895-2075
メール	eiichiro0228_atmark_pref.nagasaki.lg.jp

※ @を_atmark_と表記しています

別添 1-12 希望する伴走支援について（大分県）

1. 申請主体

大分県

2. 連携地域

臼杵市、日出町

3. 想定する DX 推進体制の名称（既存の DX 推進体制を拡充しようとしている場合に限る。）

大分県電子自治体推進協議会、市町村行政 DX 推進会議

4. 希望する伴走支援について

（1）応募時点の課題

これまで大分県では、平成 14 年に大分県電子自治体推進協議会（会員：県及び市町村の担当課長）を組織し、県下統一で導入が必要な基盤（自治体情報セキュリティクラウド、ガバメントクラウド接続ネットワーク等）の共同調達等を実施してきたところである。これに加え、令和 5 年からは市町村行政 DX 推進会議（構成員：各副市町村長、県総務部長）を立ち上げ、県下全市町村での行政手続の電子化等の推進や人材育成・確保基本方針（デジタル部分）の策定等に取り組んでおり、県及び市町村における DX 推進体制の構築が一定程度進んでいる状況である。

一方で、人口減少の進行や行政課題の複雑・多様化に対応するためには、自治体運営の効率化や新たなアプローチによる住民福祉の向上が求められ、地域 DX は喫緊の課題となっている。こうした取組を県全域で加速させる必要があるものの、特に小規模市町村においては、人材や予算の制約により、独自・個別での実現が困難な状況にある。このような背景を踏まえ、県としては行政の広域化・効率化を推進し、より低コストで最大の効果を生み出し、県全体としての全体最適を追求していくことが、長期的に県民生活・経済の向上に資するものと考えている。

そのための一つのキーワードが県及び市町村によるシステム、ICT ツール及び職員育成手法（研修等）の「共通化」である。そして共通化の先には、共通で調達したシステム等を共同で運用していくといった「共同化」も考えていく必要がある。今後さらに行政資源（ヒト・モノ・カネ）の縮小が見込まれる中で、デジタル基盤の調達等に係る県下全域での行政トータルコストを最小化し、そこで生じた行政資源を、より質の高い公共サービスの提供につなげていくことが肝要である。国は「デジタル活用推進事業債（仮称）」を令和 7 年度に創設し、共同調達によるシステムの導入等を後押しすることとしているが、これまで各市町村が個別に開発・運用してきたシステム等を共通化・共同化していくということは、オンプレミス中心のサービス形態から、SaaS を中心としたサービス形態への転換していく必要があり、その実現は容易でない。また、県においても、これまでの共同調達等は各担当部署が属人的に実施していることが多く、県自身

が共同調達に参加せず調整のみを支援するケースも想定されることから、共同調達のノウハウや調達するシステムに関する知見が乏しいことも想定される。その上で、共通化を進めることは、各市町村が一時的に多くのリソースを割くことになるため、効果が高く、ニーズの高いものから順次取り組み、そのノウハウを蓄積しながら取組の精度を高めていく必要がある。

次に、DXを支える通信インフラについても、県全体の全体最適を追求する必要がある。現在、大分県には豊の国ハイパーネットワークという県と市町村を高速・大容量の光ファイバーで結ぶネットワークが存在しており、未利用の光ファイバーの通信事業者等への開放も含め、県内地域間の情報格差の是正、各地域の振興・活性化に貢献してきた。しかしながら、当該インフラも構築から20年を経過しており、また5Gや衛星通信をはじめとする無線技術の進展もあり、今後長期的な観点から、大分県全体でのDX推進に大きく寄与するための通信インフラの在り方を改めて検討すべき時期が到来している。そのような状況の中で、県を含めた行政機関には、必ずしも通信技術に関する知見が蓄積されているとはいえない。

更に、地域DX施策による地域課題の解決にあたっては、その最適な手法を再検討し、より広域的な課題を、複数自治体が共同で解決していくことが求められる。先述のとおり、人口減少が今後も加速し、より少ない行政職員でより過疎化の進んだ地域の課題を解決することは困難を極めることとなる。そのため、県・市町村ともに既存の行政運営の延長では立ち行かず、特に、交通や観光等の受益者が市町村を跨る政策領域において、より広域的に課題を捉え複数の自治体で共同の施策を実施していくことが重要である。このような状況下で、こういった課題を市町村が抱えており、デジタル技術を如何なる形で活用することがその解決に資するかを把握するには、行政組織、またその中の部局を横断的に俯瞰し、かつ外部の視点を取り入れた検討が必要となる。

また、教育分野では、1人1台端末の活用が進む中、ICT活用が目的化し、「資質・能力の育成」が十分に実現されていない場面がある。児童生徒の情報活用能力向上が急務であり、特にデータ利活用や生成AI等の先端技術を効果的に活用した教育推進が求められる。情報発信の影響や権利理解を深め、情報モラルやデジタル・シティズンシップ教育を強化し、児童生徒が情報を正しく活用し社会貢献できる力を育むことが重要である。一方、生成AI等の教育利用は、著作権や個人情報保護、そして児童生徒の倫理観育成といった課題を内包している。また、これらの技術を安全に活用するためには、最新のサイバー攻撃にも対応可能な強固な情報セキュリティ体制の構築が急務である。さらに、教職員の業務効率化と教育サービスの質向上を目指し、校務支援システムのクラウド移行も重要な課題となっている。しかしながら、これらの取組を推進する上で不可欠な生成AI、情報セキュリティ、クラウド技術に関する専門的な知識や実践的なノウハウは、必ずしも教育現場に十分に蓄積されているとは言えない。特に、急速に変化する技術動向への対応や、具体的な導入・運用に関する知見の不足が顕著である。

これらの課題意識の下、県内2市町がそれぞれ掲げるテーマに沿ってモデル事例を創出し、横展開を目指すとともに、市町村ニーズや潜在的ニーズ、効果、実現可能性等を勘案し、共通化、さらにその先の共同化の取組のロードマップ等を令和7年度中に策定し、そのロードマップに対応できるDX推進体制を構築し、取組を加速したい。さらに次世代の通信インフラの在り方や、地域課題解決のためのDX施策についても同様で、

市町村の現場ニーズを把握し、その解決となるモデル事業を創出しつつ、大分県内の全体最適に資する広域政策を実現していくための体制を構築する。

なお、大分県においては令和7年4月1日より、本県のデジタル政策を総合的に推進するため、「デジタル政策課」を新設する予定である。準公共分野のDXに注力し、今後5年間でデジタル先進県となることを目標としており、令和8年度までに県民に見える形での一定の成果を創出する必要がある。準公共分野には、医療保険、介護、教育、こども政策、交通・観光等の県民の「暮らし」に密接な政策分野が含まれ、これら政策分野は、基礎自治体である市町村が担う役割も大きく、県と市町村による広域的な協力体制を構築することが不可欠である。

〈2市町が取り組む課題〉

①臼杵市：「窓口DX」で市民の利便性向上

当市は臼杵地域と野津地域の2か所に庁舎を持つ2庁舎制を採用しており、窓口業務についてもそれぞれで実施をしている。さらに、子育て業務、水道・建設業務を取り扱う部署は、それぞれ庁舎から離れた場所に執務室を構えている状況である。そのため、子育て世代の転入など一部の窓口サービスにおいては、来庁いただく場所が異なる場合、庁舎を跨る手続きとなる場合があり、市民に大きな負担が発生している。また、市民の高齢化も進み運転免許証の返納などにより移動手段が限られているため、市役所に行くこと自体が高いハードルとなっている市民も多く存在している。

市民の利便性が向上し、職員の負担軽減につながる、だれ一人取り残さない窓口業務の改革を実施したいと考えているが、通常業務に日々追われ、また窓口業務改革を実施する知見・ノウハウが不足しているため、これらの取組が進んでいない状況である。

このため、先進事例をそのまま当てはめるのではなく、当市の窓口の状況や課題を踏まえ、市民が求めるサービス像の把握や知見・ノウハウを持つ外部の専門家からの客観的な意見を反映させたサービス設計を行いたい。

②日出町：日出町DX推進計画に基づいた「フロントヤード改革」等による住民利便性向上・行政サービス向上

当町は、大分県北東部に位置する人口約28,000人の町で、良好な生活環境や交通の要衝であることなどによって近隣市町村と比較し、年少人口や生産年齢人口の割合の高さに特徴を持っている自治体である。

一方、人口については平成24年以降、減少が続き、更なる少子高齢化や人口減少社会を見据えると、これまでどおりの行政運営では近い将来、行政サービスの維持・向上を図っていくことが困難になる恐れがある。このため当町では、「町民サービスの利便性の向上」と「行政事務の一層の効率化」を図り、すべての町民が安心・便利で生活の豊かさを実感できるデジタル役場の実現を目指して「日出町DX推進計画 (https://www.town.hiji.lg.jp/gyoseijoho/DX_digital_transformation/2146.html)」を策定したうえで、「自治体の行政手続きのオンライン化」や「自治体フロントヤード改革の推進」、「ペーパーレス推進のための庁内環境整備」などの13の重点取組事項の実施を進めているところであり、それぞれへの課題も顕在化し、解決を一步ずつ行っているところである。

また、これらの取組を持続可能なものとするため、デジタル人材の育成においては、令和5年11月に、日出町職員デジタル人材育成計画を策定し、職位や役割に応じて必要な人材像を規定し、育成を進めているところである。

現在の課題としては、きわめて限られたリソースの中で、かつ、DX推進に関する知見やノウハウが不足する中で、上記2つの計画に基づいたDX推進を効果的・効率的に行うことができていないことが挙げられる。本事業により、当町職員にはない独自の視点をもって、地域の課題の把握を行うとともに、計画に基づいた実効的な事業展開への支援を受けることにより、効果的・効率的なDX推進を図り、持続可能な行政組織への転換を図っていく。

(2) 伴走支援の内容

①地域DX推進体制の構築支援

<県>

○市町村の行政DX推進を都道府県が支援する方策の検討補助

前述したとおり、「共通化」「広域通信インフラ」「広域的な地域DX」の取組を推進し、県全体としての全体最適を継続的に追求していくことが、長期的に県民生活・経済の向上に資すると考えており、広域行政である大分県においては、大分県全体で広域的なDX施策を実現するための体制構築を行う。そのため、伴走支援事業者の持つ知見・ノウハウの移転を目的として、以下のイ～ホの伴走支援を希望し、特にコストの低廉化、規模の経済、ネットワーク効果が働く広域連携に適した施策を抽出、実現に向けた具体的なロードマップや必要な体制の整理を行うものとする。

イ システムやICTツール等のデジタル基盤の共同調達・共通化に向けたロードマップ作成等支援

現状、大分県と各市町村の協働により、一部の業務改善ツールやシステム、インフラ（ガバメントクラウド接続線等）を共同調達しているものの、今後は効率性の観点からその対象を大幅に拡大する必要がある。しかしながら、各自治体で導入しているシステム等はその更改時期や契約形態が様々であることから、既存のシステム等から共同システム等に移管するには、各市町村のニーズや財政状況も踏まえた綿密な計画が必要となる。そのため、本年度は本事業の伴走支援により、以下の取組を行い、令和8年度以降は可能な限り自走的に共同調達・共通化が進むような体制構築を行う。

- ・共同調達に向けた具体的な検討スキームの整理
- ・市町村ニーズ等を把握し、施策効果の高い共同調達・共通化の対象候補を整理
- ・上記対象候補の一つとしてブロックチェーン等を活用した安価でセキュアなデジタル証明書の発行に向けた検討
- ・「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」等を参考に優先順位等を整理した共同調達、共通化のロードマップ作成
- ・上記ロードマップ実現のための推進体制（県及び市町村の役割分担や費用負担等）整理
- ・共同調達については、令和8年度に調達すべき案件を選定し、令和8年度予算要求に向けて、令和7年10月までに仕様書（案）の作成を目指す

- ・上記に併せて、20 業務のシステム標準化、ガバメントクラウドへの移行についても、各市町村の取組状況及び関係ベンダー調整等を含め、安定的なシステム稼働までを視野に入れたスケジュール管理等への支援

ロ 各市町村が策定予定の人材育成・確保基本方針（デジタル部分）等に基づいた人材育成計画策定支援

- ・市町村の人材育成・確保基本方針（デジタル部分）の策定等に向けた支援（令和7年度上半期を目標）
- ・上記方針の記載事項の達成に向けた、市町村内の担当課の役割分担、実行計画の明確化を支援（令和7年度内）
- ・デジタル人材の類型ごとに目標レベルとそのレベル達成に向けた具体的な育成手法（研修等）を体系的に整理
- ・広域的に共同で実施すべき育成手法を抽出
- ・広域的な人材育成のための推進体制（県及び市町村の役割分担や費用負担等）整理

※本取組は市町村行政 DX 推進会議の下部組織である「人材育成・確保検討部会（構成員：各市町村の情報部門担当課長及び人事・人材育成部門担当課長、県総務部審議監）」で検討を進める予定。

※なお、県では令和6年度中に人事課及び電子自治体推進課で連携の上、人材育成・確保基本方針を策定予定であり、令和7年度に両課で連携して当該方針に基づく「研修体系（スキルマップ）」を整理することとしている。そのため、効率的・効果的な市町村の人材育成計画の策定支援に向けて、県のスキルマップとの連携した作成支援を行うことを前提とする。

ハ 広域通信インフラの在り方に関する検討

- ・令和7年度中に、各市町村における地域振興・活性化に求められる通信インフラ需要や、情報格差の是正状況を整理。
- ・上記で整理した状況を踏まえ、今後長期的な観点から大分県に求められる通信インフラの在り方を検討し、その実現のためのロードマップや体制を策定する。その際、既存のインフラシステム（有線が中心）の延長ではなく、無線通信・衛星通信等の最新技術の動向も踏まえ、今後20年、30年の運用やニーズを考慮した未来志向の検討を実施する必要がある、そのための体制を構築する必要がある。令和7年度内に、県内各地域のニーズを取りまとめ、必要な検討項目を整理、各項目について何年度までに詳細な検討を完了させるかのロードマップを策定。

ニ 広域的な地域 DX 施策の検討

- ・本事業においては、施策の受益者が複数市町村に跨ること等から、単一市町村ではなく広域的な連携によって施策の費用対効果が增大するプロジェクトに焦点を当て、県庁内の各部局の検討状況、各市町村の需要を踏まえつつ課題を整理することとする。
- ・令和7年度中に、県及び各市町村の予算状況等を踏まえ、「準公共分野」における政策の優先順位を整理し、必要な各分野のDX関連施策を抽出し、施策実現までのロードマップ作成を行う。また、施策の実現に向けた、効果的な県庁内のとりまとめ及び

市町村との協力体制を整理する。

- ・政策分野は上記の検討に基づいて優先順位付けを行うこととなるが、優先分野としては、例えばこども政策 DX や観光 DX 等が挙げられる。前者については、大分県として「子育て満足度日本一」を掲げているところであり、出生届等の手続き電子化等の子育て家庭の手続負担を軽減する取組みと、保育所、放課後児童クラブ等の子育て関連事業者や市町村の事務負担（※子供関連の手続きは主として基礎自治体が担っている。）を軽減する取組みの二つの側面から、デジタル化を推進する必要がある。そのため、こども家庭庁の取組方針（こども政策 DX の推進に向けた取組方針 2024）に沿い、県内でデジタル化を推進する余地のある事業、業務を洗い出し、何年度までにどのような DX を実現するかロードマップを策定し、県庁、市町村、各事業者に求められる取組事項を整理する（令和 7 年度中）。
- ・後者について、本県においては観光関連データの一元集約、分析、可視化を行うための「観光データマネジメントプラットフォーム」を令和 7 年度に構築予定である。しかしながら、当該プラットフォームを各市町村の観光政策担当課による具体的な政策、観光関連事業者の具体的な取組みに結びつけることができるかについては、更なる検討が必要なほか、データを活用した政策立案（EBPM）について、県及び各市町村において十分な知見が蓄積されているとは言い難い。そのため、本事業での業務補助を活用し、当該プラットフォームの構築が完了する令和 7 年度中に、当該プラットフォームを施策立案に活用できるための体制整備（各市町村担当課の役割明確化、データ活用に関する知見の向上等）を行う。

ホ 市町村行政 DX 推進会議等、上記イ～ニについて県・市町村が共同で議論する枠組みへの参画、貢献

- ・各種会議や打合せへの参画や会議資料等の作成支援
- ・各市町村訪問、個別調整への参画

※上記イ～ホの取組を進めるにあたっては、大分県職員が実施主体として主導的な役割を担うが、各取組に対して一定の知見・ノウハウを有し、アドバイザーとしての立ち位置にとどまらず、各取組の県職員担当者（係長級等を想定）と連携して一緒に現場に出向いて一緒に汗をかきながら伴走いただける支援を希望する。

②地域 DX の推進支援

＜県＞

○地域 DX に係る課題整理や取組方針策定の補助

イ 教育分野における生成 AI の利活用に関するガイドライン改定等とシステムクラウド化に向けた支援

文部科学省が策定している「生成 AI の利活用に関するガイドライン」及び「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が令和 6 年度に改訂され、令和 7 年度中に大分県も改訂を行うため、生成 AI の利活用に関する具体的な指針や県内の教育現場におけるセキュリティポリシー策定の支援を希望する。特に、児童・生徒の情報リテ

ラシー向上とリスク管理の両立、実際の教育現場での試行導入と効果検証について、専門的な知見とノウハウの提供を希望する。ただし、教育現場の知見については、学校現場職員等がサポートを行う。また、教育セキュリティポリシー改定においては、クラウドサービスの安全な利用、個人情報保護、最新のサイバー攻撃への対策など、具体的なセキュリティ対策の検討についての支援及び市町村教育委員会からのニーズに応じた支援を希望する。

さらに、令和8年度までに次世代の校務支援システムの導入に向けた検討を進めていく必要がある。大分県では教職員の業務効率化と教育サービスの向上を目指し、校務支援システムのクラウド型への移行を推進するため、システム移行におけるセキュリティ対策、データ移行、教職員への研修、運用体制の構築など、具体的な計画策定等の支援を希望する。

ロ 2市町の取組を横展開するに向けた支援

各市町村がシステム等を実装するにあたっては、「身近な市町村において導入され、かつその効果を見極めた上で、導入を検討したい」といった声がある。このため、先進的に取り組む意思のある県内2市町がそれぞれ掲げるテーマに沿ってモデル事例を創出し、そのモデルを共同調達等によって県内他市町村に横展開することを目指すための支援を希望する。

また、2市町の地域課題を解決するにあたっては、各市町担当者のDXに関する知見向上が求められる。そのため、各市町の希望する伴走支援内容に沿った形で、各担当者や関係する職員への研修等、知見の向上のための支援を希望する。その中で、広域的な人材育成のための推進体制の在り方を全県的に検討するにあたっての課題等を整理し、最終的な横展開を目指す。

<2市町>

各市町が希望する伴走支援の内容は下記のとおり。各市町に派遣いただく人材は、各々が掲げる課題に一定の知見を有し、行政支援経験もある専門家が望ましいが、それ以上に、関係者と密にコミュニケーションを取り、現場のコーディネートができる人材であることを希望する。また、各市町村の抱える課題を具体的な事例を通じて解決していく中で、それらを一般化し、他市町村のモデル事業として展開することで、広域的なDX施策による効率化を図ることが求められる。そのため、現場の課題解決を担う実務レベルの担当者でありつつも、県政全体というマクロな視点を持って業務に取り組んでいただける方が望ましい。

イ 臼杵市

新規の職員採用も厳しいなか、職員数の減少や日常業務のひっ迫など、新たな課題への対応が困難な状況となっている。加速化する少子高齢化への対策として、DX推進の意義を的確に踏まえ、現状を把握し、幅広い部門にまたがり多数の関係者との調整を要する行政DXの取組を外部の専門家の協力を得て実施したい。

当市は、令和6年度より各種証明書発行場所の集約、転入、転出、転居、おくやみ手続、国保加入脱退、年金届出に対する窓口業務改革（フロントヤード改革）を行い総合窓口に向けて取り組んでいる。しかしながら、フロントとバックの切り分けや、窓口業務を遂行する上で、市民と職員の双方の利便性を高めるサービス設計、そのための市役

所の組織の在り方の検討については未着手の状況である。窓口 DX を発展させるためにも、市民ニーズの調査等を通じた現状の可視化と分析、関係者の取組を進める上での具体的な合意形成、課題の優先順位付け、仮説検証を含めた課題解決策の検討等、これらを踏まえた実施計画の策定に支援いただくとともに、将来的に職員の手で行えるよう、DX 推進人材の育成を併せて行うことで本事業完了後も DX 推進を加速化できる体制の構築を目指したい。

また、これらを進めるために臼杵市 DX 推進本部会議や定例課長会の場においても専門家の立場で DX 推進の意義や進め方の勉強会を実施いただきたい。

ロ 日出町

DX 推進にあたっては、日出町 DX 推進計画に基づき実施しているが、限られたリソースの中で効果的かつ効率的に実施していくことに苦慮している。そのため、当該計画に規定する 13 の重点取組事項のうち、町として対応すべき課題の優先順位をつけて推進していくために、課題の抽出及び明確化についての支援を希望する。

日出町 DX 推進計画について、令和 7 年度が最終年度にあたり、前記の課題の抽出及び明確化から得られたフィードバックを活かした、実効性のある次期計画を策定するために、専門的見地から全国的な情報を集約し、当町への個別最適な助言及び伴走支援を希望する。

また、令和 7 年度においては、フロントヤード改革の 1 つとして、おくやみワンストップ窓口の構築・運用開始を行う予定であり、各手続を所管する住民生活課、健康増進課及び介護福祉課など複数の所属で連携して構築を進めていく必要がある。このため、構築段階のみならず運用段階における課題について、複数所属と調整しながら、住民の利便性と業務の効率化の効果を最大化するための専門的見地からの助言及び伴走支援を希望する。日出町 DX 推進計画の自治体の行政手続きのオンライン化など他の重点取組事項についても、前記の優先順位に基づき同様の支援を希望する。

DX 推進にあたっては、情報政策部門だけではなく、各業務担当課の DX マインドの醸成とデジタルスキルの向上が必須である。町としては、日出町職員デジタル人材育成計画に基づき、外部人材を活用しながら、育成を進めていく予定であり、本支援と相互連携を行い、町としてより効果的な DX 推進を図る。

(3) 伴走支援を受けるに当たっての都道府県及び市区町村の役割分担

< 県の役割 >

大分県電子自治体推進課（本県のデジタル政策を総合的に推進するため、令和 7 年度より「デジタル政策課」に組織改正予定）は、本プロジェクトの実施責任者であり、本事業事務局や伴走支援事業者、連携市町村との連絡・調整等を担当する。さらに、県内市町村の人材・財政支援等を所管する「市町村振興課」や県の人材育成等を所管する「人事課」、教育分野においては、大分県教育庁教育デジタル改革室（GIGA スクール構想や教育データの利活用などを全庁体制で強力に推進するため、令和 7 年度より「教育 DX 推進課」に組織改正予定）、その他各地域 DX 政策を所管する政策担当課と連携しながら、各種会議の開催等を行い、県内の地域 DX 推進体制を拡充する役割を担う。

また、電子自治体推進課は、2市町における具体的な地域DXの取組を支援する。2市町の取組がモデルとして他市町村に横展開できるものになるよう助言すると共に、同じ課題を抱える他市町村とのマッチング、施策の広域連携による効率化等、モデルの横展開を支援する。

<2市町の役割>

2市町は、それぞれの課題解決に向けた地域DXのモデル創出に取り組む。住民のニーズ調査等を通じた地域課題やボトルネックの明確化、課題解決策の検討や計画づくり、持続可能なDXモデルの創出に向けた実証・実装、様々なステークホルダーとの協議・調整などを行う。

また、他市町村からのヒアリング希望等についても積極的に協力するとともに、本事業終了後の令和8年度以降においても県が主催する会議等での情報提供等に協力する。

(4) 伴走支援を受け入れる体制

駐在日数は応募時点の県及び各市町村の希望を記載。実際に必要な駐在日数は県及び各市町村の取組の状況に応じて変わり得るため、県・各市町村・伴走支援事業者の協議により都度調整を行うものとする。

<県及び2市町の共通事項>

- ・使用するパソコンはじめOA機器（LGWAN、インターネットへの接続が可能）複合機・什器を無償で利用可能とするほか、情報システムへのアクセス権の付与等については、情報セキュリティポリシーに基づいて、専門家からの支援内容に応じて検討させていただく。
- ・現地対応について、県庁から連携先の市町村等への移動や市役所、町役場から県庁や現場等への移動がある場合は、公用車等で送迎を行う体制を整える。

<県の受入態勢>

- ・3名以上4名以内（共同調達・共通化に向けたロードマップ作成及び人材育成計画策定支援担当1名、広域通信インフラの在り方に関する検討支援1名及び広域的な地域DX施策の検討及び教育分野の支援担当1名を想定しているが、伴走支援者の知見・ノウハウに応じて4名まで受け入れ可能）の受入を希望し、電子自治体推進課の執務スペース（専用席・PC有）に週5日駐在し、電子自治体推進課職員等に対する支援を行っていただくことを想定している。
- ・電子自治体推進課としては、10名（課長、デジタル政策監（令和7年度新設）、各班の課長補佐級4名、係長級及び主任・主事級4名）体制で受け入れ、課長補佐級が総括としての役割を担い、係長級を専属職員として本伴走支援事業に充て、DX推進に係る知見ノウハウの獲得を専門家からの伴走支援を受けながら実施する。

<2市町の受入体制>

①臼杵市

- ・1名の受入を希望し、総務課DX推進室の執務スペース（専用席・PC有）に週5日駐在し、当室職員に対する主に市民から見た窓口改革の助言及び効率的な組織、課題の

発見、解決策の支援を行っていただくことを想定している。

- ・総務課 DX 推進室としては、4名（課長、課長補佐級1名、主査級2名）体制で受け入れ、課長補佐級が総括としての役割を担い、主査級を専属職員として本伴走支援事業に充て、DX 推進に係る知見ノウハウの獲得を専門家からの伴走支援を受けながら実施する。

②日出町

- ・1名の受入を希望し、政策企画課の執務スペース（専用席・PC有）に週5日駐在し、政策企画課職員に対する支援を行っていただくことを想定している。
- ・政策企画課としては、6名（課長、デジタル戦略係の係長、主任級、主事級及び会計年度任用職員）体制で受け入れ、係長が総括としての役割を担い、主任級及び主事級を専属職員として本伴走支援事業に充て、DX 推進に係る知見ノウハウの獲得を専門家からの伴走支援を受けながら実施する。
- ・DX 推進の体制については、庁内の情報セキュリティ対策を総合的に実施する組織である「情報セキュリティ委員会」を中心に行っている。
- ・DX 推進体制の基盤となるデジタル人材の育成については、スマート自治体への転換を図る為の人材育成と体制構築を目的とした日出町職員デジタル人材育成計画を策定し職員の育成を図っており、特に、各所属から1名以上の参加による、デジタル技術の率先した習得やデジタル化の企画立案に対する意識醸成を目的とした部会を運営している。
- ・その他、庁内のDXをより促進させることを目的として、希望する職員が自由にDXやデジタルスキルに関する相談を行うことができるデジタル相談会（月に1回程度）や随時の各種学習会、オンライン研修などを実施している。

（5）伴走支援を受けた後の計画

<県>

支援を受けて策定した「共同調達・共通化に向けたロードマップ」、「人材育成計画」、「広域通信インフラ実現のためのロードマップ」及び「広域的な地域DX施策実現のためのロードマップ」また、支援によって得られた知見・ノウハウを活かして当該ロードマップ等の実現に取り組む。また、時代変化の速いDX分野において、適宜ロードマップの見直し等を行い、都度最適なものに見直していく。加えて、県庁内のデジタル関連政策推進に係る会議体、大分県電子自治体推進課協議会、または、市町村行政DX推進会議において進捗管理を行い、計画に沿ったスケジュールで対応していくことを担保していく。

また、連携市町村が実施したモデル事例に関しては、令和8年度以降の実装も想定されることから、実装の効果等を各種会議等で共有、必要に応じてマッチングを行い、他市町村の導入を後押ししていく。

教育分野においては、改訂した教育現場における生成AIの利用に関する具体的な指針を基に、児童・生徒の創造性育成と情報リテラシー向上を図り、個別最適化された学習や創造性育成を促すと同時に、教職員の負担軽減を目指す。加えて改訂した指針は市

町村教育委員会に情報提供するとともに、活用を支援することで義務教育の段階からの取組を促していく。

また、改訂した教育情報セキュリティポリシーや具体的なセキュリティ対策、支援によって得られた知見・ノウハウに基づき、最新の脅威に対応した強固なセキュリティ体制を構築するとともに、クラウドサービスの利用拡大や、個人情報保護に関する法規制の変更などを考慮した教職員・児童生徒への研修等を通じて情報セキュリティ意識向上を後押ししていく。これらの取り組みで得られた成果や知見を、市町村教育委員会と共有し、各市町村における情報セキュリティ対策の推進を支援していく。

さらに、支援を受けて策定した校務支援システムのクラウド型への移行に向けた具体的な計画に基づき、取組を進め、令和8年度中の実現を目指す。これにより、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を実現するとともに、データの一元管理と共有を促進し、教育現場における情報活用を高度化させる。これらの取り組みを通じて、教育現場におけるDXを加速させ、児童・生徒一人ひとりの学びを最大限に支援していく。

<2市町>

①臼杵市

窓口DXは単年度で完結しないと想定しており、本事業で発掘した課題と改革方針を基に引き続き取組を進める。また、本事業により育成されたDX推進人材を中心に進めることで、支援後も庁内で人材育成を行い、新たに発生する課題の発見及び解決を継続して図っていく。

さらに、上記課題について令和7年度改定予定の臼杵市DX推進計画に反映させることで、臼杵市DX推進本部の評価のもと、誰一人取り残さないDXの取組を逐次具体化し継続的な取り組みにしていく。

②日出町

日出町DX推進計画及び本事業で明確化された課題に基づくDXの効果的かつ効率的な推進と、デジタル人材の育成、の両輪を連携して実施する。

本事業で得られた知見・ノウハウについては、庁内で横展開し、庁内全体でのDX推進に繋げていくとともに、政策企画課職員においては、本事業の伴走支援から得た伴走支援に係るノウハウを、今後自らが各所属の伴走支援を行う際のスキルとして活用する。

また、本事業で得られた知見・ノウハウを、日出町DX推進計画の次期計画にフィードバックすることで、ロードマップ等を盛り込んだ実効的な次期計画の策定へ繋げる

(6) 公募中の伴走支援事業者からの問い合わせ先

電子自治体推進課 行政DX推進班・係長・佐藤一圭	
TEL	097-506-2080
メール	sato-ikkei_atmark_pref.oita.lg.jp

※ @を_atmark_と表記しています

別添 1-13 希望する伴走支援について（宮崎県）

1. 申請主体

宮崎県

2. 連携地域

三股町、国富町、門川町

3. 想定する DX 推進体制の名称（既存の DX 推進体制を拡充しようとしている場合に限る。）

宮崎県市町村 IT 推進連絡協議会、データ利活用・連携に係る研究会

4. 希望する伴走支援について

（1）応募時点の課題

- 市町村における DX 推進を支援するため、これまで、県では、市町村の首長を対象にした DX 講演会や、幹部職員向けや一般職員向けなど役職に応じた研修等を開催し、市町村におけるデジタル化の推進に係る意識の醸成に取り組んできたところであるが、研修等によりデジタル化の重要性を認識しても、人材や財源の問題により、必ずしもデジタル化の実装に繋がらないという状況がある。
- さらに、県は、令和 4 年度から民間事業者に委託し、市町村における DX 推進に向けた意識醸成をはじめ、行政手続のオンライン化、システム標準化・共通化の支援や相談窓口の設置など、市町村への伴走支援を実施してきたが、体制や人員の問題により、市町村によって取組に差が生じており、デジタル化の格差が広がりつつあると感じている。
- そこで、令和 6 年度には県デジタル推進課職員が全市町村を訪問し、DX の推進体制及びフロントヤード改革・バックヤード改革の状況や課題、必要とするデジタル人材等について意見交換を行った。概要は次のとおりである。

イ DX 推進体制について

- ・人口規模にかかわらず、一部の市町村では IT 企業との連携や委託による外部人材の活用、担当部署の新設など、推進体制の強化が図られている。

ロ 窓口 DX（フロントヤード改革）について

- ・窓口 DX については、事前に業務フローの見直し（市民目線での導線確認など）をしているところほど効果が高い印象である。システム導入ありきではなく、まずはすぐ取り組めるアナログ的な改善（表示の見直しなど）も重要と思われる。
- ・人口規模が大きい市を中心に取組が進められている。他方で、人口規模が小さい市町村は費用対効果の面から、大規模なシステムの導入には慎重で、人口規模に応じた窓口 DX のあり方について模索している状況である。

ハ バックヤード改革（内部事務の DX 化）について

- ・市町村によって取組に差はあるが、人口規模に関わらず生成 AI や BPA、ローコード・ノーコードツールなどの業務効率化のためのツールの導入が進められている。
- ・デジタルに苦手意識を持つ職員に対する普及・拡大が課題との声がある。まずはツールを活用して、業務効率化を体感してもらうための研修が必要と思われる。

二 必要となるデジタル人材について

- ・市町村で必要となるデジタル人材のイメージについて、BPR の視点で業務改善を行えるチャレンジ精神のある職員や、一定のデジタル知識をもって、ベンダーとのやりとりができる職員との意見があった。（必ずしも、高度な専門知識を有する人材が求められている訳ではない。）
- ・デジタル人材を内部で育成するためノウハウが必要との意見があった。
- ・情報部門の職員が、職員のデジタルツール利用のサポートに時間を取られおり、最低限のデジタルリテラシーが必要と感じている市町村があった。

- 特に小規模な市町村においては情報部門に人を割くことができず、標準化・共通化の対応を始め業務も増えている状況から、情報部門に大きな負荷がかかっていると聞いている。
- 自治体の規模や職員数に関わらず DX を推進するためには、情報部門だけでなく、組織全体を巻き込み、一般の職員をデジタルが活用できる人材として育成する必要があると考えるが、今回参加を表明した自治体において、人材育成に向けた計画を策定していたところ、庁内（特に幹部職員から）の理解が得られなかったために推進体制が整備できず、今年度の目標を下方修正した自治体もあった。このため、当事業で外部人材の専門家を活用することにより庁内での機運醸成を進めたい。
- なお、県庁においては、庁内 DX を牽引するためのデジタル人材を育成するため、令和6年度から各所属に DX 推進リーダーを配置し、さらに、令和7年度からは DX 推進リーダーを実務的にサポートするための DX 推進員を各所属に1名ずつ育成することとしている。これらの取組も市町村で参考にさせていただくため、情報交換ツール等を活用するなどし、県内市町村と連携してデジタル人材の育成を進めたい。
- また、地域 DX の取組についても、国の交付金等を活用して積極的に取り組んでいる市町村とそうでない市町村の差が広がりつつある。地域 DX の推進は、防災や医療・福祉等、様々な分野の所管課が、情報部門に技術的支援を受けつつ主体的に取り組む必要があるが、日常業務への対応に追われ、各分野における DX に関する知識を得られていないことや、財源確保への調整時間が取れないことなどにより進んでいないと考えられる。
- そのため、地域 DX の推進に向けた体制整備を支援するとともに、地域 DX 推進を検討するために不可欠となるデータ利活用を進めるための支援も必要であると考えている。

（2）伴走支援の内容

①地域 DX 推進体制の構築支援

イ 今回連携する市町村の DX 推進に向けた体制構築・人材育成支援

- ・本事業に参加する市町村においては、DXの推進にあたって、情報部門が主で動いており、部門間を連携した体制が整備されていない状況がある。そのため、まず、首長をはじめとした幹部職員の意識変革のための専門家との対話による支援や、自治体DX推進における個別の役職に応じた取組のあり方等を明確化するためのガイドラインの作成等をお願いしたい。
- ・各部門のDX推進リーダーの選定・育成支援や庁内DX推進マニュアルの策定など、庁内横断的なDX推進体制の整備に対する支援をお願いしたい。
- ・どのような自治体になりたいか、そのためにはどういうDXを推進するかという、明確なアウトカムを設定するにあたって、専門家と情報部門の職員が合同で首長等へのヒアリングを実施するほか、先進自治体との意見交換会の実施等をお願いしたい。
- ・デジタル化計画を策定する場合は、策定にあたってのロードマップの作成や先進事例の紹介、計画に盛り込む内容の検討の支援、KGI、KPI作成等の支援をお願いしたい。
- ・一般の職員が、DX推進の重要性について当事者意識を持って認識する必要があることから、DX推進の重要性を認識させるための研修やワークショップの実施など、一般職員の意識醸成に向けた研修実施に対する支援をお願いしたい。
- ・また、一般の職員は、デジタルに関する意識啓発だけでなく、例えばローコード・ノーコードツールや生成AI等、実際にデジタルツールを活用して効率化や省力化が達成されるなどの成功体験を得ることが非常に重要になると考えるので、ローコード・ノーコードツール、生成AI等の活用を実践する研修の開催や、デジタルツール活用による業務効率化の効果測定等に対する支援をお願いしたい。
- ・デジタルツールの導入や活用に向け、導入費用の積算や費用体効果の検討など、幹部職員や財政部門等を説得するためのプレゼンテーション資料作成への支援等をお願いしたい。
- ・また、今回の事業で得た成果について、次年度以降、他の市町村へ広げていきたいと考えていることから、スムーズに横展開するための知見やノウハウをマニュアル化、ガイドライン化するための支援を希望する。
- ・助言や施策の提案等のほか、アンケートやヒアリング等による地域課題の抽出や仕分け、課題の解決策の提示、財政部門や人事部門との調整、首長との協議、推進体制の強化にあたっての助言、資料作成など、幅広い支援を希望する。

ロ データ利活用・連携に係る研究会の効果的な運用とデータ連携基盤活用の方向性等の検討

- ・本県では、昨年11月、自治体におけるデータ活用・連携のメリットや重要性等について、意識醸成や基本的な知識の習得を図るとともに、データ活用のツールであるデータ連携基盤の県内における共同利用のあり方について研究することを目的に、県及び市町村共同で「データ利活用・連携に係る研究会」を立ち上げたところである。
- ・また、市町レベルでは、都城市、延岡市、都農町でデータ連携基盤を整備し、福祉部門を中心にデータ活用を進めており、また、県でも自殺対策に各種データを利活用出来ないか、今年度から研究グループを立ち上げ、分析を行っているところ。
- ・しかしながら、各市町村のデータ活用に対する意識の差が大きいと感じているので、意識の差の解消を図るための支援をお願いしたい。すべての市町村が一気に同じレベ

ルにステップアップすることは無いと考えており、研修やワークショップの開催により、段階的に意識醸成を図るための支援、データ連携基盤活用に向けた方向性の整理をお願いしたい。

ハ 宮崎縣市町村 IT 推進連絡協議会の体制強化に向けた支援

- ・ 県と市町村で構成する「宮崎縣市町村 IT 推進連絡協議会」の体制を強化し、本協議会が地域 DX の推進に寄与し、リーダーシップを発揮できるようになることを目指したい。組織体制のあり方についての助言をはじめ、地域課題の抽出手法や具体的解決策の提言等を希望する。
- ・ 各市町村との連携体制の構築に向け、運営体制の再編や連絡協議会の役割・機能の明確化、システムの共同調達・共同利用の推進、デジタルツール活用についての事例共有、地域 DX を推進するための共通プラットフォームの検討など、幅広い支援を希望する。

ニ 令和 8 年度以降の県による市町村支援体制の整備に向けた支援

- ・ 現在、本県では外部事業者へ委託し市町村支援を実施しているが、来年度末で事業の終期を迎えることから、市町村の DX 支援の主体を県職員が担うのか、民間の事業者等に委託するか、令和 8 年度以降の体制を整理し、人事部門や財政部門と協議を進める必要がある。
- ・ 体制の整備にあたって、市町村支援の主体を県職員、民間事業者それぞれにした場合の費用対効果や長期的視点で見た場合の影響など、専門家の視点からのアドバイスをいただきたい。また、人事部門や財政部門と協議するにあたってのプレゼンテーション資料作成に対する支援等をいただきたい。

②地域 DX の推進支援

- ・ 県・市町村における、医療や福祉などの分野における地域課題の把握や整理等を行うための支援をお願いしたい。県や市町村の該当する分野の所管所属等に対して、課題抽出のためのアンケート作成や実施、集計の支援、ヒアリングへの同席、課題の設定からアウトカムの設定まで、全般的な支援をお願いしたい。
- ・ また、地域課題の解決のためのデジタルを用いた手段について、ツール等の紹介や他地域における優良事例の紹介等をいただきたい。
- ・ さらに、地域課題解決に向けた自治体を越えたデータの連携について、「データ利活用・連携に係る研究会」を活用した取組を支援いただきたい。本県では、大学と連携して、データを活用した自殺対策の取組等を検討しているところであり、これらの取組の市町村への展開やユースケースの検討や事例の横展開、県が果たすべき役割や体制づくりの支援、ロードマップの作成、ステークホルダーの把握と連携体制の構築など、幅広い支援をお願いしたい。

(3) 伴走支援を受けるにあたっての都道府県及び市区町村の役割分担

① 宮崎県デジタル推進課

- ・本事業で派遣される専門家の知見をより効果的に本県に落とし込み、次年度以降の展開につなげるため、市町村、派遣された専門家だけでなく、県の市町村支援事業の委託事業者や県のデジタル化戦略アドバイザー等と定期的に直接意見交換する機会を設ける。
- ・また、デジタル推進課が属する総合政策部の部局長を始めとした県の幹部職員に定例報告を行う場を設け、事業の展開状況について意識の共有を図るとともに、市町村担当課や中山間地域支援所管課、地域課題の所管課など、県庁内の関係課と知見を共有する。
- ・支援者の作成するスケジュールを共有し、今回連携する市町村と解決に向けた取組をとりまとめる。
- ・県・市町村で運営する「宮崎縣市町村 IT 推進連絡協議会」や「データ利活用・連携に係る研究会」について、地域 DX 推進の中核を担う組織へと進化させるため、派遣された専門家の助言等を参考に、体制変更に向け、全市町村との課題意識の共有や、体制変更の協議、調整等を行う。
- ・地域 DX 推進にあたっては、防災や医療・福祉部門など、地域の課題となる分野における県の所管所属との連携や知見の共有を図る。

② 今回連携する市町村の情報所管課

- ・本事業で明らかになった DX 推進体制の課題について、首長を始めとした組織の幹部職員で共有するための場の設定を行う。また、一般職員に対しても、派遣された専門家の支援により研修等を実施するなど、自治体内での問題意識の共有を図る。また、派遣された専門家と連携して解決策の検討を行うとともに、人事部門や財政部門、行革の所管部門と協議する場を設ける。
- ・職員の DX 推進に向けた意識醸成に向け、派遣された専門家や県と協力して研修等の企画を行うとともに、首長をはじめとした幹部職員に対しても意識醸成の機会を設ける。
- ・ローコード・ノーコードツールや生成 AI などのデジタルツールの導入に向け検討を行う。まずは特定の部署で試験的に導入し、後年度の全庁展開に向けて実証を行う。実証の結果得られた成果については、庁内で情報共有する機会を設ける。
- ・「宮崎縣市町村 IT 推進連絡協議会」や「データ利活用・連携に係る研究会」の運営について、県と積極的に連携し、システムの共同利用・共同調達や、デジタル人材の県市町村共同での育成・確保、自治体フロントヤード改革、データを活用した施策の推進など、県と市町村が連携して地域 DX を進めるための取組を行う。

(4) 伴走支援を受け入れる体制

- ・県デジタル推進課に伴走支援者が常駐する環境を設ける。職員は、伴走支援者とともに市町村を訪問し又はオンラインにより、DX 推進に向けた支援を行う。
- ・デジタル推進課では、地域 DX 推進の担当として4名の課員を配置している。担当リーダーは課長補佐級職員とし、本事業の総括担当として意思決定を行うほか、責任者として派遣された専門家との連携やプロジェクト管理、問題発生時の対応、リソース

の管理等を行う。また、必要に応じて人事課や財政課との調整役も担う。課員 3 名のうち、1 名を本事業の主担当者に充てる。

- ・県より PC を貸与し、庁内ネットワークやプリンタを利用するためのアカウントを付与する。
- ・今回連携する市町村において、本事業に対応する職員を 2 名程度確保する（他業務との兼務を想定）。専門家との連絡調整、専門家や県の職員が市町村を訪問する際の会議室の確保、専門家が市町村で業務を行う際の業務スペースの確保、職員向け研修会の運営等を行う。

（５）伴走支援を受けた後の計画

- 県は、引き続き地域 DX 推進に向けた市町村との連携強化や、DX 推進に必要なデジタル人材育成など推進体制の構築・強化を進めていく。今回連携対象ではない市町村に対して、県及び今回連携する市町村に蓄積した地域 DX 推進に必要な知識や技術、ノウハウを共有し、県全体の DX を推進する。具体的な対策については以下のとおり。

① 市町村における DX 推進体制の構築支援

- ・DX に対する市町村からの要望等に対し、対応できる体制を構築する。首長・幹部職員向けの意識改革の促進や、一般職員向けに DX の意義や目的を理解するための研修やワークショップを実施するなど、市町村の DX 推進体制の構築に向けた支援を行うとともに、支援ノウハウの県への蓄積と持続可能な市町村支援体制の確立を図る。
- ・電子申請やオンライン窓口の整備、AI・RPA を活用した業務効率化、ローコード・ノーコードツールの導入など、デジタル技術の導入・活用に向けた支援を行う。

② 人材育成・スキル向上支援

- ・DX 推進を担う市町村職員向けに、研修プログラムの提供（ローコード開発、データ分析、AI 活用など）を行うほか、実践的なワークショップやハンズオン研修を通じたデジタルツールの習得を通じて、デジタル化の成功体験を蓄積するための支援を行う。
- 今回連携する市町村においては、役場内における DX 推進に対する意識醸成を継続して行うとともに、フロントヤード改革などの自治体 DX の推進を図る。また、県とも連携し、地域 DX に向けた役場内の体制整備や外部のステークホルダーとの連携を進めるとともに、データ活用・連携等の検討を積極的に行う。
- 「宮崎県市町村 IT 推進連絡協議会」について、本事業の成果を元に体制の強化を図り、他自治体とのノウハウ共有・横展開や、施設予約システムなどの汎用的なシステムの共同調達・共同利用、ローコード・ノーコードツールや生成 AI の市町村への導入促進など、自治体 DX 推進に向けた取組を加速させる。また全県的な地域 DX の推進に向け、先進的な取り組みを行う自治体の取組を横展開できるような体制整備に取り組む。
- 「データ利活用・連携に係る研究会」を活用し、研修やワークショップ、他の自治体等における成功事例の講演等を継続して開催することで、全市町村におけるデータ活

用に対する意識のレベルアップを図るとともに、本事業で整理した地域課題の解決に向け、本事業に参加していない市町村との連携に向けた協議を進める。

- 以上のような取組を通して、県全体での地域 DX の更なる推進を図り、今後の社会変化や技術進化に対応し行政サービスの向上や効率化を実現するためのプラットフォームを作ることを目指す。

(6) 公募中の伴走支援事業者からの問い合わせ先

デジタル推進課 デジタル戦略推進担当 リーダー 南村 正悟	
TEL	0985-26-7046
メール	digital-suishin_atmark_pref.miyazaki.lg.jp

※ @を_atmark_と表記しています

別添 1-14 希望する伴走支援について（沖縄県）

1. 申請主体

沖縄県

2. 連携地域

恩納村、宜野座村、金武町

3. 想定する DX 推進体制の名称（既存の DX 推進体制を拡充しようとしている場合に限る。）

（特になし）

4. 希望する伴走支援について

（1）応募時点の課題

沖縄県内は、人口 15,000 人未満の小規模自治体が全体の約 60%を占めており、それぞれが地域 DX の推進に課題を抱えている。しかし、小規模自治体がゆえに、デジタル人材が十分におらず、DX 推進が満足にできない状況がある。沖縄県としては小規模自治体における DX 推進のノウハウを蓄積し、それをもとに自治体の DX 推進を支援する必要があると考える。

今回の連携地域である金武町、恩納村、宜野座村（以下、「3 町村」という。）は、地理的に隣接した、いずれも人口 6,000 人～12,000 人の自治体であり、それぞれが地域課題を抱えつつも、小規模自治体/近隣自治体としての共通する課題も多い。詳細として以下のような課題を抱えており、外部支援を受けながら地域 DX の推進体制を構築する必要がある。合わせて、沖縄県としても今回の事業のノウハウを県内市町村へ横展開し、新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画で掲げる「安心・安全で幸福が実感できる島」の形成にデジタル技術の面から貢献することを目指したい。

① 地域課題

イ 共通課題：住民サービスの向上

3 町村において行政サービスのデジタル化が十分に進んでおらず、住民の利便性向上に向けた取り組みが求められている。

特に、窓口業務の効率化や手続きの簡素化が課題となっており、オンライン申請の導入、多言語対応の強化など、デジタル技術を活用した住民サービスの向上が急務である。また、少子高齢化等の地域特性を踏まえた行政サービスの提供や、観光・防災といった他分野への展開も視野に入れる必要がある。

ロ 個別課題

【金武町】

令和 9 年度に新庁舎への移転を予定しており、新たな庁舎環境において最適な住民向

け行政サービスの検討・構築が必要である。住民の高齢化が進む中、特に、窓口業務の効率化や手続きの負担軽減を図るとともに、地域交通等の課題についてもデジタル技術を活用した有効な施策を検討する必要がある。

【恩納村】

外国人の住民や観光客が多くなっていく一方で、行政サービスや防災対応の多言語化に課題が多く、適切な情報提供が求められている。また、住民や観光客が円滑に必要な情報を得られる仕組みを整備し、窓口業務を含む行政サービスにおいてもデジタル技術を活用した利便性向上策を検討する必要がある。

【宜野座村】

総務課の電算担当職員が他の業務も兼務しているため、DX 推進まで手が回らずに他自治体と比べてかなり遅れを取っている状況である。そのため DX 推進体制の強化に加え、庁内職員の DX に対する意識を高めていく必要がある。また、どの分野から取り組むべきか、DX 推進により地域課題の解決につながる分野を特定することも重要と考えている。明確な課題としては DX 体制強化や住民サービスが挙げられ、デジタル技術を活用する方向性を検討し、他自治体の事例を参考にしながら、実現可能な DX 施策を策定する必要がある。

② 人材面での課題（3町村共通）

イ DX 推進人材の不足

3町村ともに DX に関する専門知識を有する職員が不足しており、地域 DX 推進を担う体制が整っていない。

特に小規模自治体であるため、限られた人員で業務を遂行しているため対策が必要である。

ロ 庁内のデジタルリテラシー向上

現在、県が実施する DX 研修等の受講を進めているものの、町村職員のデジタルリテラシー向上に向けた体系的な研修や人材育成の仕組みが整備されておらず、DX を推進するための基盤が脆弱である。

各町村での DX 推進担当者の育成とともに、庁内での意識改革が必要とされている。

③ 地域 DX 推進体制の確立に向けた課題（3町村で実施する意義）

3町村は、それぞれ異なる課題を抱えながらも、地域 DX の推進を共通の目標としている。しかし、DX 推進に必要な人材・リソースが限られており、各町村が個別に対応することで十分な成果を上げにくい状況にある。

また、DX 推進には住民サービス、観光、防災、交通など多様な行政分野が関わるが、庁内の役割分担や連携体制が明確でなく、分野ごとの個別対応にとどまっている。さらに、町村単独での取組では、コストや業務負担の面で効率化しにくいという課題もある。

また、3町村が共同で運営する金武地区消防衛生組合では、防災・救急業務のデジタル化が求められており、広域的な課題に対して DX の視点を取り入れた改善が必要とされている。こうした組織横断的な取組を進める上でも、3町村が連携し、共通する課題に協力して取り組む意義は大きい。

本事業を通じて、DX 推進人材の育成や官民連携を強化し、3町村が一体となって地域 DX を推進する仕組みを構築したい。

④ 継続的な DX 推進面での課題

DX 施策を進めるための財政的な確保が十分でなく、外部からの支援を活用しながら持続可能な仕組みを構築する必要がある。

また DX 施策を単年度で終わらせず、中長期的に継続するための対策が必要。

(2) 伴走支援の内容

①地域 DX 推進体制の構築支援

3 町村は、地域 DX の推進に向け、伴走支援事業者の専門的な支援を受けながら、地域 DX 人材育成、業務改革（BPR）を通じた職員の DX 能力向上/業務の効率化を実施する。庁内の体制を整えた上で、地域のステークホルダーの巻き込み/検討を進め、地域 DX 推進の体制構築を進める。

イ 伴走支援の必要性

現在、3 町村はそれぞれ異なる課題を抱えているものの、共通する課題として「住民サービスの向上」と「地域課題の解決に向けたデジタル活用」を掲げている。しかし、庁内の DX 推進体制の整備が十分でなく、DX を推進するための専門知識を持つ職員が不足している状況である。伴走支援事業者の協力を得ることで、庁内 DX の体制を強化し、DX 推進のための基盤を確立することで地域 DX の推進体制を構築したい。

本事業を通じて、3 町村の地域 DX 推進体制を整備し、DX 人材を育成することで、持続可能な DX 推進基盤を確立する。さらに、今後優先的に実施する地域 DX 施策を明確化し、庁内外の関係者と協力しながら実装を進めていくことを伴走支援事業者と共に目指したい。

ロ 具体的な支援希望内容

●都道府県・市区町村の連携推進

a. 地域 DX の推進体制検討補助

- ・各町村で DX 推進担当者（DX リーダー）を選定し、庁内の役割分担を明確にする。その上で、庁内外の関係者と連携しながら、持続可能な DX 推進体制を構築する支援を伴走支援事業者をお願いしたい。
- ・DX 推進体制の検討にあたって、検討メンバーの DX リテラシーの向上が前段で必要であると考え。それにあたり研修/ワークショップによる支援を伴走支援事業者をお願いしたい。（内容の詳細については後述）
- ・地域 DX 推進体制の検討に十分な時間を確保するために、庁内業務のデジタル化（BPR）の方針を策定し、業務の効率化を実現するための支援を伴走支援事業者をお願いしたい。

b. 市区町村の DX 推進を都道府県が支援する方策の検討補助

- ・市町村の DX 推進を効果的に進めるためには、県の支援体制の強化/ノウハウの蓄積が重要であると考え。

県ではこれまでも支援員による伴走支援や県・市町村会議や圏域別 WG などの連携体制を構築してきたところだが、本事業において、さらに効果を高められるような仕

組みを構築できるよう支援いただきたい。

また、デジタル人材の継続的な確保・育成に向けた方策/具体施策の検討支援をお願いしたい。

●DX 推進人材の育成・連携方策の検討補助

a. 地域 DX の推進人材の育成・研修

- ・地域 DX 推進に必要なステークホルダーの洗い出しを実施し、育成方針の検討を伴走支援事業者をお願いしたい。
- ・必要に応じてステークホルダーの中心メンバーに対してワークショップやチームビルディングを実施し、地域 DX に向けた連携を進めたい。

b. 幹部職員・一般職員に対する研修

- ・職員のデジタルリテラシー向上研修の実施（庁内向け研修、実践的ワークショップなど）を支援してもらいたい。
- ・DX リーダー向けの伴走型研修を実施し、DX 推進担当者のスキル向上を支援してもらいたい。
- ・職員のデジタルスキル評価を実施し、スキルレベルに応じた研修プログラムを策定することを伴走支援事業者をお願いしたい。

●地域 DX に係る課題整理や取組方針策定の補助

a. 市区町村による地域課題の抽出・整理の補助

- ・伴走支援事業者の支援を受けながら、地域 DX の実施分野を整理し、優先課題を特定したい。
- ・地域住民や事業者のニーズ調査や他地域の成功事例の調査等を伴走支援事業者と共に行い、具体的な DX 施策の方向性を決定したい。

b. 当該地域課題を踏まえた市区町村による取組方針の検討の補助（DX 推進のロードマップ策定）

- ・3 町村における DX 推進の基本方針を整理し、短期・中長期のロードマップ策定に係る支援を伴走支援事業者をお願いしたい。これにより、各町村が個別に進める施策と共通施策を明確化し、効果的な地域 DX の実現を図ることを目的とする。
- ・具体的な施策の優先順位を決定し、実施可能な DX プロジェクトの設計を支援してもらいたい。
- ・地域 DX の推進において優先度の高い分野を特定し、伴走支援事業者の専門的な知見を活用しながら、DX 施策を具体化する支援をしてほしい。

なお、現時点で課題と感じているのは以下の4つの分野である。本課題を地域 DX 推進支援にて検討し、優先度の高い地域課題については解決に資する DX 施策を具体化し、持続可能な地域 DX の実現を目指したい。

○ 住民サービス DX

行政手続きのデジタル化が進んでおらず、住民の利便性向上が求められている。外国人住民の対応が課題となっており、多言語対応の強化が必要。

○ 防災 DX

近年多発する災害に備え、デジタルを活用した災害時における対策強化について、金武地区消防衛生組合と連携した検討が必要。

○ 交通 DX

公共交通機関が不足する中、高齢者、住民、観光客がより効率的に移動できるよう、交通 DX の導入が必要。

○ 観光 DX

恩納村を中心にインバウンド観光が活発だが、外国人向けの観光情報提供が十分でないため、観光客の移動手段や混雑緩和のためのデジタルツール活用が必要。

ハ 求める伴走支援事業者像

- ・地域 DX のビジョン策定や推進体制の構築において、自治体と協働しながら事業デザインを共に進めることができること
- ・官民が連携して議論する場の設置や、合意形成に向けたファシリテーションを主導できること
- ・将来的に必要となる官民のコンソーシアムにおいて主体的にその中心の事務局等を担う考えがあること
- ・沖縄県及び3町村の課題/ニーズを理解していること
- ・沖縄県及び3町村から信頼を得ている会社であること
- ・沖縄県に営業所がある会社であること

②地域 DX の推進支援

イ 具体的な支援希望内容（①から一部再掲）

●地域 DX に係る課題整理や取組方針策定の補助

a. 市区町村による地域課題の抽出・整理の補助

- ・伴走支援事業者の支援を受けながら、地域 DX の実施分野を整理し、優先課題を特定したい。
- ・地域住民や事業者のニーズ調査や他地域の成功事例の調査等を伴走支援事業者と共に行い、具体的な DX 施策の方向性を決定したい。

b. 当該地域課題を踏まえた市区町村による取組方針の検討の補助（DX 推進のロードマップ策定）

- ・3町村における DX 推進の基本方針を整理し、短期・中長期のロードマップ策定に係る支援を伴走支援事業者にお願いしたい。これにより、各町村が個別に進める施策と共通施策を明確化し、効果的な地域 DX の実現を図ることを目的とする。
- ・具体的な施策の優先順位を決定し、実施可能な DX プロジェクトの設計を支援してもらいたい。
- ・地域 DX の推進において優先度の高い分野を特定し、伴走支援事業者の専門的な知見を活用しながら、DX 施策を具体化する支援をしてほしい。

なお、現時点で課題と感じているのは以下の4つの分野である。本課題を地域 DX 推進支援にて検討し、優先度の高い地域課題については解決に資する DX 施策を具体化し、

持続可能な地域 DX の実現を目指したい。

○住民サービス DX

行政手続きのデジタル化が進んでおらず、住民の利便性向上が求められている。外国人住民の対応が課題となっており、多言語対応の強化が必要。

○防災 DX

近年多発する災害に備え、デジタルを活用した災害時における対策強化について、金武地区消防衛生組合と連携した検討が必要。

○交通 DX

公共交通機関が不足する中、高齢者、住民、観光客がより効率的に移動できるよう、交通 DX の導入が必要。

○観光 DX

恩納村を中心にインバウンド観光が活発だが、外国人向けの観光情報提供が十分でないため、観光客の移動手段や混雑緩和のためのデジタルツール活用が必要。

●DX 推進人材の育成・連携方策の検討補助（3町村合同）

a. 地域 DX の推進人材の育成・研修

- ・地域 DX 推進に必要なステークホルダーの洗い出しを実施し、育成方針の検討を伴走支援事業者をお願いしたい。
- ・必要に応じてステークホルダーの中心メンバーに対してワークショップやチームビルディングを実施し、地域 DX に向けた連携を進めたい。

b. 幹部職員・一般職員に対する研修

- ・職員のデジタルリテラシー向上研修の実施（庁内向け研修、実践的ワークショップなど）を支援してもらいたい。
- ・DX リーダー向けの伴走型研修を実施し、DX 推進担当者のスキル向上を支援してもらいたい。
- ・職員のデジタルスキル評価を実施し、スキルレベルに応じた研修プログラムを策定することを伴走支援事業者をお願いしたい。

□ 「地域 DX 推進体制の構築支援」との連携

地域 DX を進めるためには、DX 推進体制の構築が不可欠であり、「(2) ①（地域 DX 推進体制の構築支援）」で記載した取り組みと連携しながら進めたい。

- ・庁内 DX 推進体制の整備を通じて、DX リーダーを育成し、各分野の DX 施策の推進役を担う人材を確保したい。
- ・デジタル人材の育成を通じて、地域 DX の実施計画を策定し、伴走支援事業者と共に施策の実装に向けた準備を進めたい。
- ・3町村の連携を強化し、各自治体が共通する DX 施策を推進することで、持続可能な地域 DX の基盤を確立したい。

(3) 伴走支援を受けるに当たっての都道府県及び市区町村の役割分担

【沖縄県の役割】

沖縄県デジタル社会推進課は、市町村支援チーム4名（班長1、担当3）を配置しており、本事業において以下の役割を担う。

① 事業全体の統括・進行管理

- ・伴走支援事業者と3町村との連携を調整し、プロジェクトが円滑に進むよう支援する。
- ・3町村間の情報共有を促進し、自治体間の連携を強化する。

② DX推進に関する知見の蓄積と広域展開

- ・3町村での成功事例を県内全域へ横展開するほか、伴走支援事業者の知見やノウハウも生かしながら、県内市町村全体のDX推進を促進する。

③ 庁内横断的な調整

- ・DX推進には防災、観光、交通など複数の分野が関わるため、県庁内の関係部署と連携し、3町村の取組が各分野の施策と整合するよう調整する。
- ・3町村の取組状況を踏まえながら、県内他市町村への展開に向けて、県庁内の関係部署との情報共有や調整を行う。

【3町村の役割】

① DX推進体制の構築と推進

- ・DX推進担当者（DXリーダー）を選定し、DXの取組を推進する体制を整備する。
- ・伴走支援事業者と連携し、職員のデジタルリテラシー向上と業務改革（BPR）を推進する。
- ・3町村内の各部署と協力し、地域DX施策の具体的な計画を策定・実施する。
- ・3町村に必要な優先取り組みを伴走支援事業者と共に選定し、ソリューション実装計画の策定を検討する。

② 地域DX施策の推進

- ・3町村共通の課題として 行政手続きのデジタル化、窓口業務の効率化、外国人を含む住民・観光客向け情報提供の改善などの施策を推進する。
- ・各町村が抱える固有の課題（観光DX、防災DX、交通DXなど）について、伴走支援事業者と協力しながら具体的な施策を検討・実証する。

③ 庁内外の関係者との連携強化

- ・町村間の連携を強化し、3町村が共同で推進できるDX施策を検討する。
- ・民間企業や地域団体などステークホルダーの洗い出しに協力し、地域DXの取組を持続可能な形で推進する。
- ・県や他自治体との情報共有を積極的に行い、DX施策の広域展開に貢献する。

④ 効果測定と継続的な改善

- ・伴走支援事業者の支援のもと、DX施策の効果を測定し、継続的に改善を図る。
- ・住民や関係者のフィードバックを収集し、施策の調整・最適化を進める。

（4）伴走支援を受け入れる体制

① 伴走支援事業者の派遣体制と支援希望

3町村および沖縄県として、1～2名程度の専門家の派遣を希望し、対面・オンライン

ンを組み合わせながら伴走支援を実施する。特に、研修会や推進体制構築のためのワークショップの際には、現地で3名以上の支援を行うことを希望する。

② 沖縄県の受け入れ体制

- ・沖縄県デジタル社会推進課において伴走支援事業者を受け入れ、各事業担当課との連携調整を担うとともに、3町村のDX推進に向けた課題整理や解決策の検討を進める。
- ・各市町村のDX推進支援を円滑に行うため、関係各課との橋渡しを行い、必要に応じて庁内横断的な調整を実施する。
- ・伴走支援事業者と対面・オンラインを組み合わせながら協力し、市町村への支援を推進する。
- ・現地駐在は必ずしも必須としないが、定期的な会議（対面・オンライン問わず週1回程度）を実施し、事業の進捗や課題について議論する。

③ 3町村の受け入れ体制

DX推進を担う総務課等を中心に、伴走支援事業者を受け入れる。各町村において、以下の体制で伴走支援を活用する。

- ・週1～2回程度、伴走支援事業者のデスクを準備し対面での打ち合わせを実施し、課題のヒアリング、進捗報告、関係者との調整を行う。
- ・伴走支援事業者は、DX推進に必要な庁内業務改革（BPR）、研修、住民サービス向上に向けた施策の検討などをサポートする。
- ・3町村共通の課題については、合同の会議やワークショップを実施し、自治体間での情報共有を促進する。
- ・地域DXを進めるための地域課題の洗い出しを伴走支援事業者と実施・検討する。

（5）伴走支援を受けた後の計画

本事業を通じて、3町村のDX推進体制の整備とデジタル人材の育成を進め、地域DXを持続的に推進できる基盤を確立する。その上で、伴走支援期間終了後も、以下の方針に基づき、各町村が主体的に地域DXの実施を継続できるような体制を構築する。

【沖縄県の方針】

① 伴走支援後のDX推進体制

- ・デジタル社会推進課を中心に、3町村と継続的に連携できる体制・仕組みを作り、バックアップを続ける。
- ・県内他市町村からのDX推進の相談窓口を設置し、県内のDXを下支えできる体制を整える。
- ・具体的な地域社会DXの進め方について、県が県内市町村の相談に乗り、具体的な助言を行う体制を構築する。

②具体的なDX推進計画

イ 伴走事業者の支援ノウハウの吸収・展開

- ・専門人材の知見や支援ノウハウを他自治体へ活用し、沖縄県内のDX推進の加速に貢

献することを目指す。

□ 施策の横展開と広域連携の促進

- ・ 3 町村での成功事例をもとに、他自治体にも適用可能な DX モデルを確立し、横展開を進める。
- ・ 広域連携の効果的な進め方に係るノウハウを共有し、市町村間連携を他地域でも促進できる仕組みを作る。

③ 持続可能な DX 推進に向けた取組

イ 県独自事業や補助事業の活用促進

- ・ 県は本内容の施策を踏まえた施策を展開する。
- ・ 補助金等の活用促進により、自治体の財源負担を軽減しながら市町村の DX 推進を支援する。

【3 町村の方針】

① 伴走支援後の DX 推進体制

- ・ DX 推進担当者（DX リーダー）を中心に、各町村内での DX 推進チームを維持・拡充し、DX に関する知識・スキルを継続的に蓄積する。
- ・ 3 町村間での定期的な DX 推進会議を継続し、情報共有やノウハウの横展開を図る。
- ・ 沖縄県や他自治体との連携を強化し、県全体の DX 推進施策との整合性を取りながら、支援制度の活用や広域連携を進める。

② 具体的な DX 推進計画

イ DX 人材の継続的な育成

- ・ 伴走支援事業者との協働により蓄積したノウハウを基に、庁内研修・ワークショップを継続し、職員のデジタルスキル向上を図る。
- ・ 外部研修や他自治体との交流機会を活用し、DX リーダーの育成を継続する。

□ 優先 DX 施策の実装

- ・ 伴走支援期間内に策定した DX 推進ロードマップに基づき、地域課題解決に向けた DX 施策を順次実装する。
- ・ 住民サービスの向上を目的に、デジタル技術の活用による行政手続きの利便性向上、住民向け情報提供の最適化、業務の効率化などの取組を引き続き推進する。
- ・ 交通、防災、観光などの分野ごとに、地域特性に応じた DX 施策を具体化し、実証を進める。

③ 持続可能な DX 推進に向けた取組

- ・ DX 施策の効果検証を行い、改善を重ねながら持続的に運用できる仕組みを構築する。
- ・ 外部からの支援（実証・補助事業等）の活用を継続的に検討し、財政負担を最適化しながら DX 施策を推進する。
- ・ デジタル技術の進化に応じて柔軟に計画を見直し、最適な技術・手法を導入できる体制を維持する。

(6) 公募中の伴走支援事業者からの問い合わせ先

企画部デジタル社会推進課 班長 上間 浩	
TEL	098-917-0755
メール	aa012602_atmark_pref.okinawa.lg.jp

※ @を_atmark_と表記しています

別添 2 伴走支援事業者による実施内容

応募者が提案書に記載する実施内容のほか、下記の事項は、伴走支援事業者を実施主体としますので、提案書作成の際には、下記項目の実施等に関しても遺漏なく記載してください。

(1) 電波法を含む法令等に基づく許認可の取得(許認可等が必要な場合に限る。)

本業務は無線の利用を必要とするわけではありませんが、無線を使用する場合その他、伴走支援事業を行うのに必要な許認可等があれば、伴走支援事業者の責任により、それを洗い出し、取得までの具体的計画及びスケジュールを提案書に記載してください。

伴走支援事業の実施場所で本業務を行うのに必要な許認可等を洗い出し、取得までの具体的計画及びスケジュールを提案書に記載してください。

伴走支援事業者は、契約後(採択後)、直ちに必要な免許や許認可等を得られるよう事前に必要な情報を取得してください。

許認可に要する経費のうち、免許申請手数料は伴走支援事業者の負担としますので、あらかじめ了承ください。

(2) ICT 設備・機器の調達及び運用

伴走支援事業者は、本業務で利用する ICT 設備・機器の調達及び運用を行うものとします。

(3) 広報、研修および現地セミナーの開催

a. 研修および現地セミナーの開催

支援地域において、伴走支援事業者等は、地域 DX 推進を加速するための研修や現地セミナーの企画立案及び開催を行うものとします。

地域 DX 推進及び推進体制構築(特に推進計画の策定)を進める上で、都道府県と当該都道府県内の市町村、地域のステークホルダー等の共通認識を得ることが必要不可欠と思われます。このため、推進体制の予定構成員等に対し(地方公共団体の関係部局の職員を含む。)、内部的にデジタル技術の実装等に係る知識・ノウハウの習得を目的に行ってください。

現地セミナーは、地域 DX 推進の理解と協力を促進する機運の醸成を図るため、推進計画の説明その他本事業における成果を広く地域に共有・報告するものとし、伴走支援事業者により企画・実施を行ってください。

現地セミナーの集客・周知にあたり、地方公共団体及びビジネスパーソン向け媒体と連携するとともに、地域メディア(地方紙のうち主力のもの及びローカル局)への事前説明(ローリング)等の工夫により、メディアの露出機会を作ってください。実施時期・媒体は事務局へ相談ください。

また、現地セミナーの開催等は、総合通信局の地域通信振興施策と十分連携(プログラム調整、共催などを含む)して進めるようにして下さい。

b. 支援地域と連携した効果的な広報活動の実施

上記の現地セミナー等メルクマールとなる事象に併せ、効果的な広報を実施し、支援地域を含む当該都道府県全域に、支援成果等を周知するとともに、地域 DX 推進の理解と協力を促進する機運の一層の醸成を図ってください。

さらに、当該成果を全国に周知し、地域 DX に係るベスト・プラクティスを国内全域に横展開すべく、地方公共団体の職員を主たる購読者とする媒体への記事投稿等を行ってください。

当該広報活動は、推進体制構築が「総務省地域社会 DX 推進パッケージ事業」において実施したことを明示して行ってください。

(4) 報告書とりまとめ

伴走支援事業者は、誰もが容易に理解できる表現で文書化し、事務局が指示する報告様式及び内容に沿って作成するものとします。成果報告書は公表を前提とします。

(5) 総務省(総務省により委託された者)及び事務局が行う調査研究、広報事業等への協力(中間報告会、最終報告会の参加を含む。)

株式会社三菱総合研究所は伴走支援事業の管理のほか、地域 DX 推進体制構築に必要な要件に関する調査研究を行います。

伴走支援事業者は事務局が実施する調査研究(データやそのとりまとめ結果の提供、報告会の参加)に協力するとともに、地域 DX 推進に資する普及啓発活動の効果的な実施の方法についても併せて伴走支援事業者にて調査・検討を行うものとします。

(以上)

別添3 情報保護・管理要領

目的

本業務に係る作業において取り扱う各種情報について、適正な保護・管理方策について明確にすることを目的とする。

適用範囲

本業務に係る作業で取り扱う株式会社三菱総合研究所が交付又は使用を許可した全ての情報（電子データ、印刷された情報を含む。）を対象とする。

本業務を受託する者が遵守すべき事項

伴走支援事業者は、本業務の履行に関して、以下の項目を全て遵守すること。

1 作業開始前の遵守事項

伴走支援事業者は以下の(1)から(5)までの各項目に定める事項を定め、その結果を取りまとめた「情報管理計画書」を作成し、契約締結後1週間を目途に遅滞なく株式会社三菱総合研究所の承認を受けること。また、役務内容を一部再委託する場合は、(6)に定める事項に必要な情報を株式会社三菱総合研究所に提供し、株式会社三菱総合研究所の承認を受けること。

(1) 情報取扱者等の指定

「適用範囲」に定める情報を取り扱う者（以下、「情報取扱者」という。）を指定すること。また、情報取扱者のうち、情報取扱者を統括する立場にある者一名を情報取扱責任者として指定すること。なお、情報取扱者及び情報取扱責任者（以下、「情報取扱者等」という。）は、守秘義務等の情報の取り扱いに関する社内教育又はこれに準ずる講習等（以下、「社内情報セキュリティ教育」という。）を受講した者とする。

なお、「情報管理計画書」には、上記に従って指定した情報取扱者等の所属、役職、氏名及び社内情報セキュリティ教育の受講状況を明記すること。

(2) 情報取扱者等への教育・周知の計画策定

情報取扱者等を対象に実施する本業務での各情報の取り扱いや漏えい防止等の教育・周知に関する計画を策定すること。

(3) 情報の取り扱いに関する計画策定

本業務の作業に係る情報の取り扱いに関し、情報の保存、運搬、複製及び破棄において実施する措置を情報セキュリティ確保の観点から定めること。また、情報の保管場所

を変更する場合における取り扱いについても定めること。

上記の情報の取り扱いに関して定める措置には、以下に示す措置を含めること。

- ・ 本業務の作業に係る情報を取り扱うサーバ、PC、モバイル端末について、脅威に関する最新の情報を踏まえた不正プログラム対策及び脆弱性対策を行うこと。
- ・ 株式会社三菱総合研究所が「要保護情報」に指定した情報の取り扱いに、株式会社三菱総合研究所又は伴走支援事業者のいずれかの管理下でない情報システム等（作業従事者の個人所有物である PC 及びモバイル端末を含む）を用いることを原則として禁止し、必要がある場合は株式会社三菱総合研究所の許可を得て用いること。
- ・ 株式会社三菱総合研究所が「要保護情報」に指定した情報の保存に、株式会社三菱総合研究所又は伴走支援事業者のいずれかの管理下でない情報システム等又は電磁的記録媒体（作業従事者が私的に契約しているサービス及び作業従事者の個人所有物である電磁的記録媒体を含む。）を用いることを原則として禁止し、必要がある場合は株式会社三菱総合研究所の許可を得て用いること。
- ・ 株式会社三菱総合研究所が「要保護情報」に指定した情報を電子メールにて送信する場合には、暗号化を行うこと。

(4) 作業場所の情報セキュリティ確保のための措置の決定

株式会社三菱総合研究所又は株式会社三菱総合研究所が指定する場所以外の作業場所において本業務に係る作業を行う場合は、情報に係るセキュリティ確保のために、作業場所の環境、作業に使用する情報システム等に講ずる措置を定めること。

上記の情報に係るセキュリティ確保のために定める措置には、以下に示す措置を含めること。

- ・ 株式会社三菱総合研究所の情報システムにアクセス（一般向けに提供されているウェブページへのアクセスを除く。）する作業は、伴走支援事業者の管理下にあり、部外者の立入りが制限された場所において行うこと。
- ・ 本業務の作業に係る情報を取り扱う PC、モバイル端末等について、盗難、紛失、表示画面ののぞき見等による情報漏えいを防ぐための措置を講ずること。また、それらの措置を講じていない PC、モバイル端末等を用いた作業を制限すること。

(5) 情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合の対処手順等の策定

本業務に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された又はそのおそれが生じた場合に備え、事前に連絡体制を整備し、株式会社三菱総合研究所に提示すること。

本業務に係る業務の遂行において情報セキュリティが侵害された場合又はそのおそれがある場合の対処手順を定めること。対処手順には、以下に示す対処を含めること。

- ・ 作業中に、情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがあると判断した場合には、直ちに、株式会社三菱総合研究所に、口頭にてその旨第一報を入れること。株

株式会社三菱総合研究所への第一報は、情報セキュリティインシデントの発生を認知してから遅くとも1時間以内に行われるように留意して行うこと。

- ・ 当該第一報が行われた後、発生した日時、場所、発生した事由、関係する伴走支援事業者の作業者を明らかにし、平日の10時から18時の間は2時間以内に、それ以外の時間帯は8時間以内に株式会社三菱総合研究所に報告すること。また、当該報告の内容を記載した書面を遅延なく株式会社三菱総合研究所に提出すること。
- ・ 株式会社三菱総合研究所の指示に基づき、対応措置を実施すること。
- ・ 株式会社三菱総合研究所が指定する期日までに、発生した事態の具体的内容、原因、実施した対応措置を内容とする報告書を作成の上、株式会社三菱総合研究所に提出すること。
- ・ 再発を防止するための措置内容を策定し、株式会社三菱総合研究所の承認を得た後、速やかにその措置を実施すること。

本業務の業務が国の安全に関する重要な情報の取り扱いを含む場合は、上記に加えて、以下に示す対処を対処手順に含めること。

- ・ 情報セキュリティの侵害による被害の程度を把握するために必要となる記録類を作成又は取得すること。これらの記録類は契約終了時まで保存すること。
- ・ 株式会社三菱総合研究所の求めに応じてこれらの記録類を株式会社三菱総合研究所に引き渡すこと。

なお、ここでいう「情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある場合」には、以下の事象を含む。

- ・ 不正プログラムへの感染（伴走支援事業者におけるものを含む。）
- ・ サービス不能攻撃によるシステムの停止（伴走支援事業者におけるものを含む。）
- ・ 情報システムへの不正アクセス（伴走支援事業者におけるものを含む。）
- ・ 書面又は外部電磁的記録媒体の盗難又は紛失（伴走支援事業者におけるものを含む。）
- ・ 要機密情報の流出・漏えい・改ざん（伴走支援事業者におけるものを含む。）
- ・ 異常処理等、予期せぬ長時間のシステム停止（伴走支援事業者におけるものを含む。）
- ・ 株式会社三菱総合研究所が伴走支援事業者に提供した又は伴走支援事業者にアクセスを認めた株式会社三菱総合研究所の情報の目的外利用又は漏えい
- ・ アクセスを許可していない株式会社三菱総合研究所の情報への伴走支援事業者によるアクセス
- ・ 意図しない不正な変更等が発見された場合

(6) 再委託に係る情報セキュリティの確保

事前に株式会社三菱総合研究所の承認を得た上で、本業務の役務内容を一部再委託する場合、伴走支援事業者自身が業務を実施する場合に求められる水準と同一水準の情報セキュリティ対策を再委託先においても確保させる必要があり、再委託先における情報セキュリティの十分な確保を伴走支援事業者が担保するとともに、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報を株式会社三菱総合研究所に提供し、株式会社三菱総合研究所の承認を受けること。

2 請負作業中の遵守事項

(1) 「情報管理計画書」に基づく情報セキュリティ確保

「情報管理計画書」に記載した、情報取扱者等への教育・周知、情報の取り扱い及び作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置を実施すること。

(2) 「情報管理簿」の作成

株式会社三菱総合研究所から貸与を受けた各種ドキュメント、電子データ類又は本業務に係る作業を実施するに当たり作成されたドキュメント、電子データについて、授受方法、保管場所、保管方法、作業場所、使用目的等を含む取扱方法を明確にするため、「情報管理簿」を作成すること。

(3) 「情報管理計画書」の変更に関する報告

本業務に基づく請負作業中に、作業開始前に提出した「情報管理計画書」の内容と異なる措置を実施する場合は、以下の手続を行うこと。

情報取扱者等の異動を行う場合は、事前にその旨を株式会社三菱総合研究所に報告し承認を得ること。また、承認された異動の内容を記録し保存すること。

「情報管理計画書」に記載した情報取扱者等に対する教育・周知の計画を変更する場合は、当該箇所を変更した「情報管理計画書」を株式会社三菱総合研究所に提出し承認を得ること。

「情報管理計画書」に記載した情報の取り扱いに関する計画又は作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置を変更する場合は、当該箇所を変更した「情報管理計画書」を株式会社三菱総合研究所に提出し、承認を得ること。

一時的に「情報管理計画書」に記載した情報の取り扱いに関する計画又は作業場所等の情報セキュリティ確保のための措置とは異なる措置を実施する場合は、原則として事前にその旨を株式会社三菱総合研究所に報告し承認を得ること。

(4) 作業場所への監査の受入れ

株式会社三菱総合研究所以外の作業場所において本業務に係る作業を行っている場

合に、株式会社三菱総合研究所がその施設及び設備に関し、伴走支援事業者が「情報管理計画書」に記載した作業場所等の情報セキュリティ確保のため措置が実施されていることを監査する旨申し出たときは、これを受け入れること。

(5) 情報セキュリティ対策の履行が不十分であった場合の対応

本業務に係る作業における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると株式会社三菱総合研究所が判断した場合、株式会社三菱総合研究所と協議の上、必要な是正措置を講ずること。また、是正措置の内容を「情報管理計画書」に反映させること。

3 請負作業完了時の遵守事項

(1) 情報返却等処理

本業務に係る作業完了時に上記 2(2) で作成した「情報管理簿」に記載されている全ての情報について、返却、消去、廃棄等の処理を行うこと。

なお、その処理について方法、日時、場所、立会人、作業責任者等の事項を網羅した「情報返却等計画書」を事前に株式会社三菱総合研究所に提出し、承認を得ること。

処理の終了後、その結果を記載した「情報管理簿」を株式会社三菱総合研究所に提出すること。

(2) 情報セキュリティ侵害の被害に関する記録類の引渡し

本業務の業務が国の安全に関する重要な情報の取り扱いを含む場合であって、業務遂行中に情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがある事象が発生した場合、1(5) に基づいて取得し保存している記録類を引き渡すこと。